

文教警察企業常任委員会会議録

平成19年6月20日～22日

場 所 第3委員会室

平成19年6月20日（水曜日）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第5号 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・県が出資している法人の経営状況について
財団法人宮崎県暴力追放県民会議（別紙17）
 - ・平成18年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
繰越計算書（別紙20）
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・公立学校の耐震化の状況について

出席委員（9人）

委員	長	太田清海
副委員	長	河野安幸
委員		米良政美
委員		福田作弥
委員		野辺修光
委員		宮原義久
委員		西村賢
委員		長友安弘
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	松尾清治
生活安全部長	柄本重敏
刑事部長	鬼束昭己
交通部長	柄本憲生
警備部長	谷口数雄
警務部参事官	椎葉今朝邦
警務部参事官兼 会計課長	中原雅男
生活安全部参事官 兼地域課長	山中勇一郎
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	黒木憲生
少年課長	柏田和彦
交通規制課長	今井和久
運転免許課長	徳留勝次郎

教育委員会

教育長	高山耕吉
教育次長 (総括)	一原則幸
教育次長 (教育政策担当)	寺田建一
教育次長 (教育振興担当)	福島信雄
総務課長	梅原誠史
政策企画監	満丸洋一
財務福利課長	轟田歳明
学校政策課長	飛田洋
学校支援監	白川智
特別支援教育室長	有馬順一郎
教職員課長	堀野誠

生涯学習課長 勢井史人
スポーツ振興課長 得能剛
文化財課長 井上貴
人権同和教育室長 遠目塚勉

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中浩輔
議事課主査 湯地正仁

○太田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○吉田警察本部長 警察本部長の吉田でございます。

委員の皆様方には、本日の常任委員会よろしくをお願いいたします。

御説明に入ります前に、委員の皆様方に一言おわびを申し上げたいと存じます。不適正な事務処理の関係であります。今般、県警におきましても、一部の警察署におきまして、過去における不適正な事務処理が判明いたしました。

県民の皆様のご信頼を損ねることになりまして、大変遺憾に存じておるところでございます。二度とこのようなことが起こることのないよう指示を徹底しているところでございますが、今後とも、委員の皆様方に御指導をよろしく願いたいと存じます。

それでは、本日御審議いただきます公安委員会関係の議案等でございますが、まず、「平成19年度宮崎県一般会計補正予算について」、「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例について」、「専決処分の承認を求めることについて」、「損害賠償額を定めたことについて」、「県が出資している法人であります「財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について」、この5件につきまして、それぞれ関係部長から説明・報告させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

○田畑警務部長 議案等の説明に入ります前に、今回の不適正な事務処理事案につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。今回の不適正な事務処理に関しましては、まことに遺憾でございます。県民の皆様にご迷惑なく申しわけなく思っております。心からおわびいたします。報道されましたとおり、高鍋警察署、西都警察署、高千穂警察署の3署におきまして、不適正な事務処理の事実が判明いたしました。

各署の状況を申し上げますと、まず、高鍋警察署についてでございますけれども、同署におきましては、過去に、事務用品類の物品購入契約の際に不適切な手続が行われ、これによる当時の契約の残額が現在も1業者の帳簿上に約23万円あるということが判明したものでございます。

次に、西都警察署についてでございますけれども、

ども、同署におきましても、過去に、事務用品類の物品購入契約の際に不適切な手続が行われ、これによる契約の残額が、現在はないものの、平成18年度当初、1業者の帳簿上に約38万円あったということが判明したものでございます。

最後に、高千穂警察署についてでございますけれども、同署におきましても、17年度以前、同様の契約時の不適切な手続があったということが判明したものでございます。

なお、不適切な事務処理が判明しましたいずれの警察署におきましても、私的流用の事実は認められなかったということでございます。

警察といたしましては、県と連携し、引き続き調査を進めるとともに、二度とこのような事案が発生しないよう、改めて、職員一人一人に公金取り扱いの責任の重さを再認識させるなど、必要な措置を講じてまいる所存でございます。

それでは、平成19年6月定例県議会提出の議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の公安委員会関係につきまして、御説明をいたしたいと思っております。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の349ページをお開きいただきたいと思っております。公安委員会一般会計警察本部の補正額は、増額5億7,021万9,000円をお願いしております。今回の補正によりまして、公安委員会の補正後の予算額は、298億7,126万円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、説明資料の353ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、上段の左側の会計、科目、事項の欄をごらんいただきたいと思っております。（款）警察費（項）警察管理費（目）警察本部費（事項）運営費、補正額976万4,000円でございます。これは、警察職員設置に要する経費でございます、

番号1の庁用備品購入費976万4,000円でございます。老朽化し、使用に耐えられなくなった事務机、いす等を買いかえるための経費でございます。

次に、（目）警察施設費（事項）警察施設費、補正額3,729万2,000円でございます。これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費でありまして、番号1の宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業3,500万円、番号2の日南警察署執務環境整備事業229万2,000円でございます。宮崎県総合自動車免許センター建設整備事業につきましては、同センターの建設に係る地質調査、基本設計、仕様書の作成等を3カ年計画でコンサルティング事業者へ委託するための初年度に要する経費でございます。

現在の宮崎県自動車運転免許試験場の庁舎は、築後41年が経過し、庁舎全体の老朽化に加え、耐震性能も極めて低く、早期の建てかえが必要となっております。また、運転免許証の作成等を行う運転免許センターが別庁舎であり、利用者が庁舎間を行き来するなど不便を強いておりますことから、建てかえに際しましては、運転免許試験場と運転免許センターの機能を同一庁舎内に有する施設が望ましいと考えております。このため、平成18年度には低コストによる建設手法や無駄のない建築規模等を検討するための調査をコンサルティング事業者へ委託したところでございます。その結果、庁舎建設に係る実施設計と施工を一括して行う「デザイン・ビルド」方式による建設手法がコストや工期の面から最適であるということが判明をいたしました。また、このデザイン・ビルドにより設計・建設を行う業者を選定する際は、入札希望者の技術提案を受け付け、この技術提案が事前審査で承認された場合、その技術提案に基づき入札を

行う「入札時VE」、バリュー・エンジニアリングのことですが、入札時VEを採用するとともに、これらの技術提案と入札金額とを総合評価をする「総合評価方式一般競争入札」を行うことにより、一層のコスト低減と品質の確保が図れることが判明しております。平成19年度のコンサルティング委託は、これら一連の作業として、現地の地質調査を行い、技術公募を行うための基本設計書、仕様書の作成を行うものでございます。

なお、平成20年度では、入札により業者を決定し、平成21年度には、この業者が設計した実施設計書に入札時の技術提案が盛り込まれているかどうかの確認を行いますVE提案の管理を実施することといたしております。このため、あわせて債務負担行為も要求しており、お手元の平成19年6月定例県議会提出予算事項別明細書の187ページをお開きいただきたいと思います。

その一番下のところがございます宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業をごらんいただきたいと思います。当該年度以降の支出予定額の欄に記載してあります期間の欄には平成19年度から平成21年度までとなっておりますが、これは平成19年度分を含んだ事業全体の期間でございます。平成19年度につきましては、当年度予算といたしまして3,500万円を要求しているところでございますので、債務負担行為といたしましては、残りの2,000万円を平成20年度、平成21年度で要求することといたしております。これによりまして、平成19年度6月補正で3,500万円、平成20年度から21年度までで2,000万円の3カ年合計で5,500万円のコンサルティング委託となるものでございます。以上が宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業の説明でござ

います。

再度、歳出予算説明資料のほうに戻っていただきたいと思っております。その353ページをごらんいただきたいと思っております。番号2の日南警察署執務環境整備事業でございます。日南警察署は、築後48年が経過し、老朽・狭隘化が進んでおり、女性用トイレが一室しかないことや女性用シャワー室がないこと、さらには、警察安全相談を受ける部屋や取調室が不足するなど、市民応接や執務環境面でさまざまな問題を抱えていることから、これを改善するために警察署敷地内にプレハブ庁舎をリース方式により建設するものでございます。リース庁舎は、鉄骨プレハブづくり2階建てとし、生活安全課事務室、取調室、当直仮眠室、女性用トイレ、女性用シャワー室などを設け、庁舎の狭隘を解消するとともに、現庁舎の当直用仮眠室を警察安全相談室に改修するなどして、市民応接機能を向上させることといたしております。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費、補正額246万1,000円でございます。これは、一般警察活動、刑事警察活動、生活安全警察活動及び交通警察活動等警察活動全般に要する経費でございまして、番号1の「地域の安全を守る街頭活動強化事業」の(1)地域の安全を守る街頭活動強化事業(スクールサポーター新設)135万3,000円、番号2のその他警察活動経費等の(1)県民と警察の集い開催経費110万8,000円でございます。

番号1(1)の地域の安全を守る街頭活動強化事業(スクールサポーター新設)につきましては、平成19年度骨格予算で措置した地域の安全を守る街頭活動強化事業に、新たにスクールサポーター1名を新設するものでございます。近年、全国的には、子供被害の凶悪事件が後を

絶たず、また、少年による凶悪な犯罪が発生するなど、少年を取り巻く情勢は、非行、被害の両面におきまして、依然として厳しい現状にございます。

本県におきましては、凶悪事件の発生こそございませんけれども、凶悪事件に発展するおそれのある、いわゆる声かけ事案の発生は増加傾向にございます。スクールサポーターは、このような少年非行、被害の両面の厳しい現状に対応するためのものをごさいますして、その任務は、少年の非行防止・立ち直り支援、非行・犯罪防止教育の支援などをごさいます。

文部科学省の事業に、スクールガードやスクールガードリーダーというものがございすけれども、これらが主に登下校時の見守り活動等、学校外における子供の安全確保を目的にしていることに対しまして、スクールサポーターは、教育委員会の要請等に基づきまして当該学校に派遣し、児童生徒の問題行動や校内の安全対策を図り、児童生徒、保護者等学校関係者への指導・助言等を行うものをごさいます。したがいまして、スクールガードリーダー等とは性格が異なり、また、警察官や少年補導職員との違いは、問題のある学校に駐留して活動するという点にごさいますして、学校内でのあらゆる少年の非行問題等に関する専門職と言えるわけでごさいます。スクールサポーターの身分は、非常勤職員といたしまして、少年の非行問題等に専門的知識を有する警察官OBを採用して、警察本部少年課に活動の拠点を置きまして、教育委員会、学校との連携を図りたいと考えております。

番号2の(1)県民と警察の集い開催経費につきましては、毎年、宮崎県警察音楽隊が開催しております県内における定期演奏会に要する費用でごさいますして、会場借り上げ費やポスター

の作成費等でごさいます。

次のページをごらんいただきたいと思います。最後に(事項)交通安全施設整備事業費補正額5億2,070万2,000円でごさいます。これは、交通安全施設整備事業に要する経費でごさいますして、番号1の交通管制及び信号機改良等整備費1億585万7,000円、番号2の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費4億1,484万5,000円でごさいます。

番号1の交通管制及び信号機改良等整備費の増額につきましては、警察本部内の交通管制センターは、道路上に設置してある信号機や交通情報板などと常時接続されておりまして、車両感知器等により収集した道路の交通状況を同センター内のコンピューターにより分析し、交通量に応じた適切なタイミングで信号機を作動させ、車の流れをスムーズにするなどの業務を行っておるところでごさいます。こうしたスムーズな交通を確保するために、交通管制センターと接続する交差点をふやしたり、信号機を車両や歩行者に反応するような機能に高度化したりする経費は、国から10分の5の補助を受けて事業を行っているところでごさいます。平成19年度は国から3億632万6,000円の事業費が認められており、骨格予算で2億46万9,000円を措置したことから、残りの1億585万7,000円の措置をお願いするものでごさいます。

番号2の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備事業の増額につきましては、(1)の起債対象事業費8,167万2,000円、(2)のその他整備費2億8,006万7,000円、(3)の高齢者及び交通環境に配慮した信号機新設整備事業5,310万6,000円となっております。

(1)の起債対象事業費とは、信号機の新設や道路標識を設置する経費のうち、車両を感知

して信号機の作動を調整する「全感応式信号機」や「半感応式信号機」、道路標識の内部に照明が組み込まれており、視認性をよくした「灯火式標識」など、国が地方債をその財源とすることを許可しているものでございまして、信号機が設置されていない交差点等や新しく道路が開通することにより、新たに信号機や道路標識を設置する経費でございます。

(2) のその他整備費は、(1) の起債対象事業費以外のもので、老朽化した信号機や道路標識を建てかえたり、横断歩道等の道路標示を設置・補修する経費等でございます。

(1) 起債対象事業費の8,167万2,000円につきましては、全額を今回の肉付け補正予算で措置をお願いするものでございます。また、(2) その他整備費につきましては、骨格予算で1億1,126万2,000円を措置しておりまして、予算要求額との差額となる2億8,006万7,000円をお願いするものでございます。(3) の高齢者及び交通環境に配慮した信号機新設整備事業につきましては、高齢者の交通事故防止を目的とした信号機22基を平成18年度からの3カ年計画で整備することとしていたところでございますけれども、平成18年度は9基を新設し、平成19年度は5基を新設することとしておりました。

一方、県民からの設置要望がなされている箇所への信号機の新設や、新たに道路が開通することに伴い設置が必要となる信号機につきましては、先ほど説明いたしました(1) の起債対象事業費と(2) のその他整備費で対応してきたところでございますけれども、平成19年度は、国道269号加納バイパスと国道220号青島バイパスが開通し、この路線上に設置する8基の信号機は、1基当たりの単価が高い「半感応式信号機」を設置する必要があることから、(1) と

(2) の事業で実施する交通安全施設整備事業費のいわゆる既定予算では、県民からの要望にこたえられる信号機新設が不十分となるわけでございます。そこで、「高齢者のための信号機新設整備事業」に、県民の要望等にこたえるための信号機9基分を追加し、改善事業として「高齢者及び交通環境に配慮した信号機新設整備事業」分計14基の信号機新設をお願いするものでございます。これによりまして、平成19年度の信号機新設は、全体で26基となり、平成18年度と同数を整備することといたしております。以上で議案第1号平成19年度宮崎県一般会計補正予算第1号の公安委員会関係について説明を終わります。

次に、議案第5号の「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(案)」につきまして、御説明いたします。

改正理由につきましては、平成19年4月1日の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行を受けまして、同日、警察法施行令が改正され、同施行令に示されました都道府県警察の内部組織基準にあります刑事部の所掌事務に「犯罪による収益の移転防止に関すること」が追加されたことが改正理由でございます。

これに対応しまして、宮崎県警察本部の内部組織に関する条例に同条項を加えるなど、現行の警察法施行令に示されております所掌事務に沿った条項の表記としたものでございます。具体的には、お配りしております資料1のとおり、条例第5条の刑事部所掌事務に第5号薬物及び銃器に関する犯罪の取締まりに関すること、第6号組織犯罪の取締まりに関すること(他の部の所管に属するものを除く。)、第7号犯罪による収益の移転防止に関することを追加し、条項の整理を行ったものでございます。

この条例（案）の施行期日につきましては、条例公布の日といたしております。

次に、平成19年6月定例県議会提出議案の報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして御説明をいたします。

これは、平成18年度宮崎県一般会計補正予算第7号の公安委員会関係歳出予算でございます。明細につきましては、お手元の平成19年6月定例県議会提出予算事項別明細書、その事項別明細書の291ページでございます。(款)警察費(項)警察管理費(目)警察本部費(節)職員手当等、金額190万6,000円でございます。退職手当の支給額が確定したことに伴い、その不足額を補正するものでございます。不足額が生じたのは、本年3月自己都合による退職職員1名が生じたことによるものでございます。以上で報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」の公安委員会関係につきまして説明を終わります。

次に、平成19年6月定例県議会提出報告書の報告件名「損害賠償額を定めたことについて」につきまして御説明いたします。

これは、お手元の平成19年6月定例県議会提出報告書3ページの上から2番目の事案でございます。都城警察署の警察官が公用バイクを運転して警ら中、前方不注意により、相手当事者運転の軽四輪貨物自動車に追突した交通事故でございます。相手方車両の修理費用として10万5,483円を損害賠償金として県費で支払ったものでございます。以上でございます。

○鬼東刑事部長 刑事部長の鬼東でございます。私のほうからは「財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について」御報告を申し上げます。

財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状態について御報告いたします。なお、財団法人宮

崎県暴力団追放センターについては、従前は、「財団法人宮崎県暴力追放県民会議」という名称でありましたが、平成19年6月1日に開催された理事会において承認を受けまして、6月13日から改称をしております。資料は、平成19年6月定例県議会提出報告書の147ページでございます。それでは、お手元の提出報告書によりまして御報告いたします。

御案内のとおり、宮崎県暴力追放センターについては、県から3億円、市町村から1億円の出捐金、それと民間から1億円の寄附の計5億円を基本財産にしまして、平成4年4月1日に設立されまして、その果実収入や公安委員会からの委託事業費等をもとに、1の事業概要記載のとおり、「暴力のない安全で住みよい宮崎」の実現に向けて、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を推進しております。しかし、近年の低金利時代の到来等から、果実収入が激減しましたので、その不足分につきましては、県や市町村から補助金等の交付を受け諸事業を展開しているところであります。

ところが、平成16年度から県の補助金が全額廃止されたことから、事業の内容の見直しや広報活動費、それから人件費などの削減を図ったのでありますけれども、対応できずに、平成16年度と平成17年度の2年間は、基本財産の一部を取り崩して事業を推進してまいりました。平成18年度につきましては、基本財産の運用益等により、基本財産を取り崩すことなく事業を推進することができました。

次に、2の事業実績については、別紙記載のとおりであり、主なものとしては(1)の暴力追放のための広報・啓発事業、(2)の暴力団追放相談事業、それから(6)の責任者講習等の事業を推進しております。

次に、資料151ページの正味財産増減計算書であります。平成18年度の経常収益につきましては、基本財産運用益が801万1,509円であります。これは基本財産の利息収入と、基本財産で北海道債や大阪府債を購入した際に生じた利益の償還差益先取り分を含んでおります。受け取り会費の283万円については、賛助会員134団体等からの賛助金であります。事業収入の218万2,000円は、県公安委員会からの責任者講習受託収入であります。補助金等の330万9,000円については、市町村連合会からの補助金と全国暴力追放推進センターからの助成金であります。受け取り賛助金・寄附金等の100万円は、九州地区遊技業組合連合会からの寄附金であります。雑収益の5,466円は、基本財産の一部である預金の受け取り利息であります。以上のとおり、経常収益の合計は1,733万7,975円となります。

一方、経常費用につきましては、事業費が1,041万970円、管理費が781万1,921円で、計1,822万2,891円となります。

よって、当期経常増減額につきましては、マイナス88万4,916円となりますが、資料の157ページの平成19年度収支予算書予備費支出欄の記載のとおり、これは下から2行目になりますけれども、平成17年度からの繰越金前期繰越収支差益が449万5,280円あったことから、平成18年度は基本財産の取り崩しを回避して、次期繰越収支差額は361万364円となっております。

次に、153ページの財産目録についてであります。

資産の部は、流動資産として現金預金が417万2,319円、固定資産として基本財産で購入しました投資有価証券、定期預金と退職給付引当資産が4億9,940万8,200円の計5億358万519円あります。

負債の部は、流動負債として未払い金、預かり金が56万1,955円、固定負債として退職給付引当金が440万8,200円の計497万155円あります。正味財産が4億9,861万364円となっております。

次に、154ページの平成19年度事業計画書について申し上げます。基本方針、事業計画は、前年度と同様であります。本年も、昨年を引き続き、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動のさらなる活性化を図っていくことにいたしております。

次に、156ページの平成19年度収支予算書であります。事業活動収入としましては、基本財産運用収入が524万4,000円、会費収入が300万円、事業収入が268万2,000円、補助金等の収入が289万7,000円、賛助金・寄附金等収入が700万円、雑収入が4,636円の計2,082万7,636円としております。

一方、事業活動支出につきましては、事業費支出が1,574万1,000円、管理費支出が759万7,000円の計2,333万8,000円を予定しております。

以上のとおり、平成18年度は、基本財産の運用益、前期繰越金等により基本財産の取り崩しを回避することができました。また、平成19年度につきましては、財団法人法律扶助協会から700万円の寄附をいただきましたことから、基本財産の取り崩しを回避できる見込みであります。

以上のとおり、財団法人宮崎県暴力追放センターの平成18年度の事業報告並びに平成19年度事業計画を御報告させていただきました。本事業報告等は冒頭に申しましたように、去る6月1日に行われました理事会において承認を得ております。本年度も県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を強力に推進してまいる所存でありますので、御指導、御協力をよろしく

お願いしたいと思います。以上でございます。

○太田委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案及び報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○米良委員 ちょっとお尋ねをいたしますが、歳出予算説明資料の353ページでお話ございました件についてでございますが、地域の安全を守る街頭活動強化事業でございますが、今、それぞれの自治体とかあるいは地域ぐるみで、安全安心な、子供たちを守るための高齢者クラブが特に力を注いでくれていましてね、いろんなところで辻々に立って見守っていただいておりますが、そういうものに付随する事業だと思っておりますが、スクールサポーター新設ということで、教育委員会に派遣する事業とかおっしゃいましたが、そういう大事な事業についてでありますから、135万3,000円というのは、ちやちな予算配分のような気がするんですが、もう少し説明をいただいて、これは特定の市町村による事業なのか、そこ辺をちょっと部長。

○田畑警務部長 先ほども説明しましたように、スクールサポーターにつきましては、問題のある学校であるとか、支援を要望されている学校等に派遣いたしまして、少年非行防止だとか、あるいは被害を受けた少年の援助とか、そういった活動を行うことを目的としておるものでございますけれども、とりあえず、非常勤の職員を1名採用するというこの予定でございまして、今回の常任委員会、県議会等で承認を受けましたら採用するというこのこととございまして、今年度分の、その採用する非常勤職員の給与に相当する額ということでございますので、このような予算額になっておるものでございます。

○米良委員 最近、久しくそういう学校におけ

る非行問題というのは余り聞かない、幸いだなと思っておりますけれども、今、部長からお話がありましたように、特定の学校ということになると理解していいのか、それとも1名ということでありまして、なかなか県下広いわけでありましてね、そういうことからすると、もうちょっと大きくですよ。一人とは言わずにもうちょっと問題行動が予測をされるという、そういう学校であるかわかりませんが、そういうことを想定をしての1名派遣ということでありましようから、もうちょっと広い意味で、1名と言わず……。何かそういう事案に対処するための一人と理解していいのかですよ。現在の社会情勢における一つの予測からいたしますと、もうちょっと広範囲にわたった人材の登用というか、そういうことが考えられると思うんですけれども、1名で大丈夫なんですか。

○田畑警務部長 スクールサポーターの新設事業はですね。今年度から開始するというこのこととでございますので、財政当局との協議の過程で、とりあえず、ことしから始めようということで、1名ということになったものでございますけれども、ことしの成果とかそういったものを見ながら、また、来年度は来年度別途で検討してまいりたいと考えておるものでございまして、とりあえず、ことしは1名ということでお願いをしておるものでございますので、来年度は、その成果を見ながら、またいろいろ検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○米良委員 最後に、教育委員会に派遣するというこのこととありますが、どこの教育委員会、県の教育委員会ですか、それともどっか特定の市町村の教育委員会……。

○田畑警務部長 具体的には教育委員会と協議をしまして、必要な学校等をピックアップしてもらって、その学校の問題になるテーマ等について派遣をして、問題解決を図っていきたいというふうに考えておるものでございます。

○福田委員 信号機の件、県民の要望が大変多いわけではありますが、私も過去、幾つも設置をお願いして、要望にこたえていただきましたが、今、この近郊で一番交通の流れが極端に変わったところとしまして、私、イオン関係かなと見ているんです。私が、あの道路をフェニックス自然動物園から日向大橋まで——以前は農道であったのを県道に昇格して、その後、幾つか工場等が進出しましたから、信号機の配置をお願いしましたが、その後、イオンというのが出てきて、かなり変わったきたなと思っているんです。設置場所等が数カ所になりますと、交通の流れが悪くなりますから、やはりいつも陳情のときには、「いや、交通が遮断されますからね」ということをお聞きするんです。だから、あの区間は7キロぐらいですが、一定の区間で、そういう状況の変化で信号機の設置箇所、増設が望ましいんでしょうけど、増設が難しい場合には、交通の変化に応じて設置箇所を変更するとか、その辺はできるんですか、どうですか。

○柄本交通部長 信号機を新設あるいは移設とかする場合に必要性ですとか、緊急性ですとか、あるいは交通事故の発生状況ですとか、いろんな要素を勘案しながら、緊急度の高いところからつけておるわけでございますけれども、今、委員御指摘の交通流の問題ですね。信号機を設置したことによって、かえって渋滞が出たとか、そういう状況がまたあれば、移設なりその辺はまた検討させていただきたいと思うんですけれども、不可能ではございません。

○吉田警察本部長 交通流と信号機の関係でございますけれども、先ほどの警務部長の説明の中にも若干ございましたけれども、交通管制センターで感应式あるいは半感应式の高度な信号機も整備いたしておりまして、御指摘のイオン近辺についてどうなっているか、今、ちょっと即答はいたしかねますけれども、やはり交通管制センターである程度交通流全体をすべて把握をした上で、コンピューターの制御によりまして、渋滞の状況に応じて信号機の青の時間を調節するでありますとか、そういった形での交通の円滑化を図る措置もとっておりますので、御指摘の路線につきましても、そういう観点からも検討させていただきたいと思います。

○福田委員 流れがかなり変わってきたような感じがいたしますから、特に、その交通管制センター管轄はどこまでになっているんですかね、宮崎中央部では。全体を網羅しているんですかね、この中央センターは。

○柄本交通部長 宮崎市全体ではございません。幹線道を中心に——市街地を中心に管制センター。あと、都城、日向、延岡、高鍋、ここにもサブセンターがございまして、幹線道路は管制センターで集中管理しておるという状況でございます。

○福田委員 わかりました。ぜひ、調査をお願いしておきたいと思います。

それからもう一点、暴力追放県民会議の件であります。私、4年間浪人しておりましたからびっくりしたんですが、基金の取り崩しが起こる。当然、基金の運用利回りが大変低下しておりますから、いろんなこういう類の基金をもとに運用果実で運用しているところは大変だと思うんですが、よく運用されているような債券等買われまして頑張っておられるなと思いました

が、そこで、私もかつてこの会議ができる時にありましたので、いろんなことを今、思い起こしているんですが、この会員とか賛助会員寄附金収入、この最近の動向はどうあるんでしょうかね、今。

○鬼束刑事部長 言われるとおり、最初、5億円ということの基本財産で運用を開始したわけですが、当時は、非常に利息もよくて年間2,000万円の予算を大体その基本財産の果実収入で見れてきておりました。ところが、ああいう状況になりまして、非常に利息が下がったということで、平成13年から賛助会員制度というのを取り入れまして、現在、これが先ほど説明しましたように、法人が117、個人が17ということで、法人からは一口1万円、個人からは5,000円という賛助金を集めておりまして、あと、寄附というのは、それぞれ暴追センターなり、また警察署の方で個々をお願いをして、寄附をいただけるものについては、趣旨に賛同してもらって寄附をいただくということで運営をしておりまして、賛助会員も徐々にふえてきております。ですから、今後とも、そういう努力もやっていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○福田委員 大変貴重な基金の設立をお願いしたわけですから、できるだけ、賛助会員等を努力されましてふやし、この暴力追放会議が永続的に運営できますように、御要望しておきたいと思っております。以上です。

○長友委員 信号機の件ですけど、変則的な交差点といいますか、十文字になってなくて、そこにちょっと特殊な場合ですけども、学校等がある関係で、生徒の道路横断の安全を確保するために信号機をつけていただきましたけれども、一方、今度は、わき道から出る車が朝夕の

混雑のときになかなか出られないという状況が発生しているんです。非常に変則的な交差点になっているところがあるわけですね。そういうところの信号機の時間的な調節といいますか、あるいはまた、道路標識等によりまして、わき道から出られるようなスペースを確保していただくとか、これは個別の事例になりますから、そういうこと等もいろいろと要望が出てきますけれども、そういうことの対応というのをしてもらえないものか。特に、交通事情が変わってきまして、具体的に言いますと、日章学園のところの信号機なんですけれども、道路が向こうの方から、新しい道路が抜けてきたという関係もありまして、交通量がちょっとましてくているという状況がございます。だから、朝夕、特に朝とかのラッシュのときだろうと思うんですけども、そういう時間帯だけ、信号機の時間が変えられるかどうかという問題ですね、これは外しておきますが、また、これはちょっと要望になろうかと思っておりますので、個別にちょっと御相談申し上げて、一回調査をしていただきたいと思っております。

それと、これ、確認ですけども、このスクールサポーター制度、ちょっと勉強不足で申しわけないですけど、その対象の学校というのは小中高等学校も私立・公立ありますけれども、これはどのあたりまでになるものでしょうか。

○柄本生活安全部長 スクールサポーターに関しましては、一応県の教育委員会のほうとの申し合わせで、あちらからの要望で派遣するという形になっております。いわゆる学校内、小学校はそれほどないと思いますが、中学校、高校が主体になると思うんですけど、このスクールサポーター制度につきましては、今回1名ということで、先ほど警務部長から説明させていた

いただきましたが、非常に、このスクールサポーターの必要性というのが近年高まっております。いわゆる学校内で処理できないようないろいろな問題事案とかそういうものを、現場に行って学校に対してアドバイスだとか、生徒個人に対する指導とか、それから、いわゆる非行防止教育だとか、それから被害防止教育などいろいろやることがありまして、そういうのを荒れた学校だとか、必要性の高い学校に派遣して、学校の先生と一緒に対応してもらおうというのが趣旨であります。

現在、全国での導入状況なんですけれども、4月1日現在、全国で30都道府県423名を採用されております。九州管内では、佐賀が1名、長崎が4名、熊本が3名、鹿児島が3名、沖縄が4名でございます。福岡は検討中でございますけれども、私どもとしましては、各警察署に1名ずつぐらい欲しいなというふうに考えております。学校内でいろいろ問題が起こって、警察に届けるのも何だというような、事件とするのもちょっと何だというような問題行動とかいろいろあった場合に、やはり早めに学校の先生と相談して対応できるということがメリットで、少年非行防止、健全育成、被害防止に対して非常に効果が期待できるんじゃないかと考えているところであります。以上であります。

○長友委員 できるだけ、そういう事案がないことが望ましいわけでありましてけれども、特に、最近犯罪の低年齢化とか凶悪化等もございますので、未然に防止する意味では、これは非常に重要な仕事ではないかと思っておりますので、大変でしょうけれども、まず導入していただいて頑張っていたきたい、こういうふうに思います。

○宮原委員 宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業ということで、これから地質

調査をして、設計をして、そしてつくっていくということになると思うんですが、今、免許の種類ってかなりありますよね。バイクから大型1種、それから大型2種、牽引という形まであると思うんですが、ここでは全種類の免許をここで受けることができるということになりますか。

○柄本交通部長 そのとおりでございます。すべての試験は試験場のほうで受験できるということです。今度、中型免許が導入されましたので、今、1種、2種、仮免、3種の17種類になりました。

○宮原委員 限定付きの免許があると思うんですよ。例えば、農耕車に限るとかですよ。そういうときに、今、いろいろ話を聞かしてもらくと、県内全体の農家の方が、農耕車が大型化になってきて、牽引で引っ張るといのがかなり大きなのがあるんですよ。10トンぐらいのを牽引するというのまであるんですが、いろいろ聞くと、ほとんど牽引の免許を持っておられないと、大型トラクターの免許は持っている。持っているんだが、牽引の免許は持ってない。

一方では、JAあたりからいろいろと言われるんですが、免許を受けたくても受ける場所がない。それを受ける場所がない。いろいろ担当の方に話を聞かせてもらおうと、受けるとすれば、農耕にしか乗らないんだから、農耕車限定でいいと言われるんだけど、受けに行ったときには、大型トラックしかないから、大型トラックで乗って試験を受ける。試験を受けて申請したときに「農耕車に限る」ですから、農耕車に限るといふ免許になる。今度はランクを落として小さい車両では、今度は牽引がない。だから、やっぱりその大型の牽引車で運転をして、申請したときにはその大型じゃないからその免許になるん

だというような話も聞いたんですが、当然、これだけ整備されるのであれば、本当は本会議で質問したいなと思ったんですが、マスコミの方がいらっしゃるかどうか分かりませんが、県内全部の大型トラクターに乗っておられて、秋口になると特に牽引でやられるんですが、皆さん、無免許でやっているということになるんですよね。だから、そういったものの改善をまずやってほしいというふうに思うんですが、各自動車学校でも大型の牽引の試験を実施しているとはあるようなんですけど、今度はそのトラクターなりの牽引の車両がない。車両を買っても一時的なもので、長くそれが続くものでないから、車両の導入をするという考えはないというような話も聞くんですが、そういったものが当然、こういったところには、免許の種類に応じたものが、せめて県が管理する免許センターには当然その車両があって——持ち込めばいいですよという話のようなんですが、整備されるべきというふうに思うんですが、どんなものでしょうかね。

○徳留運転免許課長 農耕用トラクターの関係でございますけれども、農耕用トラクターと被牽引車の関係ですね。農耕用トラクターで総重量が750キロを超えるトラクターを引く場合には、御指摘のとおり、牽引免許が必要となります。牽引免許を取得するためには、普通免許とか、中型とか、大型とか——特殊免許を持つておることが条件であります。この大型特殊免許を取得するためには、現在、県下で9カ所の指定校で取得ができますし、また試験場で直接受験をすることができます。

また、大型特殊の農耕用限定免許というのを取得できますけれども、試験場に直接農耕用のトラクターを持ち込んで受験ををしていただい

ております。現在、この農耕用トラクターの免許についても受験をしたいという方もたくさんおります。この方たちのための試験日も特定して実施しておりますので、試験場に来られれば、受験は可能だと思われま

す。また、先ほどの御指摘のありましたひよつとしたら無免許かもしれないということにつきましては、各警察署等と連携をとりながら、指導取り締まりをしていきたいと考えております。以上でございます。

○宮原委員 指導もしていただくことは大変ありがたいことなんですが、「持ち込めばできますよ」というのではおかしいというふうに思うんですよ。持ち込めばいいということじゃなくて、当然、免許センター、今からこれだけ立派なのをつくろうとすれば、知事も言われるように、日本で指折りの農業県と言われるところに、受けるための車両を持ち込めばいいですよということではなくて、当然、そこにあって、これで受けさせてくださいということでない、それは持ち込めばいいと言われても、例えば、高千穂町の方がわざわざ持ってきてという話になりますので。

ただ、こちらに来れば練習をする日があって、次の日は受けられますよというような感じであれば、皆さん、無免許であれほどまい運転が皆さんできるわけですから、一発で通りますよ。いや、それは普通の人に乗るよりも皆さんプロですから、よく入れるなというぐらいきっちり入れますから。だから、それは当然、ここに整備しなければならぬんじゃないかというふうに思いますし、確かに、いろいろ聞くと、あちこちでうわさがうわさを呼ぶものですから、それで無免許でやられたと、つかまったという話があるんですが、いろいろ聞くとそれで違反と

して点数を引かれたということは聞かないようなんですよ。実際それがうわさがうわさで言っているだけの話のようですから。

ただ、それは警察の方々もそういう免許センターのところに、その車両がないわけですから、できれば、大型でも免許を取ってくださいねというような話にはなっているようなんですが、ただ、「もし、事故をしたときにはどうなりますか」と聞くと、「事故をしたときには完全に無免許ということになりますよね」と言われるわけですよ。そうすると、いつどうやって事故が起きかわからないという状況で事故になったときにはやばいですよという、そういうあやふやな制度であってはいかんのかなというふうに思いますから、1台当然ながら車両が入るべきというふうに思うんですよ。でないと農業県——これがある程度免許何人かが取られると、「あそここの人が今出たから、今つかまえに来い」と言われるんだそうですよ。だから、お互いお金かけて免許取ってくるわけですから、隣の人は金をかけてないわけですから、「今出たから、今つかまえに行け」というふうな通報をするという話を聞くんですよ。こうなってしまうと、にっちもさっちもいかない状況が来るなというふうに思ったもんですから、一回、どっかの時点でこうやって話をさせてもらおうと思いました。

これ、一般質問でやっちゃうと県内のほとんどの農家の方は無免許でという形に書かれると、これ、ちょっとやばいかなというふうに思いましたので、きょうはマスコミの方が入っていらっしやらないだろうというふうに思っていますので、今、話をさせていただいたところですので、十分検討していただきたいなというふうに思います。これ、「はい、します」とも言えないでしょうから、検討していただいて、予算化していた

だきたいというふうに思いまして、関連した形で質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○井上委員 スクールサポーターのことで、生活安全部長にちょっとお話を聞かせていただきたいですけど、今、学校現場には、もちろん警察の方に来ていただきたいということもあります。弁護士さんなんかも来ていただいて、訴訟に至らないように、その知恵をかりるといようなこととかも今、起こりつつあって、例えば給食費の未納があって、その取り立ての問題がどうこうとか、学校内で何か子供がちょっとけがをしたというのなども訴訟問題になったりとか、学校現場に教師以外のいろんな人たちが入ることというのがすごく多くなったわけですよ。そのことについて、後で教育委員会にもちょっと聞いてみたいと思うんですが、教育委員会から要請があれば、学校に入っていくということになっていますが、そういうことも含めてですけれども、教育委員会を中心として、一緒に青少年の問題とかを話し合いをする場所みたいなものというのは確保されているんでしょうか。青少年の犯罪も含めて……。

○柄本生活安全部長 教育委員会と子供の非行等についての話し合いは行われているかということなんですけれども、これは、今、警察本部とそれから教育庁の担当課ですね、それから、現場というか、各署におきましては、各署の生活安全課と各学校、それから各市町村の教育委員会、それから教育事務所等との定期的な連絡会議は行っています。学校、警察、「学警連」と言うんですけれども、連絡協議会というのつくっておりますので、そこでいろんな問題行動なんかを定期的に話し合うという場はございます。ただ、事件・事故とかいろいろ問題行動といいま

すのはやはりそのとき——定期的には行われて
いるんですけれども、そこでは情報交換程度
のごさいまして、いざ必要になったときは、
やはり学校では学校なりの対応だけで、警
察と十分に連携をとっていただければいい
んですけれども、そこはお互いに最近個人
情報の問題だとかいろんなのが出てきま
して、なかなか言えない部分もあるとい
うところがありまして、そういう部分を含
めて今回の必要に応じて教育委員会から
の要請で行ってもらおうということで、
スクールサポーター制度というのができて
います。

これは平成14年から始まった全国的な取
組みでありまして、こういうスクールサポ
ーター、今、徐々にふえてきているんです
けれども、導入の説明につきましては、教
育庁それから市町村の教育委員会に導入
の説明は行っておりますけど、今のところ、
これに対する反対意見もございません。ま
た、スクールサポーターについての学校
側の対応ですけれども、これまで学校側
としては、なかなか警察に言えない部分
があったんですけれども、最近では、非
常に連携というか、連絡がうまくいくよ
うになりまして、特に今、私立の中学校
、高校等については、「ひむかっ子健全育
成サポート制度」というのをつくっていま
して、お互いにいろんな情報交換をする。
それから県立学校、公立学校についても、
今、その作業を進めておりまして、間も
なくこれも実現できるものというふう
に考えております。それに合わせてサポ
ーターが学校等に入りますと、警察OB
を使いますので、今度は警察署との連
携がうまくいくようになるんですね。専
門的な知識を持っております。そして、
その的確な対応なりとともに、警察と
の連携がうまくいくという部分もござ
いまして、これについての

教育委員会からの反対意見とか、そう
いうものは全く出てきておりません。例
えば、昨年、延岡で発生しました高校生
被害の殺人事件ですね。これにつきましては、
警察、教育機関、それから臨床心理士
がチームを組んで女子高生のサポートに
当たったんですけれども、このようなチ
ームづくりに大きな戦力になったとい
うこともありますし、警察と教育委員会
というのはまったく違うノウハウを持
っておりますまして、それが学校現場
で協力し合うということは、今後の非
行防止、被害防止に大きく役立つんじ
ゃないかというふうに考えております。
今後とも、警察それから教育委員会、
それから学校との連携を密にして、将
来の宝である子供を健全育成するた
めの努力をいろんな方面からやって
みたいというふうに考えております。
以上であります。

○井上委員 ぜひ、そこは丁寧
にやっていただければな思っています。
大概事件が起きたりすると、学校現場
ではなかなかよくわかっていなかった
と、でも、学校から離れて地域に入
ったときには違う面が見えているとい
うところというのがすごく多いですよ
ね。ですから、違う目で子供たちを
また見ていく、地域で育てることが
すごく大事だと思いますので、ぜひ、
これについては、学校も非常に今
までは閉鎖的で、中に人を入れる
ということはしてなかったんです
けれども、こういう刺激がど
んどんあると、学校体制も少し
変わっていくのではないかな
というふうに思いますので、
努力をいただきたいと思
います。

続けて、「県民と警察の集い」の開催
の経費ですけれども、私にすると、
これはちょっと額が低いんでは
ないかと思うぐらい、ちょっと
もお金をかけてもいいのでは
ないかというふうに逆に思
っています。先日ありました全国の音

楽祭のときも、本部長ももちろんピアノを弾いていただいて、警察庁長官も弾いていただいて、新たな面を見せていただくというのがいかに私たち県民にとっても刺激になるかということが私自身も実感できたという感じなんですけど、あのときもそうですが、多くの皆さん、よく来ていただいて、そこもよかったし、それから、ストリート音楽祭にも来ていただいててすごくよかった。地域のそういう音楽隊と一緒にコラボしていくということもすごくいいのではないかとこのように思いますので、ぜひ、地域に出させていただくと、私は、たまたま宮崎市にいますからそれが聞けるのか、それとも宮崎県内をどんなふうにしてそういうふうな集いを広げていくのかということがちょっと大事なのかなというふうに思うんですけれども、その方向性といいますか、そういうことについてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○田畑警務部長 警察音楽隊の活動でございますけれども、今回の県民と警察の集い開催経費につきましては、毎年一回開催しております定期演奏会にかかる費用としてお願いしているものでございますけれども、それとは別に、音楽隊につきましては、年40回ぐらいいろんなところから演奏を聞かしてほしいというような要望が多数ございます。そういったものにできるだけこたえていこうということで、学校に出向いていたり、いろんな行事等に呼ばれていった際に行って演奏をしていると、警察の広報とかそういったも含めてやらせていただいているところでございまして、これはまたいろんな要望を受けたら検討させていただいて、出向いていって演奏したいというふうに考えております。

ただ、御承知かと思っておりますけれども、音楽隊といえども、すべて警察官もしくは警察職員で

ございまして、別にそれぞれ本務の仕事を持っております。そういった中で訓練と演奏会というものを両立させながらやっておりますので、大府県の警視庁だとか大阪のように、そればかりをやっているということではございませんので、要望にこたえるには若干限度があるということで、現時点では、年間40回ぐらいをめどにそのぐらいの演奏会をこなしていこうということで今、頑張っているところでございます。

今回の予算は、それとは別の定期演奏会のみに必要な予算ということでお願いしておるものでございますので、先ほど言いましたように、演奏活動等につきましては、できるだけ要望にこたえるように努力はしてまいりたいというふうに考えております。御理解お願いを申し上げます。

○井上委員 もちろん警視庁音楽隊とか、特にまた愛知もいい音を出しておりましたが、ああいうふうなところまでというふうには思っておりませんが、本当にいいかけ橋になっていただけたと思います。ですから、ここはまた、そこに所属している皆さんに対しては、本部長の方からでもまた評価していただければというふうに私も思います。勤務をできるだけそこでもやっていけるような状況がつかれるといいのかなというふうに思っているところです。

それから、先ほど福田委員からも出たんですが、暴力追放県民会議の今、賛助会員が134団体という御報告をいただきましたけれども、これは本当にお力添えぜひいただきたいというふうに思いますし、予算の規模がどんどん縮小していけばやれる行動というのも非常に限定されていくということになると思うんですよね。ですから、先ほども答弁いただいたので再度答弁は要りませんが、ぜひ、この134団体からもっともっ

と団体数が広がっていくように、そしてまた企業の皆さんからも御協力がいただけるようにちょっと努力をいただくと広報活動と同時に、お金も集まってくるという感じになるので、ぜひ、これについては、もっと強力なアピールをしていただいて、そして、それに見合う活動があれば、対価としてお金を払うことについては、皆さん喜んで出していただけるものと思いますので、ぜひ、努力をしていただきたいというふうに思います。

ただ、私がちょっとお聞きしたいのは、この財団法人になっておりますが、この理事長さんとおっしゃる方は警察OBの方なんでしょうか。その方はどういう方なんでしょうか。

○鬼束刑事部長 理事長は、従来は県知事をお願いしておったんですけれども、何年か前から、現在は宮銀の頭取の佐藤勇夫さんをお願いしております。以上でございます。

○井上委員 ぜひ、宮銀は、非常にお金もうかっていますので、佐藤さんからまた声をかけていただくことも……。各企業にもっとアピールしていただいて、とても大事な活動の中身ですので、ぜひ、それは御協力いただけるように、134団体からもっともって団体数がふえていくように御努力をいただけたらと思います。以上です。

○米良委員 今の県民会議のことですがね、部長、153ページですよ。今、4億9,500万であります。それぞれ基本財産として預け入れまして、有価証券としてあるわけですが、それぞれの利回りといいますか、利息といいたまいますか、わかっておれば教えてくださいませんか。

それともう一つ、さっき賛助会員の話がありました。我々が賛助会員になったときには、寄附行為に当たるのかどうかです。そこ辺はどうなんでしょうね。その2つ。

○鬼束刑事部長 御説明いたします。

現在、基本財産が4億9,500万ございますが、そのうち8,000万については北海道債で、これは利回りが1.3%です。それから1,500万、これは定期預金ですね。これが0.03ですね。それから地方債、これは大阪府債と思いたすけれども、2億円、これが0.5%。それから大阪府債1億円、これが1.8%、それから同じく大阪府債1億円、これが1.3%、以上でございます。

それから、寄附の件ですけれども、これは私も選挙、やっておりますけれども、寄附については選挙区内のものにというふうに規定上はなっておるんです。ですから、そこ辺がちょっとわかりませんが、それについては、ちょっと私が責任ある回答はできませんので、また追って調べて御連絡したいと思います。以上でございます。

○米良委員 これは、今、福田委員が「出す気があつとか、君は」と言うから、我々45名おりますからね、特に、やっぱり何らかに寄附行為が当たらなければ、そういうことも考えてね、どのくらいになるかわかりませんが、一考してもいいなと思ったもんですからね。いいと思いますよ。

それから、余計なことですが、刑事部長、宮崎銀行の0.03というのはえらい安いもんです。これは、さっき井上委員がお金持ちだと言うけれど、えらいちやちです。これは。

○鬼束刑事部長 これについては、これはもう決まったことですから、私がどうこうすることはできません。従来は、宮銀に相当お願いしておったんですけれども、金利が安くなったもんですから、いろいろ運用を検討して、宮銀にもお願いしまして、了解をいただいて、特に余りリスクがあってもだめですから、リスクが

なくて金利がいいというものをいろいろ検討して、現在は府債を購入しておるという状況になっております。以上でございます。

○太田委員長 ほかにありませんかね。西村委員。

○西村委員 議案外でいいですか。

○太田委員長 その他報告までですね。その他はその他でやりますから。報告までいいですよ。

○西村委員 それではその他で……。

○太田委員長 その他は後で聞きましょうかね。いいでしょうか。ほかの皆さんありませんか。

では、先ほどの件は、選管のほうと確認してということだろうと思いますので、各委員にまた報告をお願いいたします。

それでは、なければ、その他ということで入っていきたいと思います。その他意見、何かありませんでしょうか。

○西村委員 先般から、ちょうど先週報道特集でも特集に挙げられた例の鹿児島県警の志布志事件ですね。4年前の選挙取り締まりで、結局、中山さんという方が無罪になって、今回返り咲くことができたという、11名の方ですかね。冤罪に遭われたということで、マスコミ報道によってですね、私のほうにも、この委員会に属しているものですから、宮崎県警のほうはどうなのかと。例えば、署内のノルマ制度とか、そういう手柄制度みたいなものはないのかとか。

逆に、これは警察庁全体、日本全体の警察の信頼にも大きく影響する事件でしたから、そういうことで本庁のほうからお達しといいますか、あえて取り組みというようなものが宮崎県警のほうにもあったのか、教えていただきたい思います。

○鬼束刑事部長 御存じのとおり、志布志事件というのがありました。これは御存じのとおり、

平成15年の統一地方選挙のときに、鹿児島県の当選議員が現金買収等で12名逮捕されまして、ことしの2月23日に全員無罪ということで、3月8日でしたか、地検も控訴断念ということで無罪が確定したというような事件でありました。これを受けまして、私も5月に全国の部長会議等もございまして、その席上等でも担当の局長あたりから指導がございました。その中で特に3点ですね、1つは捜査指揮の問題ですね。幹部が事件の全体をとらえておったのかというようなこととか、供述の状況とか、そういう内容を把握しておったのかどうか、それからもう一つは裏づけの問題ですね、裏付け捜査、これがきちんとなされておったのか、特に、アリバイとかそういうものがですね。それから3点目としては、やはり取り調べでの言語対応の問題等、踏み字があったとかいろいろありました。こういう3点が指導がございまして、これについては、私も、翌日5月10日が全県下の署長会議でございましたので、署長に対してそのままこういう指導があったということで指示をして、宮崎県ではこういうことが絶対ないようにということをお願いをしております。今、言われたように、これは警察の捜査というのは、刑事訴訟法という法律がありまして、それに詳しく、特に強制捜査やる分については、裁判官の令状が要るんだとか、国家公安委員会規則の犯罪捜査規範でその中に捜査員の心構えとか、捜査手法とかそういうものが事細かに規定されております。今、問題になるようなことではないんですけども、やはりこういう問題があったということで特に警察庁長官からもこの問題については真剣に受けとめてくれと、警察の捜査の信頼が失われたということで、今後、こういうことが再発しないようにということで、これは本庁からも

文書でも局長名でまいっておりますし、緻密な捜査をやりなさいということをご事あるごとに指導も受けておりますし、本庁からもわざわざ見えて業務指導等も受けております。

そういうことで、本県においても、ことしの異動で経営企画室というのをつくりまして、各署に室長がじかに行って、具体的に本当に末端まで浸透しているのかどうか、そこまで検証してやっておりますので、宮崎県では、こういうことは起こらないように最善の努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○**太田委員長** ほかにその他でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午後1時01分再開

○**太田委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**高山教育長** 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、説明に入ります前に、おわびを申し上げます。先日、知事からも説明のありましたように、「不適正な事務処理に関する自主申告」の結果、教育委員会におきましては、5つの所属で「預け」の事実が判明いたしました。このうち、2つの所属におきましては、平成19年5月31日現在、124万7,869円の残高が確

認されております。このような事実が確認されましたことは、議会及び県民の皆様方に大変申しわけなく存じております。深くおわび申し上げます。教育委員会といたしましては、今後8月までを目途に予定されております「全庁的な調査」におきまして、引き続き、徹底的な実態把握に努めますとともに、再発防止に向け全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、お礼を申し上げます。さきに開催されました「みやざき県民総合スポーツ祭」開会式におきましては、太田委員長を初め、委員の皆様方に御臨席いただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、平成19年度補正予算等につきまして御説明いたします。お手元の「平成19年6月定例県議会提出議案」をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして目次をごらんください。今回、御審議いただく予算関係議案は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の1件であります。報告事項につきましては、目次の一番下、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」の1件であります。その他の報告事項といたしましては、お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、目次の一番下でございますが、「公立学校の耐震化の状況」についてでございます。

それでは、予算関係について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。平成19年度6月補正予算課別一覧表でございます。平成19年度の補正予算編成に当たりましては、

厳しい財政状況の中、宮崎らしい教育を推進するための事業を構築したところであります。平成19年度の一般会計の補正予算額についてありますが、表の下の方、太線で囲んでおりますが、補正前は1,152億785万4,000円、補正額は8億7,904万2,000円、補正後の合計は1,160億8,689万6,000円であります。前年度の予算額に対しまして100.2%となっております。増額の主なものとしましては、骨格予算で計上しました「西諸県地区総合制専門高校設置事業」におきます校舎建設等工事費などの増などによるものがございます。教育委員会といたしましては、施策を進めていくための必要な予算は、ほぼ確保できたのではないかと考えております。

次に、教育委員会の平成19年度の重点施策について説明いたします。資料の2ページに重点施策を掲載いたしておりますが、3ページの「はばたけ！宮崎の子どもたち」により説明をいたしたいと思います。

県勢発展のかぎは、人づくりにあり、郷土や国の発展を支える子供たちはまさに地域の宝であります。そのような中、本県教育の現状といたしましては、教育に対する県民の期待の高まりや子供たちを取り巻く厳しい環境、学力、体力等の相対的な低下への懸念等が挙げられます。これらの現状によりまして、重点的に取り組むべき課題をすぐれた知性をはぐくむ知育の充実を初めとします3つに整理をいたしたところであります。

このような現状や課題を踏まえ、「知」「徳」「体」の調和のとれた健やかな子供を育成するため、3に示しておりますように、「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」に平成17年度から取り組んでいるところでございます。最終年度となります今年度は、4本柱の

施策はもとより、プロジェクト全体に係る横断的な取り組みといたしまして、学校、家庭、地域社会が一体となりました教育環境づくりに鋭意努めてまいりたいと考えております。

まず、横断的取り組みの1つ目の「みやざきの教師力アップ事業」におきましては、授業力の向上を目指しました研修の充実を図ることによりまして、教職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。また、3つ目の「地域教育システム創造」実践モデル事業」におきましては、県教育委員会が中心となりまして、市町村教育委員会や関係団体等との連携を図りながら、シニアパワーやコミュニティパワー等を積極的に活用いたしまして学校、家庭、地域社会におきます教育活動を支援する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4本柱を構成いたします主な施策でございますが、一貫教育の推進につきましては、これまで「小中連携推進事業」や「中高連携推進モデル事業」の成果等も踏まえまして、今年度新たに地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業に取り組むことといたしました。この事業では、構造改革特別区域を含む10地域程度の地域を指定いたしまして、小中高の12年間を見通した小中高一貫教育など系統性、一貫性を深めました多様な一貫教育のあり方についての研究を行いまして、その成果を県内各地に普及させることによりまして、全県的な一貫教育を推進していきたいと考えております。

これらの取り組みを総合的に推進することによりまして、3ページの一番下の二重枠で囲んでおりますけれども、よりよい教育環境を整備するとともに、より質の高い教育を提供するため、学校力、教師力や家庭・地域の教育力の向上に重点的に取り組みます。これらによりまし

て、戦略プロジェクトの効果的な推進を図りまして、県民全体により子供たちの人間力を育成する「教育県みやぎ」の実現に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私の方からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○梅原総務課長 総務課関係について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料でございますが、総務課のインデックスのところ、305ページをお開きください。今回の補正は、一般会計予算995万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄でございますが、33億9,177万1,000円となります。以下、主なものにつきまして御説明申し上げます。

307ページをごらんください。下のほうにありますけれども、(目)教育研修センター費(事項)教育研修センター費で728万7,000円の増額補正でございます。その内容でございますが、1の新規事業「インターネットでeー(いい)研修事業」119万7,000円でございますが、これは県教育研修センターにおきまして、教職員の資質向上を目的として、インターネットによります講座等の画像配信システムを構築いたしまして、学校単位で校内研修や個人研修として、何回でも視聴できる環境を整備するものであります。

その下にあります2の「教育研修センター施設改修事業」609万円でございます。これは研修センターの臨時的な施設修理等に要する経費でございます。総務課については以上であります。

○鶴田財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

同じく歳出予算説明資料、これの財務福利課のところをお願い申し上げたいと思います。309ページでございます。今回の補正額は、一般会計のほうで2億6,409万7,000円の増額をお願いしております。なお、補正後の予算額は右から3列目、上から1段目になりますけれども、特別会計を合わせまして81億9,420万4,000円となります。以下、主なものにつきまして事項別に御説明申し上げます。

311ページをお開きください。まず、5行目の維持管理費6,360万6,000円を計上しております。これは校舎等の外壁剥落防止工事、こういうものを行うための経費でございます。

続きまして、312ページをお開き願いたいと思います。2行目の学力向上推進費に1,267万3,000円を計上しております。これは県立学校の教育用コンピューターのソフトの更新あるいは機器の修繕等に要する経費でございます。それから、下のほうに参りまして、下から2番目内容設備整備費1,609万2,000円、その下の産業教育設備費1,474万4,000円、それから、313ページの産業教育施設費460万8,000円を計上しております。この3つにつきましては、県立学校での理科あるいは家庭科等の実験実習に要する経費、さらにはまた、職業系高等学校における実習のための施設設備の整備を行う、こういう経費でございます。

次に、下から2番目の事項になりますけれども、県立学校運動場整備費に4,320万円を計上しておるところでございます。これは県立学校の運動場に防球・防砂ネットの整備を行うものでございまして、本年度は都城商業高等学校、それと佐土原高校の2校を予定しております。次の県立学校体育施設整備費2,873万9,000円を計上しております。これは宮崎工業高校の武道場

の整備を行うものでございます。補正予算関係は以上でございます。

続きまして、常任委員会資料のほうで御説明申し上げたいと思います。常任委員会資料の16ページをお開き願いたいと思います。そこにございますように、公立学校の耐震化の状況についてでございます。この表は耐震化の全国状況につきまして、文部科学省が4月1日現在の内容を今月の8日に公表したものをもとに、本県分をまとめたものでございます。1の耐震診断・補強実施状況をごらんください。

まず、県立学校の状況について御説明いたします。Aの欄は、耐震化の対象となります非木造2階建て以上または床面積200平米を超える建物、これが県立学校は700棟ございます。B欄は、昭和57年以降の新しい耐震基準でつくられた建物が246棟、これは大きな地震があっても大丈夫という耐震基準でございます。そういう建物が246棟、C欄、これは昭和56年以前、旧耐震基準で建てられた建物、これが454棟ございます。D欄の上になりますけれども、これは耐震診断を実施した建物で448棟ございます。これに解体予定の建物6棟を加えたものが下の数字になりますけれども、454棟でございます。その結果、本県の診断率は以上のとおり100%となっております。次に、耐震化率について御説明申し上げたいと思います。F欄のとおり、補強済みの建物は315棟でございます。この315棟とB欄に出てきました、大きな地震にも耐え得るという246棟、これを合わせた561棟を本県の県立学校全部の棟数、いわゆるA欄の700棟、これで割ったものが耐震化率でございます。そこにございますように、本県は80.1%となっているところでございます。前年度は54.8%でございましたので、Iの欄にございますように、全国順位は前

年度の24位から9位ということになっているところでございます。

次に、小中学校の状況について若干御説明申し上げたいと思います。E欄の耐震診断の実施率が97.3%でございます。耐震化率はH欄のとおり67.6%となっているところでございます。全国順位は前年度の13位から11位という現状が小中学校の現状でございます。

次に、今後の県立学校の耐震化の取り組みについて御説明いたしたいと思います。そこにございますように、2の(1)のとおり、本年度耐震補強工事を延岡高等学校ほか10校13棟で、さらにはまた、耐震補強設計、設計のほうを小林高校ほか9校12棟で予定しているところでございます。事業費は、8億9,378万2,000円となっているところでございます。

また、今後の計画といたしましては、(2)のとおり、昨年度策定されました「宮崎県耐震改修促進計画」に基づきまして、緊急度、さらには優先度、こういうものを考慮しながら、県立学校の整備計画を作成しまして、この計画に基づき、学校施設の耐震化に努めてまいりたいと存じておるところでございます。財務福利課関係は以上でございます。

○飛田学校政策長課 よろしく申し上げます。学校政策課の補正予算について説明させていただきます。歳出予算説明資料の315ページ学校政策課分をお願いいたします。学校政策課の補正予算総額は1億6,866万5,000円でありまして、補正後の総予算は1段目の列の右から3番目の欄でございますが、21億7,081万9,000円となります。以下主なものについて説明させていただきます。

317ページをお願いいたします。まず、上から5段目、(事項)県立高等学校再編整備費の1,523

万8,000円でございますが、これは新規事業「高鍋農業高校実習施設緊急整備事業」に要する経費でございます。高鍋農業高校の食品製造関連の実習棟は、昭和48年に建設されたものであり、老朽化が著しく、一部では雨漏りがするなど、食品製造実習に支障を来しているところでございます。そのため、来年度までに現在の実習棟を解体し、新たな実習棟を建設するものでございます。今年度は、2棟ある実習棟のうち1棟を解体するとともに、新たな実習棟の実施設計を行うこととしております。

次の（事項）学力向上推進費3,391万2,000円でございます。1の「ハイスクール学力アップ総合推進事業」1,768万8,000円は、普通科高校9校を学力向上推進モデル校に指定し、教師の指導力の向上、生徒の学習活動の充実、進路に対する意識啓発などの視点で、それぞれの学校に応じた学力向上対策に取り組みます。また、県下で教科ごとに指導力のある教員を、教科指導力向上支援教員として任命し、この支援教員の授業を広く県下全教師に公開し、一般教員の指導力の向上を図るとともに、この支援教員を講師として県立、私立合わせて高校3年生の大学進学希望者を対象とした合同学習会を開催するものでございます。4の新規事業「地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業」497万円につきましては、後ほど常任委員会資料にて説明させていただきます。

次に、一番下の（事項）指導者養成費4,021万8,000円でございます。このうち、2の新規事業「小学校における英語活動推進事業」938万円ですが、英語の歌とかゲーム、そういうものを通して小学生に英語を親しませる活動を取り組んでいるところですが、それを小学校英語活動と呼んでおりますが、その実施率というのは全

国でも非常に高くなっております。本県でもその活動は全小学校で実施されておりますが、その取り組みには学校によってかなりのばらつきがございます。そこで、小学校教員の指導力向上を図るための研修を実施するんですが、その研修に先立ち、国の事業を活用し、研修会の指導者を養成したいと、さらに小学校英語活動の拠点として10の小学校を指定し、教材の開発とか、授業研究会、そういう研修会を実施するものでございます。3の新規事業「理科支援員等配置事業」2,025万4,000円は、本県で実施しました小中学校学力調査の結果によると、本県の小学生は、例えば科学的な思考あるいは観察・実験の技能表現の分野というのは、十分でないという状況がございます。そういうことから小学校5～6年生の理科の観察・実験の時間に中学校、高校の理科教員のOB等、そういう方を理科支援員、あるいは企業等から特別講師を配置して、理科授業における観察・実験の充実を図るとともに、小学校教員の理科指導力向上を図るものでございます。

318ページをお願いいたします。上から1番目の（事項）生徒健全育成費1,498万6,000円でございます。このうち、2の新規事業「問題を抱える子ども等の自立支援事業」1,019万9,000円は、本県生徒指導上の重要課題であるいじめ、不登校、非行等の問題行動、そういうものの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、国の事業を活用し、自立支援相談員7名を県内に配置するなど、そういう手法によりまして、各地域が抱える諸問題の解決のための総合的な体制の充実を図るものでございます。次の3「自己指導能力育成充実事業」1,419万円の減額補正でございますが、この事業のうち、これは国の事業なんです、不登校対策として事業化されて

いた分が文部科学省が事業を見直しまして、昨年いじめ等の状況が全国的にいろいろあったもんですから、不登校だけじゃなくて、いじめ等も加えた形で事業を立て直しました。それで、先ほど説明いたしました2の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」という形で新しく組みかえたということになりまして、そのために補正をさせていただいたものでございます。それから4の新規事業「学校における豊かな体験活動推進事業」1,788万円でございます。この事業は、児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、自然体験などさまざまな体験活動が重要であることから、体験活動に児童生徒が取り組むことにより、子供たちの豊かな人間性や社会性の育成を図るものでございます。

次に、上から3番目の(事項)就学前教育推進費188万3,000円の新規事業「宮崎の就学前教育すくすくプラン推進事業」ですが、これにつきましては、後ほど常任委員会資料にて説明させていただきます。

最後に、320ページをお願いいたします。上から1番目の(事項)学校安全推進費2,283万3,000円でございます。下の2の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」2,208万円でございますが、この事業は、スクールガードと呼んでおるんですが、地域の学校安全ボランティアの方々の養成研修、それからスクールガードリーダーと呼ばせていただいているんですが、警察官OB等の地域学校安全指導員による巡回警備等を行う、そういう各種取り組みを通じて地域社会全体で学校の安全に取り組む体制を整備し、子供たちにとって安全で安心できる学校の確立を目指すものでございます。歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

続きまして、学校政策課の2つの主要事業に

ついて説明をさせていただきます。

常任委員会資料のほうをお願いいたします。4ページをお開きください。新規事業「地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業」でございます。

1の事業の目的であります。本県の子供たちに「知」「徳」「体」の一層の調和のとれた質の高い教育を提供するためには、小中高の円滑な連携と接続を図る中で系統性、一貫性のある教科指導による基礎学力の定着や、多様な交流活動による豊かな人間性や社会性の育成等が必要であります。そこで、地域それぞれの特性を生かしながら、構造改革特別区域も活用し、小中高の12年を見通した系統性、一貫性を深めた教育を県内各地でこれまでも増して推進していくための実践的研究等を行うものでございます。

事業といたしましては、2の事業の内容にありますように、まず(1)の教育課程等のあり方に関する調査研究を行います。①の一貫教育調査研究地域による実践的な研究として、新教科等の指導目標、それから内容等の検討に関する調査研究、学校種、小学校とか中学校とかいう意味ですが、学校種を超えた教師の相互乗り入れによる指導方法等の実践的な研究、一貫教育推進上の課題解決のための意見交換、及び講演会の実施などを行います。また②の教育庁内プロジェクト会議を設置し、全県下に一貫教育を推進していくための手引等の検討を行うこととしております。

また、(2)の中高一貫教育校についての調査研究として、有識者による調査研究委員会、及び教育庁内プロジェクト会議を設置し、新たな中高一貫教育校についての調査研究、その設置理念や設置形態、設置地域等の検討・研究を

行うこととしております。

なお、事業費につきましては、497万円でございます。

次に、5ページをごらんください。新規事業「宮崎の就学前教育すくすくプラン推進事業」についてであります。

1の事業の目的であります。昨年度策定いたしました本県の就学前教育の指針となります宮崎の就学前教育すくすくプランの具体的な推進を図っていくため、関係機関等の代表等で構成する推進会議を設置するとともに、研究推進のための幼稚園・保育所を指定し、プランの実践を図っていくものでございます。

2の事業内容の(1)にありますように、プランの推進を図るための協議・検討を行う就学前教育推進会議の設置や(2)にありますように、プランを実践する研究推進の拠点となる幼稚園や保育所を指定し、指定園がプランの実践や成果をまとめて発表を行い、近隣の幼稚園とか保育所に成果を広げていただく、そういうための①の「元気な幼稚園・保育所モデル事業」の実施や、プランの実践事例集の作成に向け研究内容の充実を図るため、プランについての推進状況について②の連絡協議会開催を実施することといたしております。

事業費につきましては188万3,000円でございます。

なお、6ページ、7ページに宮崎の就学前教育すくすくプランの概要を示しております。参考にごらんいただけたらと思います。以上でございます。

○有馬特別支援教育室長 特別支援教育室の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の321ページをお開きください。特別支援教育室の補正予算は3,159万7,000

円でありまして、補正後の額は右から3番目の欄でございますが、2億5,791万2,000円となっております。

それでは、主なものを御説明いたします。323ページをお開きください。まず、(事項)特別支援教育推進費、上から5段目の枠でございますが、199万1,000円の新規事業「宮崎県特別支援学校総合整備計画策定事業」と、次の(事項)特別支援教育振興費の7番目の新規事業「発達障がいに対応した指導力向上事業」367万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。8番目の新規事業「養護学校スクールバス整備事業」1,629万1,000円でございますが、これは障がいのある児童生徒の通学の安全確保を図るとともに、保護者の負担軽減を図るため、延岡南養護学校にスクールバス3台を運行させるための経費でございます。歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

次に、常任委員会資料をお願いいたします。8ページをお開きください。新規事業「宮崎県特別支援学校総合整備計画策定事業」でございます。

1の事業の目的でございますが、学校教育法が改正され、特別支援学校の創設が可能となったことから、これまでの宮崎県立盲・聾・養護学校再編整備計画を見直し、新たな視点で特別支援学校の総合整備計画を策定するものでございます。

2の事業の内容といたしましては、まず、(1)「宮崎県特別支援学校総合整備計画」策定委員会の設置でございますが、学識者や医師、障がい者団体の代表等で構成し、新たな視点で総合的に今後の本県における特別支援学校のあり方を検討することとしております。次に(2)「宮崎県特別支援学校総合整備計画」策定作業部会の

設置でございます。(1)の策定委員会の検討を受け実態調査等策定に係る具体的な作業を行うものであります。

3の事業費といたしましては、199万1,000円となっております。

次に、9ページをごらんください。新規事業「発達障がいに対応した指導力向上事業」でございます。

1の事業の目的ですが、学校教育において、現在、喫緊の課題となっております発達障がいについて、広く理解啓発を図るとともに、教職員の高い専門性を確保するため、研修会等を実施し、特別支援教育の一層の充実を図るものであります。

2の事業の内容ですが、まず(1)発達障がいに関する理解啓発の推進であります。まず①としまして、すべての小中学校の管理職・教員を対象とした研修を実施するとともに、幼稚園・保育所、高等学校には特別支援学校の職員を派遣し、研修支援を行うこととしております。また、②でありますけれども、保護者、一般県民を対象として発達障がいや特別支援教育について理解を図るため、発達障がい理解啓発セミナーを県内7カ所で行うこととしております。次に(2)発達障がいに関する実践研究の推進であります。①にありますように、幼稚園、高等学校、特別支援学校から実践研究校を指定し、発達障がいに対応した指導について実践的に研究してまいります。また、②にありますように、すべての特別支援学校において、地域の小中学校等の教職員も含めた専門的指導力向上のための研修会を行います。次に、(3)特別支援教育に関する高度な専門性の確保であります。各学校の特別支援教育コーディネーターが指導や相談方法、連絡調整方法等の技能をステップアップ

プするための中・上級レベルの研修を県教育研修センター等で実施いたします。

3の事業費といたしましては、研修に係る講師の謝金や研修生の旅費等といたしまして367万円となっております。特別支援教育室といたしましては以上です。

○堀野教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の325ページをお開きください。一般会計で1,589万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は右から3列目でございますけれども、989億5,256万3,000円となります。それでは、主なものについて御説明いたします。

327ページをお開きください。上から6段目の(事項)教職員人事費でございます。今回、教職員人事管理に要する経費といたしまして1,477万8,000円の増額補正をお願いしております。その主なものといたしましては、まず、ウの「学校の組織運営に関する調査研究事業」の400万円であります。これは文部科学省の委嘱事業で教職員評価制度と学校事務の共同実施の改善などに向けた研究を行うものであります。

次に、エの新規事業「みやざきの教師力アップ事業」の900万円でございます。これは後ほど委員会資料で説明させていただきます。補正予算関係につきましては以上でございます。

次に、お手元の平成19年6月定例県議会提出議案をお願いいたします。

55ページをごらんください。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。平成18年度宮崎県一般会計補正予算第7号でございますけれども、その内容につきましては、恐れ入りますが、60ページをお開きください。一番下の教育費の欄であります。教育総務費に

つきましては、平成18年度中の退職者及び退職手当支給額が確定したことに伴いまして、3億5,065万5,000円の減額補正を行ったものでございます。その主な要因は、定年退職者や勸奨退職者の減により退職手当額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

最後に、「みやぎきの教師力アップ事業」について、委員会資料で御説明させていただきます。委員会資料の10ページをお開きください。

まず1の事業の目的についてであります。教員に求められる授業力、幅広い社会性、マネジメント力の育成を目指した取り組みを組織的・段階的に推進することにより、教員一人一人の力量と学校の組織力の向上を図るものでございます。

次に、2の事業の内容であります。(1)の①の校内研修推進モデル事業は、15校程度のモデル校を設定し、例えば、授業力を高めるために、大学との連携による授業研究を行うなどの新たな校内研修を実施しまして、その成果を取りまとめた上で、各学校の取り組みを促進していきたいと考えております。②の授業力リーダー養成事業は、小中高の研究教科ごとに5つの塾を開設し、授業力にすぐれたベテラン教員の指導のもと、県内の若手教員から応募した意欲ある5名の塾生が2年間にわたり定期的に集合し、実践的な研修を行うものであります。このことにより若手教員の授業力の向上を図るとともに、研修会などにおけるリーダーとして育成してまいりたいと考えております。③のスーパーティーチャー制度推進でございます。すぐれた実践を行っている教員をスーパーティーチャーとして委嘱しておりますけれども、県外大学の研修等を通して、一層の資質向上を図ることにより、公開授業等を通して本県教員の授業力の向上に

努めまいりたいと考えております。

(2)の人材育成プラン推進事業につきましては、プランの普及・啓発に向けた会議や研修等を行うこととしております。

事業費につきましては900万円をお願いしております。以上でございます。

○勢井生涯学習課長 それでは、生涯学習課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の329ページをお開きください。一般会計で5,117万4,000円の増額補正をお願いしております。その結果補正後の額は右から3番目でございますように、6億2,837万3,000円となっております。以下、事項別に主なものにつきまして御説明いたします。

次の331ページをお開きください。(目)の社会教育総務費でございますが、ページの中ほどの(事項)成人青少年教育費484万6,000円でございます。これは青年団活動の充実を図るために実施される全国青年大会と宮崎県青年大会に対する補助金交付に要する経費でございます。

次に、(事項)家庭教育振興費の385万7,000円でございます。これは1の改善事業「地域いきいき読書活動推進事業」に要する経費でございますが、これにつきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

続きまして、332ページをごらんください。一番上のほうでございますが、(目)図書館費の(事項)図書館費651万3,000円でございます。これは県立図書館の防水補修工事などに要する経費でございます。

次の(事項)奉仕活動推進費440万3,000円でございます。これは1の新規事業「図書館情報システムセキュリティ強化対策事業」に要する経費でございます。現在、県立図書館では利用者約17万人分の個人情報、それと約100万件の図書

情報を保有しております。この事業は、これらの情報に関する個人情報の保護体制整備、それから情報セキュリティの確保を目的としますとともに、不審者等への危機管理対策として実施するものでございます。

続きまして、中ほどの（目）美術館費の（事項）美術館費672万3,000円でございます。これは県立美術館の外観の鉄骨腐食防止に要する経費でございます。

次に、（事項）美術館普及活動事業費1,804万1,000円でございます。主なものは5の県美術館展の開催経費でございます。

次に、333ページでございますが、（事項）美術館資料整備費の638万8,000円でございます。主なものは1の資料収集費でございます。これは寄贈作品等に対する審査、それから作品輸送等に要する経費でございます。補正予算の説明は以上でございます。

次に、主要事項について御説明いたします。常任委員会資料の11ページをごらんください。改善事業の「地域いきいき読書活動推進事業」でございます。この事業は、昨年度まで実施しておりました「宮崎県読書活動総合推進事業」をさらに充実させ、再構築したものでございます。

まず1の事業の目的でございます。近年国民の活字離れや読書離れの傾向が指摘され、また幼児期からの子供の読書習慣が十分に形成されない状況が憂慮されております。そのため、地域ぐるみの読書活動を全県的に推進することによりまして、家庭・地域の教育力の向上を図り、子供の健やかな成長や心豊かな人づくりを目指すものでございます。

次に、2の事業内容でございますが、まず（1）の読書活動推進講座につきましては、各教育事務所において読書の重要性に関する講話や読み

聞かせの技術向上に関する演習等を実施するものでございます。（2）の地域ふれあい読書祭りにつきましては、各市町村におきまして地域の図書館や読書活動ボランティア等と連携し、読書活動推進に関する講演や実践発表、絵本の読み聞かせ等を実施するものでございます。

事業費としまして385万7,000円を計上いたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○得能スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の335ページをお開きください。一般会計で2億381万3,000円の増額補正をお願いいたしております。その結果、補正後の額は13億896万3,000円となります。以下、主なものにつきまして事項別に御説明いたします。

337ページをお開きください。まず（事項）社会体育指導費、表の5段目でございます。8,310万8,000円の増額補正をお願いいたしております。主なものは4の「生涯スポーツ拠点施設整備促進事業」で、生涯スポーツ活動拠点施設の改修を行う市町村に対して補助を行うものでございます。

次に、一番下にあります（事項）スポーツ施設管理費でございますが、4,900万円の増額補正をお願いしております。県総合運動公園内の陸上競技場改修に係る経費でございます。

338ページをごらんください。2段目の（事項）体育大会費でございます。3,741万7,000円の増額補正をお願いしております。主なものは2の「全国スポーツ・レクリエーション祭」を本県で開催するための経費ですが、詳しくは後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下にあります（事項）体育振興助成費でございますが、1,005万8,000円の増額補

正をお願いしております。内容につきましては、全国高校総体への派遣など、各種体育団体の活動促進のための経費でございます。

次に、その下にあります（事項）競技力向上推進事業でございます。2,116万4,000円の増額補正をお願いしております。339ページをごらんください。主なものは改善事業の「みやざきジュニアアスリート育成事業」のほか、ルール改正や老朽化に対応するための競技用具の整備に要する経費でございます。みやざきジュニアアスリート育成事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

続きまして、主要事業について御説明をいたします。常任委員会資料の12ページをごらんください。新規事業の「全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業」でございます。全国スポーツ・レクリエーション祭は、1の事業の目的にありますように、スポーツ・レクリエーション活動を全国的な規模で実践する場を提供することによりまして、国民の生涯を通したスポーツ・レクリエーション活動の振興を目的に毎年各県持ち回りで開催される大会であります。平成21年秋の本県開催を予定いたしております。本年度から本格的に準備を進めるものでございます。

2の事業の内容でございますが、7月には関係各課・団体の方々をメンバーとする準備委員会を発足させたいと考えております。今後の具体的な取り組みとしましては、(2)から(4)にありますように、大会に向けての啓発活動やスポーツ・レクリエーションの普及活動、イベントなどを開催してまいります。

3の事業費につきましては、2,069万2,000円を計上いたしております。

次に、資料の13ページをごらんください。改

善事業「みやざきジュニアアスリート育成事業」でございます。この事業は、1の事業の目的にありますように、これまで実施してまいりましたジュニア養成事業やジュニア連携事業で得られました基礎基本の習得や小中学校の連携、指導者相互の交流などの成果を踏まえまして、各競技ごとに一貫指導体制を確立させることにより競技力の向上を図り、九州や全国を舞台に活躍するジュニアアスリートの育成を目指すものでございます。

2の事業の内容でございますが、各競技団体が実施主体となり、県内トップ選手を集めての練習会やスポーツ教室などのほか、指導者を対象にした合同研修会を開催するものでございます。

3の事業費につきましては、450万円を計上いたしております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○井上文化財課長 文化財課関係の補正予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の341ページをお願いいたします。今回補正をお願いいたしておりますのは一般会計予算1億2,552万1,000円の増額でございます。補正後の一般会計予算額は右から3列目でございますが、13億6,548万円となります。以下、主な内容につきまして御説明申し上げます。

343ページをお願いいたします。中ほどやや下にあります（事項）埋蔵文化財保護対策費につきまして1,724万2,000円の増額をお願いいたしております。その内容は、埋蔵文化財緊急調査補助であります。これは市町村が開発事業等に伴って緊急に実施いたします発掘調査等に要する経費について、県がその4分の1を補助するものであります。

次に、一番下の（事項）博物館費であります

が、4,040万8,000円の増額をお願いいたしております。その主なものは、説明欄の一番下であります。新規事業「県民文化ホール解体工事及び跡地の有効活用事業」3,401万3,000円であります。これは本年4月1日をもって用途廃止となりました県民文化ホールの解体工事及びその跡地の有効活用として駐車場の整備に要する経費であります。

おめくりいただきまして344ページをお願いいたします。一番上の（事項）博物館資料整備費につきまして4,521万円の増額をお願いいたしております。その主なものは、説明欄の一番下の4にあります民家園ふるさと文化再生事業4,014万1,000円あります。これは昨年度総合博物館の民家園のうち、老朽化の著しかった椎葉の民家を修理のため解体いたしておりましたものを、本年度復元して民家園全体の一層の活用につなげようとするものであります。

その下の（事項）考古博物館教育普及費につきまして271万2,000円の増額をお願いいたしております。内容は改善事業「特別史跡西都原古墳群地中探査・地下マップ制作事業」であります。これにつきましては、この後、主要事業として御説明申し上げたいと存じます。予算補正につきましては以上であります。

続きまして、主要事業について御説明申し上げます。常任委員会資料のほうにお移りいただきまして、同資料の14ページをお願いいたします。特別史跡西都原古墳群地中探査・地下マップ制作事業であります。

まず、1の事業目的であります。平成16年度から18年度まで実施してまいりました男狭穂塚・女狭穂塚陵墓参考地地中探査の成果を踏まえ、新たに本年度から平成23年度までの5カ年計画で西都原古墳群全体の地中探査と陵墓参考

地内における墳丘墓を除く調査未実施部分についての探査を行い、西都原古墳群全体の地下マップを作成することにより、日向古代史の解明と本県からの国内外へ向けての歴史及び観光等にかかわる情報発信の促進に資するものであります。

2の事業の内容につきましては、(1)にありますとおり、西都原台地上における第1、第2、第3等の古墳群はもとより、古墳群以外の部分につきましても調査の対象といたすものであります。(2)の西都原台地周辺主要古墳群とは、西都原西方にあります百塚原古墳群などであります。また(3)にありますように、過去12年間にわたる同古墳群の探査結果のデータも重ね合わせまして、(4)にありますように、GIS——地理情報システムの利用により地下に埋もれている遺構等の地形状況を表示する地下マップを平成23年度に制作するものであります。

3の事業費といたしましては、初年度分として271万2,000円をお願いいたしております。文化財課関係は以上であります。

○遠目塚人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、345ページをお開きください。一般会計で832万5,000円の増額をお願いいたしております。補正後の額は1,664万8,000円となります。以下、事項別に御説明申し上げます。

347ページをお開きください。(事項)人権教育総合企画費788万3,000円の増額をお願いしております。その下の説明欄1の人権教育総合企画の推進740万7,000円のうち、(1)の人権啓発資料についてであります。これは学級や家庭等で人権について語り合っていたくため、身近な人権問題等扱った啓発資料、「ファミリーふ

れあい」を作成し、小中高校の1年生に配付するものでありまして、今回478万円を計上しております。

次の(2)新規事業「人を大切に育てる子どもを育てる人権文化充実事業」につきましては、後ほど委員会資料の中で説明させていただきます。

その下の2の人権教育行政会議から4の人権教育状況調査につきましては、旅費や需用費などの業務の執行に必要な経費を計上いたしております。

次に、(事項)人権教育連絡調整費で44万2,000円の増額をお願いいたしておりますが、これは人権教育関係団体との連絡調整や人権教育の調査指導に要する旅費等でございます。

続きまして、委員会資料の方をお願いいたします。15ページをお開きください。「人を大切に育てる子どもを育てる人権文化充実事業」についてでございます。

事業の目的は(1)にあります指導者の養成、そして(2)にあります学習教材の作成の2つでございます。これからの人権教育では、子供たちに知識面だけでなく、豊かな人権感覚を身につけさせることが大事になってまいります。そのためには、子供たちが自分で考え、感じ、行動するという主体的、実践的な学習方法を多く取り入れる必要がありますので、そういった専門的な知識や技能を身につけた指導者を養成するとともに、あわせて各学校で教育を行う際の学習教材を作成しようとするものであり、事業期間としては2年間を予定しております。

具体的な事業の内容ですけれども、まず(1)の指導主事の派遣研修につきましては、指導主事をNPO等が開催する研修会に派遣して、人権教育の理論や指導技術を身につけさせるものでございます。次に(2)の参加体験型学習の

教材の作成配付でございますが、これは教職員が人権教育を行う際の資料となる指導事例集等を掲載したハンドブックを作成・配付するものでございます。

事業費につきましては、262万7,000円をお願いしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○太田委員長 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案について質疑を行います。何かありませんか。

○長友委員 これは学校政策課になりますかね、320ページ。学校安全推進費の中の2番「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」2,208万というのが計上されておりますけれども、この中にスクールリーダー等に関するお話もありましたが、スクールリーダーに関する予算関係、また内容といいますか、どういう内容が含まれているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○飛田学校政策課長 答えさせていただきます。地域ぐるみで学校安全整備推進事業につきましては、大きく2つの予算の使い方を考えているんですが、1つは、専門家によるアドバイスをいただくというのがスクールガードリーダーという方々です。警察官OB、それから警備会社の専門家を40名程度委嘱しまして、その方々に学校を巡回していただいて、学校の警備上の問題を学校に指導をいただく、あるいは実際に生徒が登校しているときの状況を見ていただいて、直接見ていただくこともですが、アドバイスをいただくという専門家の集団をお願いしているというのが1つの事業です。

それから、もう一つは、地域ぐるみで子供たちを守るということをお願いをしたいということで、スクールガード、いわゆる見守りをして

いただく地域の方々をお願いしているところですが、その方々に講習会というか、スクールガードの集いというような言い方をしたりしますが、講習会をするための予算、これが主なものでございます。実は、昨年度は数千名参加していただければいいのかなということで最初考えておったんですが、実際に活動をいただいている方がスクールガードとしては2万人近くの方が最終的に活動いただいたということで、そういう機運の醸成をしていただいたということを非常に感謝しているところです。以上でございます。

○長友委員 スクールリーダーの話もさっきちょっと出てきたと思うんですけども、ここについてはどうですかね。

○飛田学校政策課長 スクールガードリーダーでございましょうかね。2つありまして、いわゆる地域人材・シニアパートを利用した見守りの方をスクールガードと呼んでおります。その方々のリーダーということでスクールガードリーダーという言い方をしております。そのスクールガードリーダーという方が、警察官OBとか警備会社の専門家、そういう形で活動いただいているところです。以上でございます。

○長友委員 もう一点、あとは、生涯学習課になりましょうかね。333ページ美術館資料整備費というのでございますが、前からいろいろ問題になっておりまして、財政事情等から新たな収蔵品の購入等は全く差し控えているという状況でございますけれども、私、かつて書についての収蔵についてお尋ねをしたことがありますけど、いまだ、その状況というのは変わってないのかどうかですね。書についての収蔵に対する考え方というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○勢井生涯学習課長 書につきましては、伝統的な文字文化の継承ということで、書の鑑賞機会の提供につきましては、非常に意義あるものと考えております。ただ、本県におきましては、美術館のほうにまず所蔵がございませんので、実際の展示につきましては、県美術展の開催、あるいは各種の書道展での名義後援等でこういう機会の確保を図っているところでございますが、展示につきましては、県総合博物館あるいは図書館のほうに所有しております作品の展示等をこしの1月に行ったところでございます。そういうことで、展示については、どういう形でできるかというのを調査検討してまいりたいと思いますが、収集につきましては、現在のところまだ非常に厳しい状況かと思っております。

○長友委員 そういう諸般の事情があることは存じておりますが、いろんな本県における文化、そういうものの集積をすこしでも図っておかなくてはならないんじゃないだろうかと、ちょっと話が違いますけれども、観光等におきましても非常に文化的な観光資源といいますか、これがやっぱり古代というか、それを除いて乏しいわけですね。現代のそういう書とか美術とかいろんな物を合わせて美術館とか博物館とかも一つの観光のスポットということになっていこうかと思うんですよ。そのときにそのようなものがもちろん県で全国に伍して活用できるようなものがあれば、そういうものはやっぱり収集しておく必要もあろうかなと思うんですよ。だから、これは引き続き要望としておきますけれども、そういう文化財等のいろんな収集につきましては、ひとついろんな考え方をめぐらしていただいて、もし可能であれば、そのようなことをまたお願いをしておきたい、保留にしておきたいと思います。

もう一点、同じく博物館費についてであります。343ページ、県民文化ホールが解体と、こういうことになりまして、跡地利用につきまして今の御説明では駐車場と、こういうことになりました。それも大変重要な活用方法であろうかと思えます。西都原の考古博物館といいますか、これが結構力が入っておりますので、神宮の森の一角にあるこの博物館、この存在が少し薄いかんと思うんですけども、やはり博物館等も県を代表する顔になろうかと思うんですね。これも私はかつて一回お話をしましたけれども、博物館があること自体、外側からなかなか見えないような状況で森の中にあるわけですね。だから、観光で入っていくとしても、なかなか観光バスとか何とかで行けばそれは自動的に連れていくわけでありまして、各人で行こうかとなった場合なんか特に全くわかりにくいということもあります。したがって、宮崎県にふさわしいという形でもいいんですけども、やはり博物館の中に入っていけば、それ相応のしっかりしたものがあるなという形での整備というのが必要じゃないかと思えます。一つの顔でございますから、そういうことにも心がけて、これはもう駐車場等であろうかと思うんですけども、駐車場の整備にしましても、少し心配りをさせていただいて、そういう立派なものにしていただきたいなと思えます。何か特に説明があればお願いしたいと思います。

○井上文化財課長 まず、博物館の駐車場のことでございますけれども、現在、これは博物館が当初建設されました当時はまだ現在の車の社会になっていなかったということもございまして、乗用車80台分の駐車場しかございません。今回、県民文化ホールを解体した跡地を利用していただきまして、こちら駐車場にさせて

いただくことになると、現在の駐車場とほぼ同じ面積でございますために、80台分が加わるということになろうかと思っております。ただ、今、大型バスを駐車するスペースが必ずしも整備されておきませんので、現在の駐車場のほうに大型バスの駐車スペースを5台分設けるというふうな、駐車場につきましては整備の形を考えております。

それから、総合博物館のほうに比べてやや地味な印象があるというふうなお言葉であったかと思えますけれども、実際に入館者を比べてみますと、平成18年度における考古博物館の入館者数は13万人超でございますが、総合博の方は常設展と特別展をダブって数えることもややありますけれども、20万人を超えております。したがって、議員がおっしゃるように、森の中にありますがために、人の出入りがやや見づらうございますけれども、実際は大いに利用されているという実態がございます。以上であります。

○長友委員 特に、高齢者がふえてくる社会、それからまた、身障者の方々の社会的参加も非常に多くなっておりますので、駐車場がすぐ近くにあるというのは非常に大事なことになるかと思えますね。そういうことに本当に大いに気を配っていただいて、使いやすいものにしていければというふうに要望しておきます。

○福田委員 313ページの県立学校運動場整備についてお尋ねいたします。

佐土原高校の名称が出ましたが、たしか、ちょうど開校20年目を迎えますですね。当時、運動場についていろんな地域周辺からのクレームもあったんですが、最近では落ち着いておったんですが、今回の改修ではどういうことをなされるんですかね。

○**靄田財務福利課長** 佐土原高校につきましては、防球ネットの整備工事を行いたいと思っております。

○**福田委員** 開校当初問題になった、運動場の砂の飛散対策は、今はうまくいっているんでしょうね。

○**靄田財務福利課長** 恐らくその辺は大丈夫じゃなかろうかと、先ほど御説明申し上げました都城商業高校のほうは、防球・防砂ネット、それから今、委員御指摘の佐土原は防球ネットでございますので、現場、校長先生等の御意見を踏まえた、そういう対応というふうに理解しております。以上でございます。

○**福田委員** 次は317ページ、私のコンプレックスからこれは質問するんですが、小学校における英語活動の推進事業、今、小学校はどれぐらいの程度のそういう英語教育に対する取り組みが、本県では、平均的にはされているんですかね。

○**飛田学校政策課長** 語学教育としての英語というのではございません。言うならば……。

○**福田委員** それはわかっていますから……。

○**飛田学校政策課長** 学校数としましては、県内の全小学校で実施をしております。

○**福田委員** 小さい時期から英語になじむということで、現実、我々は10年ぐらい習っても全然英語が使えない状態ですから、国際化の中において比較的英語に弱い我々日本、その辺からそういう小学校の英語教育が本格的にこれから導入されるのかなと思っているんですが、この指導者は現場の先生を教育するんですか。

○**飛田学校政策課長** 今、委員の御指摘のことが一番の課題でありまして、小学校の先生で英語の実際語学として指導のできる免許を持っている教員というのは、県内の小学校教員が3,000

を超えるぐらいなんです、その中で、40名から50名程度という状況です。それで、その英語活動という形で取り入れられた歴史も、平成11年に学習指導要領が改訂になりまして、総合的な学習の時間の中で、今、おっしゃったような意味で、日本人が英語が使えるような意味でも期待は大きいと、ただ、語学として英語を指導できるような体制というのは十分ではありません。

それで、我々が一番考えているのは、現状できちっと、ある質の高い教育をやりたい、それで県内に10カ所程度研究推進の拠点校をつくりまして、そこに県の指導主事等が、小学校の英語の専門家というのは今までいなかったわけですね。中学校や高校の英語の先生というのはいるんですが、まず、教師に指導できるスタッフを養成して、そして集まりやすいということで、県内を10ブロックに分けて、それで研修をして、ある程度の、親しめる、触れるという意味での英語活動の均質化を図りたいというのがこの事業のねらいでございます。

○**福田委員** 非常に時流にマッチした予算でありますから大賛成であります、ぜひ、私どものような世代がまた生まれないように、徹底した、受験英語ではなく、実用の会話等ができるような初期段階の英語になれ親しむような施策をしてほしいと思います。

もう一点、今、ふるさと納税に絡む問題で、この前ある記事を読んでいたたら、大学の先生が「いや、ふるさとで教育をしたと言うけれども、実際、その教育の費用は国が面倒を見ているんだ」ということをおっしゃっておられたんですよ。私も今、予算を見てなるほどなと思ったんですが、教育委員会の予算の大半はこれは先生方の人件費ですよ。この人件費九百数十億のうちどのどのくらいの部分が県の持ち出しで、

あとどれぐらいが国が手当てしているんですかね、金額的には、この実数で見た場合に。3分の1とか2分の1とかいろいろ言われていますが……。

○高山教育長 御案内のとおり、小中学校につきましては、義務教育でございますので、義務教育国庫負担が改正されまして、国が2分の1から3分の1というふうになりまして、県はその残りを持っていると、高等学校につきましては、義務教育ではございませんので、全額県費で対応しているという状況でございます。

○福田委員 それなら、そういう御意見に対しては高等学校は全額県費だよと、あとは全国一律3分の1国費だよということで反論ができるわけですね。これはふるさと納税制度の創設問題に絡んで「いや、地方交付税で多額を措置しているから人材の養成ができていくんだ」ということをいろんな場でやられますとね、大変、我々も心外でありますから、はっきり聞いておこうと思って。間違いないですね。ありがとうございました。

○野辺委員 319ページの産業教育振興の農業高校の就農教育推進事業というのがあるんですが、これは就農を推進するために取り組まれた事業ということになるんですかね。

○飛田学校政策課長 まさに委員、おっしゃるとおりの事業でございますので、今までどちらかというと、知事部局・農政と農業高校というのがいろんな取り組みは連携してやっていたんですが、もっと深い連携が必要だということで農政、それから関係団体等と一緒にしまして、農業高校ごとにその地域でいろんなプログラムを開発して、例えば、先進農家が高等学校に来てお話をさせていただくとか、そういうようなことを一つのプログラムとしまして、就農者を

ふやしてこうと、具体的に言いますと、今までの教育というのは、農業につくという子供をサポートするということはやっていたんですが、農業の魅力を農業高校に入ってきた生徒、あるいはその下の段階まで、主としては農業高校の生徒になるんですが、広めまして、できれば自営をしようか、あるいは集落営農の担い手になるか、あるいは農業法人に行こうかというような子供がそういう目を広げるところまでも含めて、幅広い取り組みをしたいということで始めた事業でございます。

○野辺委員 その背景には、やはり余りにも就農する生徒が少ないというのがあるんでしょうかね。今の実数はどれぐらいになっているんでしょうか。

○飛田学校政策課長 農業高校を卒業して就農する生徒、それから農業高校以外の学校を卒業して農業大学校等に行かれる生徒さんおられますが、大ざっぱな数字で言いますと、農業高校を卒業してすぐ自営をされるという方は、非常に少のうございます。ただ、研修先で自営を意図して研修される、あるいは農業大学校に行くとか、いわゆる農業高校を卒業する段階で農業に行こうという生徒さんが、大体去年の状況で言いますと、私がつかんいる数字では94名、100名を若干下回るぐらいの数字ですが、それぐらいの生徒がおります。それ以前は、15年、16年、17年あたりは80人前後でしたので若干、しかし、1年のことですからわかりませんが、ふえているかなと、そういう状況でございます。

○野辺委員 就農する人が少ないということは、農業高校あたりで就農の教育が多少は欠落しておったというのが背景にあるんですかね。

○飛田学校政策課長 これは委員がおっしゃる点がないということはないと思うんですが、子

供たちの就職状況、いろいろ考えてみますと、やっぱり雇用、それから条件とかいろんなことがございます。ですから、総合的な視点で考えていく必要があるということで、農政とか関係団体とも一緒に取り組まさせていただいているところです。学校の教育でも大いにそういうことを奨励していく必要はあると認識しております。

○野辺委員 直接は関係ないんですが、学校再編に関係しますけれども、今のは農業の後継者ですが、林業の後継者ですよ、今、ようやく国産材時代が到来したと言われてきつつあるんですが、そういう中で、私、以前から心配しておりますように、林業教育については、日南農林高校しかなかったというのがありますが、21年スタートでしたかね、再編整備の中で林業教育、林業の後継者を育てるという面からの、今、再編整備の中での取り組みはどのようになっているんでしょうか。

○飛田学校政策課長 まさにそういう視点は非常に大事にすべき視点だと思っております、どう対応するかというのは実に苦慮しております。というのは、生徒数減の中で、子供たちに質のいい教育を提供するときに、どうしても職員数とかあるいはその農業に関する学科の生徒数も少なくなります。ただ、今、委員がおっしゃったような視点を十分踏まえながら、当事者の学校と、私ども教育委員会の担当スタッフで研究をしているところでございますし、門川農業高校に総合学科に改編いたしましたフォレスト系列ということも考えております。そういう視点は持ちながら、現実的に子供たちにいい教育が提供できるように、十分研究していきたいと考えております。

○野辺委員 文化財課の地下マップ作成事業270万余り組んでありますが、これは一定の何か目

新しいものが出てきたんですかね。どんなでしたでしょうかね。何か以前委員会であったと思いますが、皇室のほうにお願いしていったような経緯もあったんですが、その後の調査では何か目新しいものが出てきたとかいうのはないんでしょうかね。

○井上文化財課長 まず、平成16年度から18年度にかけて、男狭穂塚・女狭穂塚がございませう陵墓参考地内のうち、墳丘墓以外の一部について調査を行ったその結果は報道等でも御存知のことかと思っておりますけれども、この調査によりまして、女狭穂塚・男狭穂塚の形態が明らかになったということ、それから、男狭穂塚・女狭穂塚、この両古墳をめぐる周壕が重なっているのかいないのかということが従来論争的でございましたけれども、重なっていないということがわかったと、こういうふうに着しい考古学上の成果が上がりました。この非常に期待以上の効果が上がったということがございまして、この地下レーダー探査が非常に有力であるということがわかりました。この成果、有力であるという認識を踏まえまして、これならば西都原全体について地下レーダーでもって調査をすれば、西都原の地下は当然今、見えていないわけでございますから、今、得られている以上の各種データを得ることによりまして、3世紀後半以降から古墳が築造されてきたわけでございますけれども、その古代史のなぞが今より一層解明されるということは明らかでございますので、この期待をもって進めさせていただこうということでございます。

ただ、陵墓参考地内につきましては、これは改めて宮内庁の了解を得ることが必要でございます、先般、教育長を初め、この件につきましても宮内庁のほうにお願いをしてきたところ

でございます。こちらのほうもこの5年計画の中では、多分また改めて調査ができると思いますので、3年間の調査におきましても、著しい成果が見られておりますので、5年間の調査、西都原台地全体の調査ということで行われた暁には、多大な成果が得られるものと思っております。以上でございます。

○野辺委員 今後も調査をされていくということになるんですかね。ちょっとよくわからないんで……。

○井上文化財課長 はい、本年度を初年度としたしまして、平成23年度まで5カ年計画で西都原台地上全体の調査をするというものでございます。以上であります。

○井上委員 地域の特性を生かした多様な一貫教育の研究授業のことにちよっとお尋ねしたいんですけど、フォレストピアの中高一貫校ができて、一貫校というイメージというのは、五ヶ瀬のイメージ、それから今度は西校にできたのイメージ、いろいろ考えられるわけですけど、この研究授業のあり方がですよね、私も一貫校というのがちよっといまいちわからないところがあるわけですけども、過疎地のいわゆる小中学校の統廃合と同一視される可能性もですよね——もうちよっとよくわからないところがあるわけですよ。そのあたりがちよっとテーマとしてというか、授業の目的の立て方としては、これはあるというふうに、これをないとは私も言わないわけですが、何かそれちよっと進んでいくと、今まで統廃合、小学校が地域からなくなったり、中学校がなくなったりすることについては、非常に不安感があったんですけど、一貫校とかと言われると、何かそれでよしとしたような感覚を受けざるを得ないようなところもあるわけですよ。このいわゆる

多様な一貫教育研究授業というのの考え方というのをちよっと一回説明していただけたらと思います。

○飛田学校政策課長 2つに分けてお答えをさせていただきますと思いますが、1つは、一貫教育の枠組みのことにちよっと少しお話をさせていただきますと思うんですが、中高一貫校というパターンは、いわゆる入試の接続の段階でもつながっていくのが中高一貫校でございます。例えば、五ヶ瀬中等教育学校は6年間、いわゆる途中でふるい落としと言ったらちよっと言葉が適当じゃないかもしれませんが、選抜の入学試験は全くありません。ですから、中学校段階で選考されて入った子供さんは6年そのまま行きます。これが中等教育学校というタイプの学校です。それから併設型の中高一貫校というのがございますが、宮崎西校の附属中学校がそれに当たりますけど、これは中学校と高校は一応別でございますが、附属中学校に入った子供たちは、入学試験を受けないまま高等学校の方に進学をします。ただ、どこが中等教育学校と違うところかということ、高校で入学試験を受けて入る生徒さんがおられます。ですから、高校のほうが広がりがあるという点が違います。それから、本県では例がございませんが、例えば、隣の鹿児島県で言えば、与論島に与論中学校と与論高校というのが連携型の中高一貫校という形になっていますが、これは普通の県立高校等の入学試験をしなくて、例えば、面接と作文とか、そういう簡便な入試をしまして、それは接続を前提とした形で市町村立の学校と普通都道府県立の学校をつなぐという連携型の学校がございます。今回研究をしている事業につきましては、そういう入試の接続はありません。あくまでもカリキュラム、授業内容とか指導の課程を一貫

をしていこうというための研究でございます。

現在の学校教育をめぐる問題にはいろんな課題がございます。例えば、規範意識、先ほどから話題になりましたが、それから学力低下への懸念、じゃ、これをどうやって今の枠組みの資源を生かしながら解決していくか、そのときに系統性、一貫性を重んじて、例えば、小学校でこういう学習の仕方をしていて、それが中学校1年にもずっとつながっていくというようなことができたなら課題解決はできるであろうと、あるいは具体的な実践研究を指定校でやっている県外の例もあるんですが、中学校1年生とか高校1年生、あるいは小学校1年生で前段階の学校から進学をしてくるとき、非常に戸惑いがある、小1、中1——中一ギャップなどと言いますが、いわゆるそのことによって不登校があったり、あるいはほかの問題行動につながったりする例がありますが、それを知っている学校、小学校と中学校がかなり一貫したカリキュラムで先生方も交流があって知っている学校で、知っている先生方、よくわかった先生、そして、1回か2回か3回か、もっとになるかもしれませんが、学校に行ってわかっている学校、そういう意味で非常に接続をよくして、そういうギャップをなくしていこうという課題もあります。

それから、先ほど委員の御指摘の件に直接つながってくるのですが、それはどっちが先かということは難しいですが、例えば、小さい学校においては、枠組みとして子供たちが生徒数が少ないとコミュニケーションの場がありません。あるいは集団で活動する場がなかなか少のうございます。そういう少人数の児童生徒の学校において、じゃ、社会性をどう育てるか、コミュニケーション能力をどう育てるか、それは、そういう学校が、実は、宮崎県において小学校で

今、学年1クラスの学校というのが大体6割程度あるんですね。もう現在そういう状況でございます。そういう中で子供たちをどういう人間関係を豊かにしていこうか、そういうことを考えるためにどうしたらいいかというのを去年、実は「教育改革推進協議会」という外部から意見をいただく会をやりました。実は、それは有識者とか大学の先生方とかが上部会としてあるんですが、その実際の実務部隊の会としては小学校・中学校の先生方、あるいは保護者の方々、いっぱい入ってもらっているんです。その中でいろんな意見をいただきましたが、やっぱりそういうことを解決をするのには、今言った3つの問題、いわゆる規範意識とか、学力に対する不安の問題、あるいは学校接続段階での安心感を得るような教育、あるいは少人数の中で子供たちの社会性をどうやっていくか、そういうことにはやっぱり今の枠組みの中でこういう方向で踏み出すことがより質の高い、子供たちにいい教育を提供できるんじゃないか、そういうことの意味をいただきました。そういうことを解決し、子供たちにいい教育を提供することで私たちは研究をさせていただいています。

○井上委員 ちょっとまだぴんと来てないところもあるわけですが、入試に接続しているということについては理解ができるし、後段の部分のところがちょっと感覚的に私とちょっと違うところもあるのかもしれないんですけど、教育においても状況によっては地域間格差があるというふうに言われています。全体的な宮崎県内の学力の調査ももちろん頭に入っていらっしゃるから余計にこういうことも考えられたんだと思うんですね。教育的環境といえますか、学校間格差がもっと出るではないかというのが非

常に心配もされているわけですが、そういう意味で言えば、宮崎で言えば宮崎の市内にいたほうが得なのかとかという感覚というのが皆さんあると思うんですよね。それで各教育事務所ごとに、そういうブロック的な感覚で、そういう一貫教育をできるような状況をつくっていかれるイメージなのか、ちょっと私も具体的なイメージというのがまだつかめないでいますが、そういういわゆる親からしてみれば、教育的格差が出てくるのではないかというところの、それをクリアできるようなものまで仕上げていけるような状況になるのかどうかですよ。そこはどういうことなんですか。

○飛田学校政策課長 先ほど各地域の特性に応じた一貫教育というお話をさせていただきましたが、実は、非常に井上委員のおっしゃった点は我々も問題意識として持っているところですが、単に、学力というのがそのペーパーテストではかれる学力だけでないと思うんですけど、そういう課題意識を持ちまして、県で学力テストをやっております。その中での状況でみると、必ずしも大きい規模の学校が有利だとかいうようなことは結果は出ておりません。それで、いろんな仮説が成り立つんですが、少人数であるから先生方の指導が行き届くだろうということが言えます。ただ、そのことはそのことできちっと検証しながら、今、我々がやっているのは各教育事務所ごとに、教育事務所管内の状況を把握して、それで先ほどの英語の話とも重なりますが、できるだけ先生方が集まりやすい、研修しやすいということで教育事務所ごとに課題のある領域、あるいは課題のある教科についてどういう授業を組み立てる、いわゆる生徒に教える授業をですが、施策としての授業じゃなくて、その授業をどう組み立てればいいのかということ

の研修会をやっております。そういうことで、どの地域においてもそういうことが取り組めるようにやっていきたいと。

それは、この一貫教育につきましては、先ほど申し上げましたような視点で課題を解決して、いって、メリットありますので、いろんな考えがありますが、こういうよさを先ほど申し上げましたけど、実践高を10地域ぐらいつくりませんが、そこで中学校、小学校、あるいは地域によっては高校までになりますが、教育課程、そのつながりをどういう教育課程をつくったらいいか、あるいはどういう指導のやり方をやったらいいか、そういう事業の分ですね、それから生徒指導だとか、家庭との連携のこととか、そういうのを一つの手引きみたいな形にまとめて、これをいろんなところに提供させていただきながら、参考にさせていただくというようなことで、全県的にそういういいノウハウというのは、どこにでも適用できるように広げていきたいというふうに考えているところであります。

○井上委員 これは全国のレベルでいけば、この多様な一貫教育研究事業というのは、宮崎発ですか、それとも他県で同じような研究事業をやっているところってありますか。

○飛田学校政策課長 全県下でやっているかどうかというのは私、ちょっと把握してませんが、手元の資料では、全国で100地域ぐらいのところが一貫教育の研究をしています。ですから、1つの学校でやっていらっしゃるところもあります。手法は大きく2つあるんですが、宮崎県で幾つかのところをやっておりますように、構造改革特区を利用しているところ、それから文部科学省が学校に指定をかけるんですが、研究開発学校というのがございます。実は、今の学習指導要領の枠にとらわれないで、新しい形で

子供たちを伸ばすにはどうしたらいいか、研究をしていただくというのが研究開発学校ですが、その2つの手法で全国大体100地域、100地域とは言えませんね。地域であったり、学校であったりしますが、取り組んでいるということはつかんでおります。以上でございます。

○井上委員 これが、例えば、後で出てきます宮崎の就学前教育すくすくプランとか、すべてにリンクしていくわけですよね。地域の子供たちをどうきちんと宮崎で教育できるかというリンクにずっとなっていくと思うんですが、そういう意味からいうと、この多様な一貫教育の研究授業というのは、ありとあらゆることを想定した上で、それで総合政策本部なんかとも地域間にある教育的な施設関係もそうですけれども、いろんな意味でもっと地域力みたいなのをちゃんと精査した上で議論をしていって、それとベースとしては、先ほど私も言いましたとおり、平均的に学力がみんなが上がって行って、そしてその地域において、どこにいても安心して教育が受けられるということがとても大事だと思いますので、目的として突出した子供たちを幾つかつくるということが必要なのではなくて、宮崎県内の子供たち全体の学力が向上し、そして自分が何かを選択しようとするときに、選択の幅が広がるということがとても大事なわけで、その環境が公平に、平等に享受できるという体制というのがとても大事だと思うんですね。

この議論を単に何というんですかね、お任せ議論ではなくて、分野横断的というのが前にいろいろ議論されましたが、そういう形で、いろんな意味で議論が各部ともされないと、その教育委員会だけでひねっているだけではちょっと問題的にいろいろあるのかなということも考えられますので、もうちょっとほかの部に対して

も提起をする。例えば、移住の問題を今、知事が一生懸命やっておられますが、やっぱり教育環境が整ってないから宮崎には来れないという人もいらっしゃるわけですよね。ですから、そういう意味で言っても、この環境が整うということは移住の一つの条件にもなるということなので、納税者をふやすための条件にもなるということなので、それで、山間地において、林業の担い手になってもそれも大丈夫と言われるような状況というのをつくり上げないといけないというふうに逆に思うわけですね。だから、何を特色とするかということにも問題点はあると思うんですが、ここをちょっとそういう意味での議論の展開というのはいかがなんでしょうか。

○飛田学校政策課長 非常に示唆に富んだ御提案だと思っております。実は、どちらから先にいこうかと今、考えながら迷ってしまったんですが、すくすくプランをつくったときに、私たちどこと一緒にやったかということ、地域生活部、それから福祉保健部、いわゆる児童家庭課とか生活文化課ともかなり連携をしながらやらせていただきました。実は、今度の地域の特性を生かした一貫教育におきましても、特区をかけている地域にしましても、県下、ある地域じゃなくて、別々の地域でございます。それから、特区以外の地域も今から考えて、市町村と今、事前にずっとお話をさせていただいているんですが、いろんな地域がございます。その中で特区の場合は地域学という素材をやろうと、それはまさに今、委員がおっしゃったように、自分の郷土の自然、歴史、それから産業等を見直して、そこを知って、子供たちがそこに誇りを持っていけるようなものをやりたい、まさにそういうようなことを目指してやろうとしております。そういう部分については、地元の人材等もかか

わっていただくようなこととなりますので、いろんなところでそういうアピールをしていくことは必要だと考えております。

○米良委員 今、出ました一貫教育の研究事業の件ですけれども、むしろ、中高一貫教育については、宮崎県は先駆者という全国に名をとどろかせた1つの例があるわけではありますが、やっぱりそこ辺からの五ヶ瀬の中高一貫教育の成果といいますかね、そこらあたりから各市町村の教育長を初め教育委員会の皆さんたちが、いろんな示唆に富んだ計画を今練ってますよね。例えば、日向では宮副教育長のもとで平岩の小中一貫ですか、そういうものがちらちらしてきましたよね。県内教育委員会ですよね。その場合に、ここにありますように構造改革特区区域4市町というのが挙げられておりますけれども、そういう特区制ということも大事でありましようけれども、やっぱりある程度ここまできたら、時代の流れに乗っていくということからすれば、むしろ県の教育委員会がそれぞれの市町村教育委員会に何らかのアドバイザーとしての働きかけといいますか、五ヶ瀬を例にとってあれですけれども、そこ辺の大きな成果を踏まえてね、こういう子供たちの教育については、今までの実績があるんですよというくらいの、特区制じゃなくて、むしろそういうものをどんどん奨励をしていくような方向づけというのを県教委はやっていく時期に来たんじゃないかなと、こう私は思えてなんののですが……。

それからもう一つは、少子化の時代を迎えて、もう小学校も中学校も高校もですけれども、空き教室がどんどんふえてきた。高校も統廃合しなきゃならんという時代になってきたという、そういう時代背景からしますとね、むしろ小中一貫教育というのは、これから宮崎県、特に過

疎県でありますからね。田舎におきましては、そういうことも含めて、統廃合という形を前提にした小中一環教育という、そういうものの組み立てというのは、課長、どういうふうにこれから考えていこうとしているのか。

○飛田学校政策課長 五ヶ瀬の成果等を踏まえて市町村へアピールをしていき、そしてまた、それが一つの新しい教育をつくっていくという意見、本当にそのとおりでと思うんですが、実は、五ヶ瀬の成果等につきましては、今度西高の附属中をつくったときに、検証を随分させていただきました。実際、卒業生とか関係の方に学校政策課に直接郵便でアンケートを返していただくというような形で。その中でやっぱり一貫教育のカリキュラムのよさ、それから、異学年集団での社会性とか、ゆとりを利用して体験活動をやるよさとかというのがいろいろ出ました。それを一つのベースとして西高の附属中をつくってきたということでございますが、この事業につきましても同じような視点で、先ほどもちょっと触れましたが、手引をつくりたい、我々はノウハウを共有したいと思えます。

ですから、特区で指定を受けている地域は4地域ですが、10地区を今考えているのは、特区を受けてないところでも、そういう子供たちにとっては一貫性を持った教育、系統性を持って効率のいい教育というのは大事だと思いますので、特区以外のところも一緒に取り組んでいきたい。それでいろんなやり方を、ノウハウ集といたらちょっとおかしいですが、手引としてまとめて市町村にお返ししたいと思いますし、いろんな形で今、市町村の教育長さん、いわゆる各市町村での教育行政の担当者である方々にずっといろんな話をしておるところですし、また、全体の市町村教育長さんの会の中でも、そういう

説明をさせていただこうと、そういう紹介をしていきたいと考えております。

○米良委員 繰り返しになると思いますけれども、やっぱりもうそういう時代ですから、どんどん先導的なそういう一つの役割といいますか、県の教育委員会の指導的な立場でどんどん奨励をしたほうが僕はかえっていいんじゃないかなという、今の井上委員ももちろん否定的ではありませんけれども、そういう気がしてならんですよ。ぜひひとつお願いしたいと思っています。

それから、委員会資料の9ページであります。発達障がいに対応した指導力向上事業、これが367万円組まれておりますけれども、これも新しい事業だと思えますが、今、幼稚園・保育所におきましては、特に発達障がいの子供たちが非常に多くなってきたということです。これは何でかなと思って、私もよく聞かされて頭をひねるときがありますけれども、なかなかそういう原因についてはもちろんわかりませんが、実際にそういう子供たちを抱えてこれから専門的な指導をされていく先生たち、これは宮崎県にどれぐらいいらっしゃる、そしてまた、その先生たちを育てていくための何といいますか、先生たちをどのくらい見ていらっしゃるのか。何十名の先生を育てないかんのかということだと思いますけれども、これは県内7カ所でセミナーを行うということですが、これ、理解啓発セミナーですから、まず、教育事務所単位かなと思うんですけれども、できましたら、市町村がそういうことで困っておるようなところがたくさんあると思うんですよ。だから、そういう調査をされたのかどうか、それによってこういう組み立てをされたのかどうか、そこ辺の実情もあわせてちょっとお聞かせいただきたい。

い。

○有馬特別支援教育室長 発達障がいについては、御存じのように、喫緊の課題となっております。ここ2～3年特に目立ってきております。文部科学省の調査によりますと、小学校中学校に在籍している児童生徒の約6.3%が発達障がい疑われるのではないかと、断定しているわけじゃなくて、疑われるのではないかとされておりまして。

それで、県教育委員会としましては、3年前から特別支援教育コーディネーターの養成を行ってきました。それで3年間で約888名の特別支援教育コーディネーターを養成してまいりました。それで、現在は、すべての小学校、中学校に1人ずつはそういった発達障がいについての研修を受けた特別支援教育コーディネーターが配置されている状況であります。今、委員のほうから御指摘のありましたように、幼稚園や保育園などにおいて大変お困りの状況があります。これにつきましてもこういったコーディネーター養成研修の中に幼稚園や保育園の先生方も参加してもいいということで養成をしてまいりました。さらに、県内の14カ所の盲・聾・養護学校、今、特別支援学校と言っておりますが、その特別支援学校のコーディネーターが地域を巡回しまして、そういった方々への相談を行うということも取り組んでおります。

それから、先ほどのセミナーに関してですが、こういった発達障がいの、例えば幼稚園とか保育園で発達障がいではないかなと幼稚園の先生方がお気づきになって保護者の方に、「専門機関に行って診断されたらどうですか」というふうに促しても、外見上は障がいが見えませんが、なかなか同意していただけません。場合によっては今、幼稚園・保育園は少子化しております

ので、そこを強く要求しますと「もうこの幼稚園はやめる、保育園はやめる」というようなことになってしまいます。幼稚園や保育園でも、こういったものに気づいておられてもなかなか言えない状況があります。そこで、私たちは保護者の方とか、一般県民の方に、やんわりとこういった問題についての理解をしてもらうことがまず大事かなということで、今年から教育事務所管内ごとにセミナーを実施していきまして、専門家を呼んでそういったことのお概念をお知らせしていきたいと思っております。

○米良委員 課長、その場合にですよね。発達障がいですから、家庭での子育ての途中におけるその過程で障がいが起こる場合と、何といたらいいかね、情緒の関係かな、医学的にそういうのがあったんだと、あるんだという障がい、いろいろ考えられると、今課長がおっしゃるように難しい面があると。その場合におけるこの教職員のいわゆる高い専門性を確保するためのということがありますけれども、医学的にはどうなんですか。あるいは家庭的なそういう情緒不安定といいますかね、そこ辺から来る障がいというのも考えられると思うんですけども、そういう3つの視点からいったときの先生方のこれに対する対応というのは非常に難しいなと、こう私は思うんですが、研修の内容としてもやっぱりそういうことを考える必要があるんじゃないでしょうか。医学的な立場からとかね、そこ辺はどうですか。

○有馬特別支援教育室長 御指摘のとおりでして、非常に医学的な問題とも絡んでおります。私たちが今、言っている発達障がいというのは、環境によって引き起こされるものではなく、先天的にそういった気質を持って、医学的に診断される子供たちのことを対象としております。

例えば、家庭環境が非常に劣悪で学力不振とか、そういったものについては発達障がいとは呼んでいないわけでありまして。そういう意味では医学的な知識がなければ、適切な対応はできないということになります。

したがいまして、先ほど御説明させていただきましたが、特別支援教育に関する高度な専門性の確保という意味で、今年度ステップアップ研修というのを考えておりまして、先ほど申しました888人養成しましたが、その中の特別支援教育コーディネーターの方々に、もっとより専門的なことを学んでいただきたいということで、研修センターでの上級、中級のレベルアップの研修、さらには宮崎市に発達障がい支援センターというのがありますが、そこにいわば体験的にそのコーディネーターが行っていただいて、そのドクターのもとで教育相談のあり方とか、保護者への支援のあり方とか実地研修していただくと、そういうことも考えております。医学的な知識がないとなかなか対応できないことでありますので、そこあたりも今年度は力を入れていきたいというふうに思っております。以上です。

○米良委員 それからもう一つ、幼稚園、保育園ならわかりますけれども、小学校まで。高等学校の研修ということになってくると、これはどう理解をすればいいんですかね。

○有馬特別支援教育室長 先ほどから申ししておりますように、小学校、中学校においては、コーディネーターを養成してきました。幼稚園・保育園、高等学校については、そういったコーディネーターがまだ十分養成されておられません。一部の学校では自主的に参加されてそういったことを研修を受けておられる方もございます。ただ、発達障がいの子供は2歳3歳の時点から除々

に芽を出してきますので、2次障がい、3次障がいを引き起こしております。その子供たちが高校になって発見されたときには非常な問題を内包しています。

私たちは、できるだけ早い時期に発見したい、対応したいというふうに考えております。しかし、不幸にして高等学校段階でそういうことが発見された生徒に対しては、周りの先生だとか、保護者だとか、級友がその子供を支援するような教育環境を整えることが必要だと思っております。まず第1には、高等学校の先生方にこういった子供たちへの基本的な知識を持っていただきたいということで、これまでもかなりの件数、特別支援学校の先生方が高校に行って、職員研修の場でいろんなことを説明をしております。そういったことを今後も深めていきたいというふうに思っております。

○米良委員　むしろ、これは遅きに失したといえますかね、多分本会議でもどなたか質問か何かしましたよね。私は聞いておって、今に始まったことじゃなかったがな、いわゆる教育的な用語として出てきたことであってね、今までもずっと何か隠れた部分がひょっとしてね、あったような気がしてならなかったものですからね、今、室長がおっしゃいますようにね、非常に大事なことでありますから、いろいろ考えられることを十分含めていただいてね、そして、それぞれ市町村で反映をしていただくように要望申し上げておきたいと思えます。

それから、もう一つ最後に、委員会資料の10ページに教師力アップ事業ということで改めて事業が取り組まれておるわけですが、教職員の人材育成という観点から、当然、先生方には授業力とか管理能力とか、あるいは幅広い社会性と、ここにも書いてありますけれども、

そういう実力に富んだ先生たちというのはこれは当たり前のお話でね、むしろこれ、欠けておったということになってくると問題の先生であるということはこれは言をまたぬところではありますが、それぞれのところにいわゆる当てたときですよね、今まで指導主事の役割というのがありましたよね。学校現場における指導主事の役割、課長ね、ありましたよ。今、その指導主事というのは、どのくらいおられて、どういう形で各学校の教職員との接点があるのかね、どうなんですか、その人たちの能力というのは、選り抜かれた人たちが対応しておったんですけれども。指導主事というのは今、先生たちはどのくらい……。

○飛田学校政策課長　正確な人数は所管課のほうでお答えいただきますが、仕事をどんなことしているかということを紹介させていただこうと思うんですが、学校に直接指導する指導主事は、高等学校においては教育委員会事務局の中に、例えば、私ども学校政策課、そしてスポーツ振興課、それから一ツ葉にあります教育研修センター、あるいは人権同和教育室とかにあります。そして、それぞれ領域に応じて大きく3つぐらいの仕事をしているんですが、いろんな研修の場での先生方へのいろんな働きかけ、それから、学校が課題を抱えているときに、ヘルプという手が挙げたり、あるいはこちらからヘルプをしたほうがいいと思ったときに学校へ出かけていきます。学校へ行って、「こういう課題についてはこうやったらいいじゃないですか」というような話をします。

それからもう一つは、全体的に学校へ訪問いたしまして、学校の課題を一緒に共有するために学校を見て、そしてやっていくと、教科の研修等では、もちろんいろんな研修会の講師もし

ております。基本的には高等学校においても、盲・聾・養護学校——盲・聾・養護は特別支援教育室にも指導主事おりますが、特別支援学校につきましても、事務所にも同じような指導主事がございます、同じような仕事をしております。

ただ、この事業との違いというのは、例えば、ちょっと例えが悪いかもしれませんが、パソコンを習うのに何日か行って、非常に示唆を与えていただくということはありますが、隣で使っている人、あるいは日常的に使う人、それから学ぶということは非常に大事です。ですから、そういうことも加味しながらいろんなトータルのプランとして教職員課の方で検討されたのが教師力アップ事業で、もちろん指導主事がそういう先生方の授業力、あるいは生徒指導、いわゆるトータルとしての教師の力量をアップすることに一生懸命やっていることは事実でございます。そういうのを、いろんな複合的な要素で教師の指導力を上げていこうというふうに考えているところでございます。

○米良委員 これは国の補助事業でしょうか。それとも宮崎県教育委員会オリジナルでしょうかね。

○堀野教職員課長 この宮崎教師力アップ事業でございますけれども、これにつきましては、県単でございます。

○米良委員 当然、ここで最初、課長、今さっきおっしゃったようなことでいいと思いますが、教師力アップ事業ですから、教職員には選り抜かれた能力を持った先生たちばかりですから、当然、授業力という、いわゆる指導力というのはあるはずですよ。アイテムの授業力とかマネジメント力とか、こういうふうにあるものから、そこらあたりに視点を当てたときに、当

然、指導主事としての役割というのがここに出てきていいじゃないかなと、こう思ったものですからお尋ねしたところなんです。改めて、こういう事業が出てくるというのはそれはいいと思いますけれども、やっぱり教職員の人材育成ということからすると、それぞれの教育委員会に派遣をされておる、あるいは教育事務所におられる指導主事の専門性としての力量というのがそこで問われてきそうな気がするもんですからね。お尋ねしたところなんです。

○長友委員 同じく関連して宮崎の教師力アップ事業ということですが、生徒にとって最大の教育環境、それは教師だと、こういうことなんです。施設とかいろんなことも大事になってくるんでしょうけれども、教師自身というのが一番大事になってくるわけですね。したがって、こういう事業というのは非常に大事になってくるわけですが、例えば①の校内研修推進モデル事業、モデル校15校ということで設定をされまして、先ほどもちょっとお話の中では校内研修みたいな感じかなとも思いましたけれども、もうちょっと具体的に、どんな感じで教師力アップしようとするのか、学校の中で。ちょっと具体的な考え方を教えてください。

○堀野教職員課長 現在、各学校におきまして、特に小学校とかにおきましては、水曜日に1時間程度の終了後に校内研修をしております。各自各学校で独自な取り組みをいただいているんですが、なかなかマンネリ化している傾向がありますので、こういう事業を通しまして、15校程度手を挙げていただいて、その中で自主的に各学校でお考えいただいて、異業種交流とかも含めていろんな研修をやっていただきたいと思います。その研修を1年間終了後に事例集として取りまとめて、各学校にお配りして、

さらに各学校でやっていただきたいというふう
に考えているところであります。

○長友委員 大体小中高、何校程度にするんで
すか。

○堀野教職員課長 小中高で15校程度考えてお
ります。

○長友委員 その内訳……。

○堀野教職員課長 この15校について内訳は特
に考えておりません。それぞれ手を挙げていた
だいて、トータルで15校選びたいと思ってお
ります。

○長友委員 予算措置というのはどんなふう
になりますか。

○堀野教職員課長 各学校に15万円程度の経費
を小中学校でいけば補助金的に、また県立学校
については事務費として補助したいというふう
に考えております。

○長友委員 小学校あたりは非常によく研修さ
れているという状況を我々も身近に感じている
わけですが、高校あたりになりますと、それぞ
れ偉い先生がたくさんおられまして、なかなか
これは難しい状況のような気がするんですが、
ちょっと高校あたりのがびんと来ませんけれど
も、高校あたりで本当そういう時間が確保でき
るかどうかが心配ですけれども、モデル校が出れ
ばそれはちょっと見にいきたいような感じがいた
します。

もう一点は、授業力リーダー養成事業、これ
は研修センターかどこかでやるんでしょうかね。
どういう形にこれ、なりますか。

○堀野教職員課長 この授業力リーダー養成事
業につきましては、小中高、小学校2塾、中学校
2、高校1程度の塾を考えております。これは
それぞれ教科別に考えおきまして、意欲のある
先生、授業力にすぐれたベテランの教師の方を

中心に小学校でいけば事務所単位、中学校、高
校になりますと、教科的に限られてまいります
ので、全県的に募集いたしまして、5名程度の
塾生を募集いたします。そして、その班長、塾
生5名、あと、世話役というのを1人考えてお
りますけれども、計7名ぐらいでそれぞれの学
校なりに集合いただいて、実践的に模擬授業と
かをしていただいて、その中で指導力、授業力
を上げていただくというような仕組みを考えて
おります。

○長友委員 もう一点。スーパーティーチャー
制度ですね、スーパーティーチャーの——済み
ません、これ、もう一回定義といえますか、スー
パーティーチャー、教科の指導力とか生活指導
に関する指導力とか、学級経営に関する指導
力とかすべてあると思うんですよね。このスー
パーティーチャーというのは、どんなふうに定
義されて、本県の場合は小中高でどれくらい
らっしゃるものなのか、そのあたりちょっと教
えていただきたいんですけど。

○堀野教職員課長 スーパーティーチャーは、
昨年度から試行的にやっている制度ございま
す。現在、18年は7名、小学校2名、中学校1
名、県立学校4名の計7名を委嘱しております。
選考基準につきましては、昨年度は試行的とい
うこともございまして、自己推薦及び校長の推
薦の中から選びました。それは授業力にすぐれ
た方ということを前提に、実際の授業をやる上
で、教材研究の深さとか、学級経営のやり方と
か、そういったものを個々に判断して、7名
の方を委嘱したということでございます。

○長友委員 その方々が、どういう活躍をされ
ているか、あるいはまた、先ほど出ました指導
主事との関係性といえますか、それはどうなっ
ているのか、そのあたりを……。

○堀野教職員課長 このスーパーティーチャーの方々は、1学期に1回の公開授業をやっていただきまして、学校の先生に来ていただいて見ていただくと、あとは研修会等で講師になっていただく。それと、あと、各学校の先生方が困ったときの相談窓口的な、そういった役割を期待しておりますし、去年もやっていただきました。

指導主事の関係は、指導主事の方々はそれぞれ学校訪問されているいろいろ指導されると思いますけれども、スーパーティーチャーについては、自分の学校において授業を公開することによって、皆さんの授業力を上げていくというようなことを考えております。

○長友委員 指導主事と兼務の方はいらっしやらないんですね。

○堀野教職員課長 はい、いらっしやいません。

○長友委員 わかりました。いずれにしろ、すぐれた授業が行われ、またすぐれたそういう人間的な指導といいますかね、それができるといことが大事になってくるでしょうし、いま一つ「知」「徳」「体」と、こういうことなんですけれども、本当に感じることは、いじめの問題とかいろんな問題にしましても、強い子供というか、生きる力の強い子供というか、それを養成していかないと、集団でいじめるなんていうのは弱いからやるわけですよね。本人が強く生きておれば周りをいじめるということはないと思うんですよね。だから、本当にそういう意味で、もう一つ「知」「徳」「体」のベースになるものとして、強い生き方、それができるといような子供の教育というか、そこらあたりを少しまた考えていただきたいなど、強ければほかに対してもまた優しい心で接することができるか、そういう集団をつくっていけば、また一つの新たな活路は見出せるんじゃないかなととい

うふうに思います。これは一つの感想でありましてけれども、とにかく非常に大事な役目を担った教師の集団の方々でありますので、頑張っているように、この事業がまた実りあるものになるように、心からお願いしたいと思います。

○宮原委員 323ページの養護学校スクールバス整備事業、延岡の南養護学校3台購入されるということのようですが、別の養護学校にはもうすべてこれ、整備が大体終わっているんですね。それとも^⑩で入っているから、これからずっと整備をある程度されていくのか、そこを聞かしてもらえませんか。

○有馬特別支援教育室長 現在、スクールバスは年次的に、計画的に整備をしておりますが、19年度が延岡南養護学校にスクールバスを導入するというものでありまして、あと5校程度スクールバスが配置されていない学校がございます。

○鶴田財務福利課長 スクールバスが現在運行されているのは8校、具体的には盲学校、宮崎養護学校、延岡養護学校、日南養護学校、宮崎南養護学校、都城養護学校小林校も走っております。それから都城養護学校、そして清武養護学校、この8校で運行されております。それに今回加わるということで御理解賜りたいと思います。

○宮原委員 あと、5校まだ整備されていないということですけど、あとどれくらいの台数が今後年次計画で……。

○有馬特別支援室長 スクールバスの整備については、必ずしも全校整備する必要があるとは考えておりません。例えば、聾学校の児童生徒等は、むしろ将来の自立と参加を考えた場合に、バスを使うとか、列車を使うとかいうようなことのほうがその子供たちのたくましく生きるという意味では必要かなと思っております。そう

いう意味から、今後の整備のあり方につきましては、再編整備計画を今つくっておりますが、その中で検討していきたいと思っております。

○宮原委員 次に、これはスポーツ振興課で、全国スポーツ・レクリエーション祭ということなんでしょうが、これは手挙げ方式というか、それで誘致したものなのか、それか、順番で回ってきたものなんですかね。

○得能スポーツ振興課長 これにつきましては、手を挙げて誘致といいましょうか、事前に手を挙げて、最終的に回ってくるというものでございます。

○宮原委員 これまでの実績もあると思うんですが、何回目で、どのくらいの数の方が参加されて、何日間ぐらい開催される、また何種目ぐらいの競技があるのかというのを教えていただきたいと思えます。

○得能スポーツ振興課長 今度宮崎県で開催される予定のが第22回ということになります。期間は4日間の予定で、大体秋に開催が例年なされている大会であります。人数としましては、大体3万人規模の大会というふうに考えております。

種目は2種類ございまして、1つは18種目ございまして、これは各都道府県代表参加種目と言いまして、グラウンドゴルフだとか、ゲートボール、こういったようなものが18種目ございます。もう一つは、開催県のほうで独自に実施をするフリー参加種目というのがございまして、これは大体7種目程度でございまして、ペタンクだとか、健康マラソンだとか、レクリエーションダンスとか、そういったようなものが各県でも開催をされているものでございます。

○宮原委員 他県から来られるときに、代表参

加と言われる方は、やはりそこが幾らか援助されるということになるんでしょうけど、フリーの参加の場合は、全然そういった補助はない、自主的に自分のお金で来られるということですかね。

○得能スポーツ振興課長 はい、そのとおりでございます。各県代表ということになりますと、予選をして編成をされるチームが随分ございまずので、旅費だとか、あるいはユニフォームだとかいったようなものの補助が考えられるというふうに考えております。

○宮原委員 これ最後にしますが、これまでの、例えば前年どこかでかやられていると思うんですが、本県からの参加者というのは、過去どの程度あったのかということを知らせてもらえますか。

○得能スポーツ振興課長 人数的には170名程度が本県から参加をいたしております。

○西村委員 郷土教育推進事業費についてお伺いします。副読本作成費ということですが、これは毎年新しい物をつくるのか、少しずつ新しくなった内容だけ継ぎ足すのか。あと、これ何年生に使われているものかを教えてください。

○飛田学校政策課長 郷土教育資料につきましては、データが各年変わってまいりますので、毎年更新しております。例えば、最近であれば、市町村合併等で枠組みが変わっているのに、子供たちに提供する資料がそのままではいけないということですね。それで、「私たちの宮崎県住みよい郷土の暮らし」ということで資料をつくっておるんですが、小学校の3年生と4年生が2年間にわたって使っていただくということで小学校3年生の段階で渡せるようにしております。以上でございます。

○西村委員 これは内容を検討する機関というのはどこがやっているのでしょうか。

○飛田学校政策課長 社会科の担当、先ほどから話題になっております県の指導主事4名が担当しまして、あと、関係のところの知恵もかりながらやっていきますが、その4名が主に、今までつくってきた分がございますから、その内容を見直しをしながらやっていくと、1年間いろんなデータを集めて、次年度用につくっているという状況でございます。

○西村委員 教科書検定とか難しい問題がありますが、あれとは全く別個で、これだけでやっているのでしょうか。

○飛田学校政策課長 これは教科書ではなくて、何と申しますか、副読本という形で使用しておりますので、そのための資料として県民の子供さん方に郷土を知っていただくということをつくっておる資料でございます。

○井上委員 財務福利課長にちょっとお尋ねしたいんですけど、耐震関係で校舎の入札にかかわるものというのが幾つかありますよね。それで耐震補強工事というのが10校で13棟で、延岡のほうで、耐震補強設計が小林のほうだというのが出ましたよね。これは結局、それとか、この財務福利課の状況ではないけれども、予算書で上がってきているのの中に入札とかかわりのあるものというのが幾つかありますよね。それは教育委員会は全く関知せずに、営繕課のほうで全部一括やられて、こちらのほうに予算だけが上がっているという形ですよね。そのことに関してですけれども、それがどんなふうに、例えば入札が行われて、入札結果がどうであったかということについての報告というのは教育委員会のほうではきちんと受けるようになっていっているのでしょうか。

○靄田財務福利課長 今、井上委員、おっしゃったように、予算はうちが計上して、実際は県土整備部、昔の土木部でありますけれども、その入札の結果は、当然、うちのほうを受けておりますし、形はうちで働いている技術関係の方々も同じところで異動していきますので、連携は十分とれております。したがって、基本的には、入札結果は、本課のほう、私どもの課は報告を受けております。

○井上委員 例えば、こういうものであってほしいとか、こうあっていただきたいみたいなというのはあるじゃないですか、希望とかいうものが。そういうものというのは十分伝わるようにされているのかどうか、そこについてはいかがなんでしょうか。

○靄田財務福利課長 その辺については十分現場の校長の御意見を賜りながら、関係課、本課のほうにはつないでおります。以上でございます。

○井上委員 予算計上だけをこっちですということに対する考え方ですよね。それは予算上やっぱり教育委員会のほうの予算として上げたほうが適切なんではないでしょうか。その考え方としてはどうなんでしょうか。

○靄田財務福利課長 恐らくこれは行政改革関連で入札関係、そういう営繕関係を一本化しようという、そういう大きい流れの中で出てきた形だと思います。しかし、予算を執行する知事部局だけでは学校現場の内容等が十分つながりませんので、学校現場の意見を聞きながらつないでいくという、基本的には予算をうちが持っているということはいいことじゃないかというふうには思っております。

○河野副委員長 文化財課長にお尋ねいたしたいと思いますが、埋蔵文化財の保護対策に4分

の1が県の補助と言われていましたが、国からいくら来っとですか、これ以外で。

○井上文化財課長 2分の1でございます。

○河野副委員長 残りは事業者負担になるわけなんですか。

○井上文化財課長 はい、4分の1は、事業者負担という形になってまいります。

○河野副委員長 また地元のことを言って恥ずかしいんですけども、清武町の上猪ノ原に竪穴住居跡が出ましたわね。あれはあとどのくらいかかっとですかね、調査は。

○井上文化財課長 まず、今の上猪ノ原の遺跡の状況でございますけれども、一時期報道で報じられました折には、縄文時代草創期の住居跡が6基出てきたということでございましたが、その後、調査が進みまして、現在11基判明いたしております。日本におきます縄文時代草創期の竪穴住居址が最大の数であります遺跡が群馬県にございますが、こちらは14基でございます。この後調査が進みますと、14基という数を超えまして、現在の時点で日本で一番目という価値といたしますか、そういう状態に達する可能性が多分でございます。したがって、極めて今慎重に調査をする必要を感じておりますし、それから、この貴重な遺跡の価値を、でき得る限り、保っていきたいという必要性を感じております。

いつまでかかるかというお尋ねでございますけれども、まず、この農免道路のスケジュール上の枠組みでございますが、平成20年度末までに道路建設を終えるということで工事が進んでおります。それに伴いますところの埋蔵文化財調査の日程でございますが、これは当初から平成19年の年末までということでスケジュールが組まれておりまして、上猪ノ原部分につきまし

ては、実は、当初、本年6月までというふうな調査スケジュールでございましたが、船引台地の下の部分につきましては、本年末までということでございます。いずれにしろ、全部の調査を終えまないと、工事の本格的な進捗はないと思われるわけでございますけれども、台地の下の部分につきましては、上猪ノ原についての調査を終えて、その後、台地の下の部分の調査、五反畑遺跡でございますね。2カ所ございますが、五反畑遺跡というところは、上猪ノ原の調査を終えた後に調査に取りかかるという当初予定でございましたが、これは今、6月の当初から並行して進めております。したがって、調査全体といたしましては、別段遅延しておりませんで、今のところ、地元の清武町におきましては、この期限内の道路開通を前提に、でき得る限り上猪ノ原遺跡の価値のほうの保存も目指したいということで、関係4機関でございますけれども、その調整を今、進めている段階でございます。以上でございます。

○太田委員長 議案についてはいいですか。ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、ありませんので、資料の16ページのその他の報告では「公立学校の耐震化の状況について」というのがありますが、これについてはいいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 次に、その他ということではありませんか。

○米良委員 どなたかわかればおつなぎをいただきたいんですが、将来における、将来というか、向こう5年間でも結構ですが、宮崎県の義務教育諸学校の教職員のこれからの改善計画、定数、小中学校における教職員の定数改善計画、

それと県立学校の教職員の定数改善計画が皆さんたちのほうであればお聞かせをいただくと、ここでは無理と思いますけれども、もし、いただけるものなら、後刻でも結構ですが、それについての考え方がありましたら……。

○堀野教職員課長 なかなか難しいお話なんですけれども、もともと定数自体は御承知のとおり、国のほうで定数改善計画をつくっておりました、それが平成17年度までで終了しました。これは小中、県立もそうでございます。今は、総人件費の関係もございまして、毎年計画を定めております。その関係もございまして、今後5年間の見込みというはなかなかわからないのが実情でございます。ただ、児童生徒数が依然として減っておりますので、それに伴う教諭の減というのは当然想定はされます。その程度でしかちょっとお答えできないので、御了解いただきたいと思っております。

○野辺委員 教育長にちょっと聞いてみたいんですが、このようなことを聞いていいのかわかりませんが、また、関係者には申しわけなく思うんですが、人権同和教育ですね。これはもう長年やっとして、一定の成果や目的を達成したのではないかなという気がするんですが、これはまだ今からずっと続けていくということになるんですかね。

○高山教育長 人権同和教育、人権に関しては非常に大事な事業でございまして、いじめ等につきましてもやっぱり人権を侵す卑劣な行為でございまして、こういった指導といいますか、教育はやっぱり今後とも継続してやっていくべき必要があろうかと考えておりますし、また、県内の小中学校等、他県でもそうでございますが、いろんなこういった差別の問題等の事例等も出ておりますし、そういった意味からも含め

まして、人権教育というのは非常に大事なことだと思っておりますし、今後とも強力に進めていく必要があろうかと私は思っております。以上でございます。

○太田委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 長いこと議論させていただきましたが、それでは以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

企業局の審査はあす行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのようにいたします。午前10時の開会といたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時31分散会

平成19年6月21日（木曜日）

午前10時0分開会

出席委員（9人）

委員	長	太田	清海
副委員	長	河野	安幸
委員		米良	政美
委員		福田	作弥
委員		野辺	修光
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

企業局

企業局長	日高	幸平
副局長 (総括)	久保	哲博
副局長 (技術)	時庭	伸次
総務課長	岡田	英治
経営企画監	本田	博
工務課長	郷田	五男
電気課長	相葉	利晴
施設管理課長	廣山	潤一郎
総合制御課長	白ヶ澤	宗一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中	浩輔
議事課主査	湯地	正仁

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは、企業局の提出議案及び提出報告につきまして御説明をさせていただきます。

お手元に、文教警察企業常任委員会資料というのを配付いたしておと思いますが、この資料をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。

企業局の関係では提出議案が1件、提出報告が1件でございます。提出議案につきましては、上のⅠの提出議案関係のところでございますように、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)」でございます。

今回の補正は、そこでございますように、新規事業といたしまして、一つは、企業局「新みやざき創造」支援事業、もう一つは、企業局新エネルギー導入・啓発事業の予算を計上することによるものでございます。

下のⅡの提出報告関係につきましては、平成18年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書でございます。

私のほうから、今回の補正予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

右のほうの1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)」でございます。

1の補正の理由でございますが、今回は、新規事業といたしまして、「新みやざき創造計画」に基づく施策の一部を支援いたしますとともに、企業局庁舎に太陽光発電設備を設置いたしまし

て、新エネルギーの導入につきまして、県民への普及啓発に努めるための補正を行うものでございます。

次に、2の補正額のところをごらんいただきたいと思いますが、申しわけございませんが、先に下のほうの表の(2)資本的収入及び支出の表をごらんいただきたいと思いますが。

まず、左の上のほうに科目がございますが、この科目欄のところの上から5段目に資本的支出というのがございますが、補正予定額が3億7,700万円でございます。内訳は、その下の建設改良費が7,700万円、これは右のほうの備考欄に書いてございますように、企業局庁舎に太陽光発電設備等を設置いたします企業局新エネルギー導入・啓発事業を実施するための経費の補正でございます。

また、その2行下のほうに、貸付金がございますが、この貸付金の補正予定額が3億円でございます。これは、新みやざき創造計画に基づきます施策を支援いたしますために、企業局「新みやざき創造」支援事業といたしまして、一般会計に貸し付けを行うための経費の補正でございます。

次に、同じ表の上の欄ではありますが、資本的収入をごらんいただきたいと思いますが。資本的収入の補正予定額が3,500万円となっておりますが、これは備考のところがございますように、企業局新エネルギー導入・啓発事業の実施に係りますところの国庫補助金を受け入れるための補正でございます。なお、この結果、ただいまの表の一番下のところではありますが、収支残というふうに書いてございますが、補正予定額で3億4,200万円の不足になります。既決予定額の11億4,650万5,000円の不足とあわせまして、合計のところではありますが、14億8,850万5,000

円の不足ということになりますが、この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補てんすることといたしております。

次に、上の表をごらんいただきたいと思いますが。(1)の収益的収入及び支出でございます。左のほうの事業費のところの4つ下になりますが、営業外費用の消費税366万6,000円の減額となっておりますが、これは消費税の処理に伴うものでございますけれども、今回、企業局新エネルギー導入・啓発事業の実施に伴いまして、いわゆる仕入れの消費税、これを事業者新たに支払うこととなりますので、これを既に予算化をいたしております売り上げとしての納税予定額から差し引くものでございます。この結果、下の方の収支残のところではありますが、この消費税減額分366万6,000円が増加いたしまして、補正後の収支残が計のところではありますが、4億6,515万4,000円ということになります。

私のほうからは以上でございますが、これらの提出議案、それから提出報告の詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡田総務課長 委員会資料の2ページをごらんください。

まず、企業局「新みやざき創造」支援事業を御説明いたします。

1の目的であります、「新みやざき創造計画」が策定され、今後4年間で優先的に取り組むべき施策が示されましたことから、企業局といたしましても、この施策の一部を支援するため、一般会計に低利で貸し付けを行い、一層の県民福祉の向上に寄与するものであります。

2の事業概要でございます。この事業は、企業局の業務に関係の深い事業の推進を支援するため、企業局の電気事業の資金を貸し付けるも

のであります。

(1)の貸付金額ですが、19年度は3億円を計上しております。貸付金の総額は、右に書いてありますが、平成19年度から22年度までの4年間で合計11億円を貸し付けるものであります。

次に、(2)の事業期間であります。先ほど申し上げました、平成19年度から22年度までの4年間としております。(3)の貸付利率は年0.1%としております。

(4)の貸付金の使途事業であります。本年度の3億円の使途事業は、一つは、①の「災害時安心基金設置事業」の財源として1億円を貸し付けまして、これは19年度から21年度までの3カ年で総額3億円を貸し付けるものであります。また、②の「自然と共生した環境にやさしい社会づくり」に関する事業には2億円を貸し付けまして、19年度から22年度までの4カ年に総額8億円を貸し付けるものであります。

なお、知事部局等への支出額を下のほうの参考に記載しております。知事部局への支出額は下から4行目、小計の欄でございますが、当初、予定額に11億5,557万7,000円を計上しておりますが、今回の補正額3億円が加わりまして、トータル14億5,557万7,000円となります。

また、その下の市町村交付金あるいは地方消費税と合わせますと、合計で、一番下の右端でございますが、17億4,553万3,000円を支出するというようにしております。

次に、右の3ページをごらんいただきたいと思います。

企業局新エネルギー導入・啓発事業でございます。

1の事業目的でございます。

地球環境にやさしいクリーンな新エネルギーの導入促進を図るということは非常に重要でござ

います。県では率先して積極的な取り組みを行うこととしております。そこで、企業局におきましても、企業局庁舎に太陽光発電設備等を設置いたしまして、新エネルギーの導入推進に向けて県民への普及啓発に努めますとともに、企業局が行っております発電事業のPRを行うものであります。

次に、2の事業概要であります。①の太陽光発電システムの導入であります。本県は太陽エネルギーに非常に恵まれている地域でありますので、その地域性を生かした太陽光発電装置50キロワットを企業局庁舎に設置するものであります。下の方にイメージ図を掲載しております。左側の図であります。庁舎のイメージ図が描いてあります。庁舎の屋上と庁舎の南側壁面に矢印が示してあります。太陽光発電装置をそこに設置するものでございます。

それから、(2)の風力発電装置の導入でございます。下のほうのイメージ図をもう一度見ていただきたいのですが、右側にありますが、ちょっと見にくうございます。矢印で示しておりますところに小型風力発電機2基を設置するものでございます。このほか、(3)の水力発電のPRでございます。庁舎1階のロビーに、企業局の水力発電の運転状況等を表示する啓発用装置を設置することとしております。

3の事業費であります。事業費は7,700万円で、国庫補助金を3,500万円予定しております。これらを設置することによりまして、庁舎の年間電気量が毎年約100万円削減されますとともに、県民への普及啓発が図られるものと考えております。補正予算の説明につきましては以上でございます。

次に、「予算繰越」について御説明いたします。お手元の平成19年6月定例県議会提出報告書

の169ページをお開きください。169ページの青いインデックスで「別紙20」と表示しているところがございます。

電気事業に係る予算の繰越であります、まず表がございしますが、表の事業名のところのまず1番目のダム施設整備事業でございます。この事業は、県土整備部で実施する渡川ダムの管理事務所増改築工事であります、基礎施工におきまして、建物を支える岩盤が確認できませんでしたので、地質の再調査や基礎工法の検討に期間を要し繰り越されたもので、事業費の一部を負担しております企業局においても、繰り越すことになったものでございます。繰越額は左から6列目のところですが、翌年度繰越額4,789万1,000円であります。

それから、その下に記載しております（事業名）綾第一発電所南機主要変圧器取替工事につきましては、県道田代八重繰線の災害復旧に係る通行どめによりまして、主要変圧器の搬入ができなかったために繰り越したものであります。この県道は、7月には開通する見通しで、道路開通後、直ちに現場に搬入することにしております。取替工事は、天候の安定いたします10月以降を予定しております。繰越額は、同じく左から6列目であります、4,428万3,286円であります。

それから、下の表の営業費用の繰越であります、この事業は、ただいま御説明いたしました綾第一発電所南機主要変圧器取替工事に係るもので、同じ理由により繰り越したものでございます。繰越額は、352万4,714円であります。

説明は以上でございます。

○太田委員長 執行部の説明が終了しましたが、議案及び報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○福田委員 この前の新聞に、事業のことが書かれていました。局長が知事にこれを申し出たときに、非常に知事が喜んで、新しい事業ができるように書いてございましたが、実質11億円の貸し付けがなされるわけでありまして、企業局が本来この11億円、3カ年にわたるわけでありまして、運用された場合の運用果実はどれぐらいになるんですかね。これは0.10、低利貸付になりますから、本来企業局が財務として運用された場合の果実との差、どれぐらいですかね。

○岡田総務課長 運用の仕方もいろいろございますが、現在は国債と大口預金で運用しておりますが、ちょっと計算が必要でございますが、例えば、大口預金でございますと、年0.6%で運用されますので、ちょっとあれですが、よろしゅうございますか。

○福田委員 後でよろしいんですが、実は企業局としては余り大きな負担を経ずして知事部局に対するお手伝いできた、こういうふうな解釈をすればいいんですか、局長、どうですか。

○日高企業局長 今回の一般会計に対する貸付につきましては、方法論としては繰出という方法と、貸付という方法と2つあるわけでございますが、この電気料金で得た収益で一般会計等に資金を拠出いたします場合には、電気料金、もともとできるだけ国の政策としても、低いほうがいいわけございまして、そういった経費をほかの用途に繰り出すということになりますと、電気料金が減ってくるという問題がございまして、そのために、例えば九州電力との協議だとか、あるいは経済産業省との協議だとか、そういったいろんな煩雑な手続がございまして、それ等もございまして、貸付金ということでございますと、私どもの局長判断でできるということでございますので、貸付金ということになっ

たわけでございますが、今、委員がおっしゃいましたように、確かに拠出をする場合と貸付金の場合、最終的には債権ということでございますので、その負担というのが貸付金のほうが軽いわけでございますが、今回の私どもの貸付金につきましては、貸し付けの期限は、例えば、災害安定基金でございますと3年というふうにしているわけでございますが、3年経過後、また再度一般会計と協議しまして、もう一回延長するとか、そういったことで繰り返しでも貸し付けをしていくということも考えているところでございます。確かに金利の差については若干負担を伴うということでございますが、そういうことで今回の経緯になっているところでございます。

○**福田委員** 民間ではよくあることでありますが、親会社と関連会社ということですね。大変新しい試みかなと思うのですが、17億4,500万円県側で出すことになりますね。今企業局が、私、長く企業局を見てませんからわかりませんが、どれぐらいこういう財務的に、知事部局から求められれば、やむを得んということで出せる資金といたしますか、あるいは今、内部利用されている基金がバランスシートの上にはあるんですかね。

○**岡田総務課長** 企業局がどれだけ利益から出せるかというまず御質問でございますけれども、企業局では、これまで56年度から、地域貢献のために地方振興積立金を積み立ててまいりまして、市町村振興資金の貸し付けとか、それから森林整備への貸し付け等を行って、地域貢献等を行ってまいりました。今回も新みやざき創造計画の施策を支援するために、今回経営状況も判断いたしまして3億円が出せる範囲だと判断いたしまして、今回3億円を拠出することにい

たしました。

○**福田委員** 内部留保資金がどれぐらいあるか。

○**岡田総務課長** 電気事業の内部留保資金でございますが、これは委員御存じのように、減価償却費という費用がございますが、これは現金を伴わない費用でございます。このようなものが事業開始からずっと積み立てられたものでございますが、電気事業で申しますと、18年の見込みでございますが、126億ぐらいでございます。これから建設改良積立金とか緑のダムの積立金を差し引きました損益勘定留保資金は84億円でございます。

○**福田委員** それはバランスシートで見た場合に、純然たる留保というわけですね、80数億円が。

○**岡田総務課長** 84億円でございますが、実はまだ企業債の借り入れもございまして、電気事業は89億円ほど企業債から借りているところでございます。以上でございます。

○**福田委員** それはバランスで見た場合には相殺しなくちゃいけませんから、ほぼゼロになるんですか。ほぼゼロという見方をするんですか。

○**日高企業局長** 今、課長のほうから説明いたしましたように、84億ぐらいの損益勘定留保資金があるわけでございますが、企業局の借入金もございまして、これは企業債でございますけど、89億あるわけでございます。企業債については、毎年少しずつ返還していくわけでございますが、今の損益勘定留保資金84億はまるまる余っておる金ということではございませんで、そういった借金等も考えますと、やはりそれだけの金は持つておかなきゃいけないということがございます。

それから、借入金との関係を今申し上げましたけれども、そのほかに、建設改良、これから

改良していく経費がございます。これについては、積み立てをしているわけですが、その積み立てですべて充足できるというようなことにもならない状況もございますので、その経費も必要でございます。そういったことを考えますと、今、持っております損益勘定留保資金84億については、完全に余裕のある資金ということにはならないというふうに思っております。

それから、どれだけの一般会計に対して、企業局として支援ができるかということですが、基本的には剰余金の処分の中からどれだけ支援ができるかということ判断すべきだと思っております。18年度、今、概算でございますが、大体純利益が8億4,000～8億5,000万円ぐらいになると思っておりますが、これからいろんな積立金、例えば緑のダム事業も今やっているわけですが、これの経費も将来にわたっていろいろ発生してきますので、これの積み立てをする。そういうものを差し引きますと、3億ぐらいの貸し付けが可能かなということで今回措置したところでございます。

○井上委員 知事が就任されてすぐの2月の議会のときに、企業局のあり方についてもちょっと言及されたことがありましたが、今現在は、知事は企業局に対して、局長と庁議の中でもお話をされることとかあると思うのですけれども、この企業局のあり方については、どんなふうな御印象をお持ちだと理解されていますか。

○日高企業局長 知事の公約の中に、電気事業の民営化、それから一般会計編入によります一般会計の債務の返済、財源の確保の検討というのがございました。それで、知事のほうに私、説明を申し上げましたのは、今の企業局の存在意義、それから県財政への貢献、地域への貢献、

こういったことを総合的に勘案いたしますと、企業局を処分するよりも、現状の形でこういった貢献等やっていくほうが私は財政的にもベターであると思っておりますというような説明をしたところでございます。その説明の内容といたしましては、本県の企業局、この電気事業は、昭和13年からスタートしておるわけでございます。河川総合開発事業ということでスタートしたわけですが、治水ダムをつくり出すときに、そこに電気を起こして、そしてその発電で得た利益でもってダムの管理経費の一部を負担すると。そして、そのことで県財政の負担軽減に寄与するというのがまずスタートであったわけでございます。

現状の企業局の経営状況を見ますと、毎年、多いときには10億ぐらい純利益が出ておったわけですが、ここ数年は7億超ぐらいの利益を毎年出しておりました、その中から一般会計に対しまして、先ほど説明をいたしましたように、今度の補正後では、一般会計に対して14億でございますが、過去は大体10億前後ぐらい一般会計に対して財政的な支援をしておったと。それから、市町村交付金も含めると、市町村が3億ぐらいでございますので、トータルでは13億ぐらい、今回の補正後では17億になるわけですが、こういった貢献をしておることでございます。また、貢献の中身の一番大きなものとしましては、ダムの管理経費が、例えば今度の補正後でいきますと、トータルで10億かかるわけですが、この10億のうちの半分を企業局で負担しているということでございます。そういったものを含めて、先ほどの負担額になっているわけでございます。

それともう一つは、地域貢献として、企業局として独自に緑のダム造成事業、これを昨年度

から始めたというようなことでございます。そういったもろもろの貢献を考えますと、やはり経営が比較的順調にあって、利益が出て、一般会計に毎年そういう支援もしていることができる状況のもとにおいては、現状のスタイルでやったほうがいいのではないかというふうに私は思っているという説明をいたしまして、今回のこの新規事業につきましても、知事の Manifesto の趣旨は、非常に厳しい財政状況にある一般会計に企業局の財源を使えないかということが趣旨であるということでもございましたので、その趣旨に従って、今回、こういった財政的な貢献、協力をしていこうということで出したわけでございますが、知事も、私は一応私どもの意見については理解をしていただいたのではないかなというふうに思っております。知事の気持ちですから知事に聞いてみないとわかりませんが、そういうふうに理解をしておるところでございます。

○井上委員 それはまた私たちも別の機会に議論させていただくことにしたいと思っております。

ちょっと新規事業の企業局新エネルギーの導入・啓発事業のことについてお尋ねをします。この事業概要の3つの事業が7,700万円だとすると、1、2、3、これは大体個別に言うと、幾らと幾らと幾らになるんでしょうか。

○郷田工務課長 この事業につきましては7,700万予定していますが、太陽光発電装置、これに7,000万円ほど予定をしております。それから、小型風力発電装置、これにつきましては500万です。それから、企業局発電事業PR用の装置ということで200万、合計7,700万です。

○井上委員 ちょっと細かいことで恐縮ですが、この太陽光発電システムの導入の1番のやつ、50キロワットを企業局に設置した場合、パネル数

としては何枚ぐらいのパネルになるんですか。わからなければ後でいいです。パネルの値段が最近どのぐらいになっているのかがちょっと知りたいだけで。

それと、風力発電の小型風力発電機2基で、形としては、簡単に割れば1基が250万ぐらのことになるわけですよ。1基でこれは大体何キロワットぐらいを想定しているわけですか。

○郷田工務課長 小型の風力発電装置でございますが、これにつきましては、資料にございますとおり、小規模の設置をすることにしておるわけでございますが、これにつきましては、プロペラ型、ジャイロミル型といたしまして、そういう形にしておりますけれども、出力としましては、プロペラの型のほうは300ワット、ジャイロミル型のほうが1,070ワット、こういうことで設置をするということになっております。

○井上委員 これって結局パネル型の自宅の上に上げるのからすると、想定するとこのプロペラのほうが安い、小型風力のほうが安いという感覚なんですかね。300ワットといたただめですね。3キロぐらいないといかんわけだから。だめですね。だめですねと言ったらいかんけど。例えば、各個人のうちに普及させようと考えた場合、パネルじゃなくて小型風力関係のだったら可能だといううちとかもあると思うのですよね。最近はでき上がった屋根にもパネルはどんどん載せられるので、またちょっと違うと思うのですが、ちょっとそれで聞いたかったんですが、この小型風力だったらどのぐらいのあれがあるのかなと思ったけど、これはあんまり効果はそうないものなんですね。だめか。だめかと言ったらいかんですね。わかりました。

○郷田工務課長 太陽光の話だと思うのですが、太陽光と風力の発電は全くシステムが違います

ので、一概に比較できないわけですが、太陽光発電は非常に単価的に高くつくという現状でございます。

先ほど、パネルの件でお話ございました。パネル数でしますと、今回予定をしておりますのが、1.3平方メートルでございますが、これが280枚程度ということで予定をしております。

○西村委員 関連です。耐用年数はどのくらいあるんですか。

○郷田工務課長 太陽光の場合は、耐用年数が今20年と言われております。

○米良委員 関連して、この需要と供給の関係ですよね。例えば、7,000万かけて太陽光の発電システムを設置すると、20年かかったときにペイするというか、そこ辺の関係はどうなんですか。

それともう一つ、この手のものは各家庭を考えたときに、どのくらいでできるんでしょうか。今それぞれ各家庭でも設置をしてますよね。ちょっと後学のために。

○郷田工務課長 今の御質問は採算性というような話だと思うのですが、先ほどお話ししましたように、太陽光発電の場合、耐用年数は20年でございます。庁舎に今回設置しようとしておりますのは、50キロワットの規模ということで、これでいきますと、年間約100万円の電気料金、先ほど総務課長の方からも説明がありましたけれども、電気料金を回収できるというような予定になっております。耐用年数が20年ですので、100万円掛ける20年として2,000万ということですが、この太陽光発電自体は7,000万かかることになっております。そのうち、先ほど御説明がありましたように、半額、3,500万ほどは補助があるということでございます。結局手出し3,500万ということになりますので、2,000万

は回収できますが、採算性の面からいくと、非常に難しいという話になります。

○相葉電気課長 家庭の太陽光発電と比較して申しますと、家庭のは大体3キロワットぐらいを大体つけておられるんですが、これが大体200万円から300万円いたします。

採算性の面でございますけれども、先ほど申しましたように、20年程度かかりますので、これは単価といたしまして、九州電力のほうには25円から、その辺高く買っていただけるというのがございます。20年考えますと、採算性には家庭用でも若干は厳しいような状況でございますが、とんとんに近いほうだということでございます。今回のうちの太陽光発電システムの場合は、非常に規模が大きいと、50キロワットでございますので、家庭用と違いますのは、屋上につけますので、非常に架台の部分の経費が高うございます。それで考えますと、先ほど工務課長が申しましたように、採算ベースは、非常に50キロワットの場合は厳しいというような状況でございます。と申しますのは、家庭用の場合、非常に標準化してメーカーがつくっておられますので、キロワット当たり100万円以下で業者のほうがつくっておられますので、非常に採算性が近くなってきている状況にはございます。以上でございます。

○米良委員 あくまでも工務課長、あれですね。地球環境にやさしいという、そういうことでしょうか。あんまり採算性のことを言うとは、非常識に見られがちですけども、幸いこの3,500万、半分は国庫補助ということで国も今政策の中でどんどん推進をしている関係もあってでしょうけれども、この20年の耐用年数で、これは50キロワット電気ができて、県庁にも配電するんですか。

○郷田工務課長 これは庁舎内で考えております。

○米良委員 それだけの供給量しか考えられないわけですか。

○郷田工務課長 先ほど話しましたように、量的にそんなにありませんので、庁舎内、この庁舎自体がエコビル構想というのがありまして、庁舎自体をエコビルにしようというそういう考えもございますので、庁舎の中で消費する……。

○米良委員 そうなりますと、さっき家庭の話が出ましたけれども、企業局のほうで、これを契機にして普及啓発ということに努めるという理解でいいでしょうか。

○郷田工務課長 おっしゃるとおりでございます。今、委員からお話がありましたように、この新エネルギー、太陽光、風力等は非常にクリーンエネルギーで、しかも輸入品に頼らなくて、純国産でできると。しかも、宮崎県のような場合は、太陽光を存分に活用できるというようなことでございますので、これからの取り組みとして、これは大いにPR啓発をしていく話じゃないかと思えます。それで先ほど知事部局の話もございましたが、環境保全を図るという意味で、新エネルギーの取り組みというのは非常に大事だと、重要なことだと思いますので、費用対効果という面では非常に見えにくいところがございますけれども、一般会計予算で取り組めないようなところについて支援をしていくよというような意味でも取り組む意義があるんじゃないかと思っております。

○西村委員 今、米良委員は優しいから、はいはいと聞いていただいていますけど、私は、到底これ、県民は納得できないと思うんですよね。というのは、一方では県土整備部なんかが、かなり厳しい業界に対してダンピング競争のよう

な形で入札制度改革をさせて、厳しい、財政がないとやってる一方で、企業局自体は潤沢な資金があるからかもしれませんけれども、一方では7,000万ありきで進めていくのはちょっといかなものかなと。逆に啓発活動だけに専念するんだったら、もうちょっと規模が小さくても、啓発活動に予算を回すなりして、県民に普及させる。別に家庭用のやつが2~3基あって、これで私たちも試してみますということでもいいんじゃないかなと思うのですよね。これをあえて特殊なやつを企業局の屋上に取りつけて、それで啓発活動をやる理由がちよっと。これだけ予算をかけると納得しかねる部分があるんですけど、私も、環境については非常に勉強させてもらっているんですが、やはり費用対効果とか採算性に関しては、ちょっとこれでは納得いきません。これはちょっと値を下げる努力というのはされたんでしょうか。

○日高企業局長 この新エネの取り組みでございますが、今、これは全国的に、あるいは国際的に地球温暖化問題というのが非常に大きな問題になっておりまして、この新エネルギーに取り組んで、そういう温暖化対策に資していかなきゃいけないというのは大きな課題でございます。県でも新エネルギービジョンというのをつくっております、太陽光発電あるいはバイオだとか、そういった新エネに県が積極的に取り組むというような、そういう方針が出ていますところでございます。確かに採算的な面からいいますと、これは非常に厳しい状況にあるわけでございますが、やはりこういったものに取り組んでいくということが、地球環境問題、こういったものを解決していくことに寄与するというふうに思っておりますので、そういうことで取り組んだところでございます。

それから、県民に対する普及の問題でございますが、企業局が取り組むことによって、やはり県もこういう新エネに取り組んでいるという姿勢を見せると。そして、そのことによって行く行くは県民にそれが普及していくということを願うわけでございますが、この普及の問題につきましても、これは一般行政の分野でございますが、企業局が直接県民にいろいろ事業を施して、やるということではございませんで、これは知事部局の所管課のほうで推進していくということになると思っております。ですから、確かに経費的には採算面は合わないわけでございますけれども、今のこういう情勢を考えたときに、新エネへの取り組みというのは、採算面に合わなくても、行政としては一応取り組んで、そういった姿勢を見せていくことも重要ではないかというふうに思っております。以上でございます。

○西村委員 大体7,000万かけて2,000万の電気しかつけれない部分で、5,000万とりあえず採算に合っていないわけですよ。例えば、これがせめて1,000万とかそういうことであればまだ理解は得られると思うのですが、まず県が採算性をとれないものを作って、民間がそれを導入するわけがない。民間のコスト意識、もちろん一般家庭のコスト意識、非常に厳しいから、先ほどの話の中で、家庭に3キロのものを導入するというだけでも、なかなか普及してある人の意識は高いかもしれないけれども、とんとんに近いからこそ、せめて手出し分でもちょっと環境対策になればということで一般家庭は導入するわけですよ。これは余りにも差が開き過ぎて、県がこれだけ採算がとれないことを認めてしまっている以上は、民間はより導入しないと私は思いますよ。

○日高企業局長 太陽光発電の民間への普及につきましては、今委員おっしゃいますように、採算面の問題を解決しなければ、これは確かなかなか普及しないと思っております。そういったことで、この普及には、行政としてどういふふうに取り組んでいくのかということが課題になるんじゃないかと思っております。極端に言いますと、補助金をばっと出せば、そのことで採算が合うわけですから、それが普及されていくということになると思いますが、それはまたそういう行政を、どういう施策を展開していくかということに、これは国を含めてなるんじゃないかというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、私ども企業局としては、今大きな地球環境問題になっておりますこの問題に、やはり新エネに取り組むということで姿勢を示していきたいということでございます。

○西村委員 これは環境森林部とか、ああいうまたがったような協力体制なんかあるんでしょうか。

○日高企業局長 この新エネの関係につきましては、所管は地域生活部の地域振興課でございます。

○西村委員 ほかの委員の方の御意見も参考にしたいんですけども、これはこの事業計画だけ聞いて、ちょっと県民の方が、今これだけ厳しい厳しいと、県の財政が厳しいと言っている中で、仮に委員の方に理解していただけるのかということを委員の方にお伺いします。

○長友委員 これは予定価格なんですか。それとも何社で入札するんですか。

○郷田工務課長 この件については、一般競争入札という今方向にありますけれども、製造するところが非常に限られてまいりますので、そこにつきましては、恐らく何社か投げかけをす

るということになると思います。基本的には条件をつけて、一般競争入札という方法もあるのかなと、今のところそういうことで考えております。

○長友委員 だから随契というわけにはいかなでしよう。そうすると、やっぱり財政法上は問題ないんですか。例えば1社でやるとかいうことになった場合に。そうしないと、県民がもしこの点に注目をしていらしたら、どういう入札をしたのか、どんな選定をしたのかという話になってくるわけですよ。だから、ちゃんとしとかんといかん。

○井上委員 ちょっと関連していいですか。これは非常に業者は少ないんですよ。業者が少ないといったらおかしいけど、パネル、宮崎県内もそうだけど、個人発電所のあれをしている人たちもそうなんだけど、少ないんですよ。それで、私議員になったのが平成3年なんですけど、その後、NEDOの資料なんかも提供して、個人発電所の普及、だから補助金を県側も出すべきではないかという、パネル1枚の値段がすごく高いわけですよ。それで、国は何年間か補助金を出して、その間は少しは普及したんですよ。だけど、結局パネルの値段というのは下がらないんですよ、結果として。私、そこは物すごく、国は3,500万補助金を出してますが、国がずっと、これには疑問を持っているわけですよ。1回もパネルの値段が下がらないんですよ。これほど技術が進んだ時代に、値段が下がらない。それで、補助金を出している間は普及しないので、補助金ストップしましたよね。国も補助金をストップして、できるだけパネルを低料金になるように、競争でさせるようにしたいというふうに言って国もしたけれども、結局ならないんですよ、それが結果的に。私、こうい

うことを地方自治体もそうだけど、ちょっとそんなことについて意見を出したことがあるのかなと思って、疑問はずっと持っていたわけです。だから、先ほどちょっとパネルの枚数とパネルの、割り算をするとすごく高いですもんね。だから、結果として、工法にもよるかもしれないけど、特殊な場合があるかもしれないけれども、パネルの値段が全然下がってないわけですよ。だから、私は、こっち側もだけど、国のやり方もちょっとおかしいと思っているんですけどね。これは何か1社にしているのか。宮崎でいえどこですか。

○郷田工務課長 パネルメーカーが約10社ほどございます。そういうことで、これはいろいろ条件は考えなくちゃいけないかと思えますけれども、一般競争入札で実施をしたいと考えております。

○米良委員 これはさっき半分が国庫補助ということでありますが、局長、全国的なこれは一つの流れというか、制度事業というそういうことでしょうか。全国的にはどうなんでしょう。企業局に関連する一つの新エネルギーというこの国の発想のもとに、各都道府県にこういう制度事業があるからやってみると、普及啓発に努力せよという一つのものがあって、半分押しつけみたいなことかなと思ったり、ちょっと言い方は悪いけど。

○日高企業局長 私どもが水力発電事業をやっております。水力発電、クリーンエネルギーでございます。地球環境問題に発電を通じて貢献しているという考え方が一つ基本的にあるわけでございます。その中で、先ほど申しましたように、地球温暖化問題というのは非常に大きくクローズアップされております。ですから、私ども発電事業をやってる公営電気においても、

基本的には新エネに取り組んでいくべきではないかという考え方はございます。

それから、もう少し上のレベルでいきますと、国のほうで新エネルギー特別措置法という法律ができておまして、これは電力会社に新エネの発電並びに自分で発電できない場合には買い取りの義務も課すという法律があるわけがございます、そういったことで促進をしようという基本的な考え方がございます。そういったもとので、現在、全国で取り組んでおりますのは、公営電気事業者が31事業者あるわけがございますが、そのうちで5事業者取り組んでおるところでございます。具体的に言いますと、山梨県、神奈川県、新潟県、長野県、それから熊本県の5事業者でございます。それから、風力発電がございまして、風力発電には11事業者が取り組んでおります。それから、もう一つごみ発電がございまして、このごみ発電には2事業者が取り組んでおります。そういったことで、公営電気でも新エネに取り組んでおるところがございます。

○福田委員 これは前向きのことですが、私、かつて宮崎平野に賦存しております天然ガスシステムを使って県が実験しておったんですよ。これはその当時は千数百万つけて実験したんですが、ハウス暖房、天然ガスのハウス暖房、天然ガスの賦存量はかなり多いようですが、今ちょうど宮崎ガスの1割ぐらいが天然ガスだとこの前聞きました。宮崎の場合は、冬場の暖房には使うが、夏場は冷房システムはまだありませんから、一部官公庁に入ってますけど、蒸気になるんですね。天然ガスのエネルギー転換やる場合に電力があると思いますが、もう一つは充填システム、プロパンのように充填すると。そういう技術がローカルでまだ開発されてないんで

すね。開発しようとするとう石油価格が下がりますから、合わないということでやめるんですね。その天然ガスシステムも20年ぐらい前に県がやっていた。しかし、途中で石油価格が下がった。とりやめた。今、天然ガスを使っているのは宮崎ガスだけです。輸入のガスと地場のやつと。ぜひ、電力発電もであります、ほかにいろんな使用方法がありますから、その辺を企業局、未来永劫に存続するために、新しい企業として実験取り組みを開始してもらいたいな、宮崎にあるクリーンエネルギーですから、この辺をひとつ要望しておきたいと思います。きょうは新エネルギーがたくさん出ましたから、お願いします。

○日高企業局長 確かに今委員がおっしゃいますように、天然ガスは豊富な資源でございますので、その活用については、いろいろ議論されておるところでございますが、これについては、なかなか難しい問題がございまして、法律的にいろいろ工業法だとか鉱山保安法だとかいろんな規制があるわけがございます。そういった規制をまずどうやってクリアしていくかというようなことがございますし、この所管のところは商工観光労働部になると思いますが、そこでもいろいろ検討をしておるようでございますが、これが実用化といいますか、ここに至るまでにはいろいろクリアしなければならない課題があるように伺っているところがございます。そういった課題等について、私どももいろいろと研究はしていかなくちゃいけないと思っておりますが、ハードルはなかなか非常に高いということは一はひとつあるかと思っております。

○福田委員 局長がおっしゃったのは、採掘権の件だと思います。これは宮崎ではかなりの企業が網をかぶせられますから、鉱区を設定してい

ますから、これはだめですよ。だから、採掘したガスを利用すると、それはクリアしてますからね。宮崎ガスは鉱区を設定している用土採掘業者からガスを買っているわけですね。だから、出てきたガスを利用する方法を企業局は考えてほしいなど、そういう事業が比較的行政と違ってフリーハンドで行いますから。例えば、今、宮崎市の佐土原総合支所では、冷暖房に天然ガスシステムを使っているんですね、地元でガスが出ますから。ここが1カ所。かつては佐土原の大きい企業であります養鰻、これも全部、20年前は水を30度にアップする熱源として天然ガスを使った。ところが夏場は要りませんからね。だから需要が特定の時期に集中しますから、なかなかペイしない。あるいは、供給側としても、夏供給できなければ採算性に乗りませんから、そういう問題がありますから、採掘は鉱区が設定されておりますから問題外ですから、出てきた天然ガスを利用する技術、発電とかあるいはその他ですね。ひとつ、答弁要りませんから、また機会がございましたら勉強していただきたいと思います。以上です。

○宮原委員 この新エネルギーですが、農業試験場が太陽光をつけてますよね。あれとどうなんですかね、大きさというのは。かなり向こうもでかいのをつけてますよね。

○日高企業局長 県内の設置状況でございますが、今委員がおっしゃいましたように、一番規模の大きいのは県の総合農業試験場でございまして、これは329キロでございます。その次は旧須木村でございますが、須木村の総合ふるさとセンター、ここに100キロワット、それから同じく100キロワットですが、北郷区の総合保健センター、これが100キロワット、そういった状況になっております。

○宮原委員 この7,700万に対して3,500万の補助が出ているわけですけど、こういった農業試験場が330キロのをつくるときも、やっぱりこういった国庫の補助事業という形で半分ぐらい出ているんでしょかね。ずっとこういった補助金というのは、半分まだ今も出ている状況にあるということですよ。

○郷田工務課長 補助金につきましては、今回提案しております事業につきましては、平成18年度からでございます、平成18年度につきましては、規模的に50キロ以上だとか未満とかいうことで条件がありますけれども、19年度でいきますと、新技術ということでもありますけれども、先ほどから話をしておりますように、2分の1の補助ということになっております。

○宮原委員 先ほどだれかからもあったと思うのですが、5つの公営企業のところがこういう事業を取り組んでいくということなんですが、積極的にこちらからやりたいということだったのか、向こうの方から押しつけですわね、やりませんかというお勧めなのか、もう一回聞かせてもらっていいですか。

○日高企業局長 私ども企業局としての考え方でよろしゅうございますか。これは積極的でございます。新エネの取り組みはこれまでも風力発電含めましてずっと検討してきておりまして、今回本県に一番特色のある太陽光に取り組んでいくということで取り組んだところでございます。

○宮原委員 あとは入札という形で金額が当然業者さんが入られるんでしょうけど、一般家庭に入れられる業者さんというのが県内にもあちこちいっぱいできてはいるんですが、そういう人たちの話を聞くと、代理店になりませんかというふうな話をよく聞くんですよ。一般の人た

ちに。例えば300万の家庭用のを取ると、1つ取ると50万リベートが入るといような話を一方では聞いたりするものですから、実際のパネルが高いと、今、井上委員の方からありましたように、高いというふうには思っているんですけど、実際には意外と下がっているんじゃないかなど。下がっていて、こういう言い方は悪いんですけど、ねずみ講的に広がるような感じがあるのかなという雰囲気が出て、家にも取りつかせませんかというのはしょっちゅう来ますけど、そういうようなところも感じられるところがあるものですから、十分入札に当たっては勉強していただいて取り組んでほしいなと思います。

○長友委員 家庭用のものに対する国庫補助というのはもうなくなってきていると思うのですよ。これはまだ5割ぐらいの補助率になっているわけですけど、その辺はどうなっているのか、家庭用、それから規模によって違うかもしれないけど、どんな感じになっているんですか。

○郷田工務課長 今お話のように、一般家庭用に対しては、平成18年度から国のほうからの補助はなくなりました。それまでは平成6年ごろから始まっているんですが、当時は、始まりは設置費の2分の1を補助していたということで、その後3分の1に減り、だんだん年を経るごとに補助の率が下がってきております。平成18年度からはなくなったということで、補助金があったときよりも普及率が少しずつ鈍くなっております。今後の普及につきましては、太陽光発電装置の価格低下というのがかぎになってくるんじゃないかと思っております。

○長友委員 こういう大型のやつについての補助制度というのはどんな感じになっておるわけですか。

○郷田工務課長 先ほど話しましたように、平成18年度には50キロワットの規模で、50キロワット未満の場合は、キロワット当たり74万円が上限ということで、50キロワット以上につきましては、設置費の2分の1補助がございました。19年度、今年度に入りまして、汎用の機器につきましては、34万円が限度ですけれども、新技術ということであれば、設置費の2分の1が補助として認められたと。国の補助につきまして、団体の普及させるという目的で補助をやるということでございます。

○長友委員 農試は所管が別だからあれかもしれませんが、総合農試あたりも2分の1の補助ということだろうということでもいいわけですかね。

○郷田工務課長 続くくではないかと期待をしておるところですが、これからの取り組みということで、補助の制度は継続していくんじゃないかと思っております。

○米良委員 今課長が言われますように、今度のドイツでありました主要国サミットについても、環境サミットでしたわね。京都議定書をもとにしてね。やっぱりそういう関連から、やっぱり地方にも環境に優しいという一つの国のそういう叫びがあって、こういうものでてきた云々だろうなと思って、私も皆さんの話を聞きながら思うのですけれども、単独で企業局で7,000万やるといったらこれは至難のわざですよ。さっきどなたかありましたけれども、なかなか県民の納得のいくような、そういうものじゃないと、私もそういう気がしてならんのですけれども、今の時代ではそういう新しい、優しいエネルギーということの観点からすると、これはやむを得ないのかなという気もしますので、この点につきましては、これからの普及活動ですよ。普

及啓蒙というのを主眼に置きながら、さっき採算性の話もありましたから、そういうのを念頭に置きながらこういうものを進めていかないと、採算性からいくと、これは20年使ったときにどのくらいの、もちろん効果はありますから、その効果を表面に出しながら、そういったこれからの啓蒙普及に寄与していかないと。なかなか私もさっき家庭での設備費がどのくらいかかるかということを開きましたけれども、例えば200万も300万もかかって、それが採算に合うかといったら、家庭でもこれを導入することになってくると、なかなか首をかしげるを得ないという状況でしょうから、そこ辺を表に出していくということがこれから大事じゃないでしょうかね。僕はそう思いますよ。

○太田委員長 ほかにありませんか。議案関係、その他の報告事項についての審査ですけれども、委員のほうからもうありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 なければ、その他に移ります。その他の件で何かありませんでしょうか。

○野辺委員 委員になりましたので、この際、認識を新たにするためにちょっとお伺いしたいんですが、企業局が行う植林事業ですよ。これは事業名がちょっと何かわかりませんが、これは概要を、例えば何年であって、面積とか投資額とか、そういうものをちょっと示していただけませんか。

○岡田総務課長 事業名は「緑のダム造成事業」と申しまして、平成18年度から78年度までの60年間を予定しております。これは企業局の発電システムがございしますが、発電事業に関係のあるダムの上流域の未植栽地等の私有地を購入して、そこに植林したり育林したりしていくものでございます。水源涵養地の関係でございします。

それで、事業規模でございしますが、1,000ヘクタール予定いたしております。事業費は約23億、数字は将来変わってくるかもしれませんが、今のところ、23億程度見込んでおります。60年間の中で、まず最初の20年間で土地を買収するとともに、木のあるところは育林も進めてまいります。残りの40年間も含めた60年間で育林と除間伐、下刈り等をやってまいります。土地を買うのは20年間でございしますが、そのような事業でございします。

○野辺委員 それでは何ですかね、広葉樹とか針葉樹に限らずやっていくんですかね。

○岡田総務課長 混交林といいますか、針葉樹、広葉樹を含めたものを考えております。それから、先ほどちょっと言い漏れがありましたが、森林伐採後に植林されてない、放置されている私有林を買収して植林していくということがちょっと説明が漏れておりましたので。

○野辺委員 地域としては、ほとんどダムの上流ですか。

○岡田総務課長 企業局がダムとして利用している地域としては、11ダムございしますが、多目的ダムと企業管理ダムを含めまして、そのうち上流域の先ほど申しました未植栽地の土地を買収していく、そして植林していく。木のあるところは育林していくということでございします。

○野辺委員 18年からと言われたですよ。18年は、例えば企業局が取得できた土地とかいうのがあるんですか。

○岡田総務課長 18年度の実績についてだろーと思っておりますが、買収した山林が25.9ヘクタールほどでございします。以上です。

○野辺委員 買収は今後も見通しは立っているというふうにとっていいんでしょうかね。

○岡田総務課長 森林組合等と協議したり市町

村と協議したりしながら、そういう未植栽地の土地を検討していかなきゃいけないわけですが、現在のところ、年間50ヘクタール程度買収していく予定にしておりますが、相手がいらっしやいますので、なかなか進捗がそのとおり進むかどうかわかりませんが、頑張っているところでございます。

○野辺委員 これは例えば未植栽地に植栽する場合、企業局独自で、例えば補助がありますよね。それも活用するんですかね。

○岡田総務課長 森林組合等をお願いして、食林等をお願いする考えで、造林補助の対象になるように、市町村に施業計画を出していただいたりしてやっていくように考えております。

○野辺委員 最終的に1,000ヘクタールの植林ができた場合、水源涵養という面からすると、どういう計算になるんですかね。普通のダムは、例えば50ヘクタールの水源の水をとかいうことになるのか。

○岡田総務課長 計算していないんですけれども、常識的な話で申しわけないんですが、木が放置されている未植栽地がそのままなるよりは、木を植えたらかなりになると思いますけれども、崩壊したりもしますので、今後とも努力しながら植林をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○野辺委員 もう1点だけ聞きますが、そういう計画されているところに、未植栽地というのが結構多いんでしょうか。現在の状況として、ダムの上流とか。

○岡田総務課長 実態の調査は、まだ申しわけございません。例えば今年度の先月から来月にかけて、今雨季でございますので、それが明けますと山に入りまして、森林組合とか市町村と一緒に地域を見て回るわけでございますが、

その際に未植栽地を探して、所有者と交渉したりしていくわけでございますが、所有者が高齢になっていたり、あるいは今後もやる見込みがなくなったところは、交渉して買収していくということで、実態は申しわけありません。どのような未植栽地があるかというのは、行ってからいつも探しているところでございます。また、もちろん環境森林部等の御意見も伺いながらやっているところでございます。以上でございます。

○野辺委員 将来は、例えば伐採したやつを収入として上げていくということは考えてなくて、ただ水源涵養という面からだけですかね。

○岡田総務課長 それは針葉樹の話でございますか。

○野辺委員 広葉樹でも針葉樹でもどっちでも。

○岡田総務課長 できるだけ長く水源涵養という形ですので、できるだけ長く切らないようにしたいと考えておりますが、どうしてもやむを得ず切らざるを得ないときにはまた植林をしていく、循環させていくという考えでございます。

○野辺委員 それは23億の投資額の中には入ってないですね。今例えば伐採して、そういうのは計算に入ってませんよね。

○岡田総務課長 現在の計算の中には入っておりません。植林と育林、それから買収費でございます。

○野辺委員 環境保全とか水源涵養ということから大変すばらしいことだと思いますので、ぜひひとつ計画どおり頑張ってください。

○長友委員 当然のことですけれども、買った土地の所有というのは、企業局の所有ということですか。県有林ということですか。

○岡田総務課長 企業局の所有になります。そして、企業局が管理していく形になります。

○米良委員 岡田課長、緑のダム造成事業23億円が出たわけですよ。県議会もおっと思ったんですよ。何でかといいますと、この山深いあの地域に何でそういうところにああいう金をつぎ込むかなと思って、私そういう話を同僚にしたと思うのですが、今、課長がおっしゃいますように、これから将来にわたって、未植栽地というのがありますよね。この前の議会で大分出ましたけれども、従来の育林・植林とかいろいろ除間伐も含めて、今度の予算で県が17億か18億ですよ。あの当時、西岡局長でしたかね、あの人が局長時代ですよ。ほんとびっくりしたんですよ、僕は。「何で」と思って。さっき岡田課長がおっしゃいますように、将来にわたって考えたときに、あなたがおっしゃいましたが、やっぱり森林組合とかあるいは今の山をめぐる厳しい状況からしますと、あの当時23億から今17億から18億の補助金が減ってきたんですよ。将来企業局が、さっき福田委員の内部留保資金の話が出てきたけれども、これからそういうものに対する一つの企業局としての取り組み姿勢というか、方向というか、緑のダム造成事業を起点にして、これからの中山間地の厳しいあの実態を考えたときと照らし合わせて、企業局も幾ばくかのそういう育林、造成あるいは除間伐事業に対する一つの補助事業みたいな、企業局もそういうものにかかわり合いを持っていったほうが僕はいいんじゃないかと思って、私もつらつら考えたところです。さっき岡田課長の森林組合とタイアップしてという話がありましたから、そういう事業の方向に企業局も持っていてもおかしくないんじゃないかなと思いますけれども、そこ辺はどうでしょうかね。

○日高企業局長 今後の企業局のあり方についての考え方だと思っておりますが、今、委員がおっ

しゃいましたとおり、私どもとしましては、発電事業だけじゃなくて、やはりこれから地域に財政面あるいは事業面をもってどういうふうに貢献していくかということが、私どもの究極のこれからの存在意義を示すものだろうと思っております。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、財政的な貢献は当然していかなきゃいけません。それと今、緑のダム事業みたいな、そういう事業にも取り組んでいかなきゃいかん。この中山間地域の問題につきましては、今のこの緑のダム事業のほかに、環境森林部がやっております、これも森林整備事業でございますが、森林組合、それから市町村が行う森林整備事業の財源といたしまして、18年度からであります。年間3億円、4年間でございますが、 $3 \times 4 = 12$ 億と。12億を一般会計に、これも融資でございますけれども、これも低金利でございますが、貸し付けをするということの事業を18年度から始めたところでございます。そういったいわゆる地域貢献、財政貢献、こういったことをもう少しやっていくという方向でやっていかないかなというふうに今思っているところでございます。

○米良委員 くだいようですけれども、今大事な時期ですから、緑のダム造成事業を起点にした一つの方向転換というか、そちらの方にも目を向ける、できましたら今局長がおっしゃいますように、そうしてもらおうとありがたいなと思うものですから、今おっしゃいますようなことでひとつ検討してみてください。僕はいいと思っております。

○井上委員 関連してなんですけど、確かに国土を守るというか、そういう意味で自然を守り、国土を守り、それから環境を守っていくという点でも山ってすごく大事なんですけれども、こ

の緑のダム事業は、結局上流部、企業局のダムのあるところの上流部という、意外に未植栽の少ない割と奥深いところではないかなと思うんですよね。未植栽のところというのは、切り出しが可能なところなので、結構道路もあって——道路もあってというか、林業関係の道路もあって仕事しやすいところあたりだと思うのですよ。それで、この緑のダム事業が60年間放置というのじゃなくて、育てながら、育林しながらやっていくといたら、本当に効果のある山づくりというのは確かにできると思うんですが、環境森林部が持っている山の事業との関係、あれが例えば同じベースになっていくと、先ほどから出るような採算性だけを重視したような方向性にかざるを得なくなっていくので、そこあたりとの整合性というのは、だからこそ企業局で所有するのか。ちょっとそのあたりのことについてお聞かせください。

○日高企業局長 緑のダム造成事業は、伐採後の未植栽地、荒れた山を購入してそこに植林をするということが目的であるわけですが、購入の対象としましては、これは民有林でございます。県有林については、公有林については当然行政がやる話でございますから、いろいろ経費的になかなか合わなくても、ある程度資金を投入してやれるわけですが、民有林ということになりますと、やっぱり採算的な問題等々でなかなか植栽が進まないということがございます。ですから、民有林がやる、民間の人たちがやる場所のものをどうしても植栽とかできなくて荒れていると。売買の希望があるというところについては、企業局で購入して、水源涵養林として制御していきましようということでございまして、そういう意味ではすみ分けというのはされているというように思っ

ております。

それと、私どもずっと購入対象の山を回ってまいりましたが、平地部近くだけではございけませんで、山のずっと奥のほうもいっぱい伐採したところとかございまして、なかなか後継者不足、それから木材価格の低迷というようなことで再造林がされてないところがたくさんございます。個人的な気持ちで言わせてもらいますと、もうこんな山は要らんというような山がたくさんございます。そういうところを購入して植栽していくということが私ども企業局の役割じゃないかなというふうに思っておるところでございます。

○井上委員 林業というのを産業というふうにして考えた場合、本当に採算性がとれなくて続けていくのには厳しい状況というのがすごくたくさんあると思うんですね。だからこそ放置したいし、そこで生活していけないという方たちって非常に多くなってきていると思うんですね。だから、ちょっと私がよくわからないのは、産業としての林業を振興させるというために、今までもみんな工夫してきたし、苦心もしてきたわけですよね。荒れた山を例えば企業局であれどこであれ、県が買い上げるということになったら、そういうこれからも一生懸命そこにへばりついてでも頑張っていこうという気持ちよりも、手放そうという気持ちのほうが逆に産業としての成り立ちよりも、もうどこかに買ってもらって、逆にやってもらった方がいいかなという気持ちのほうが強くなるのかなと思ったり、山を持っていらっしゃる人たちの気持ちのことを考えると、何かちょっとそのあたりのところが、正直申し上げてどうしてあげたらいいんだろうという思いもあってお聞きするんですけれども、このあたりのところはどうなんでしょう

かね。一方で私たちは本当に林業という産業がやっつけられるようにしたいと思っていて、一方では買い上げないといけないと、こういう形ですら買い上げていかないといけないという状態。この状態のバランスですよね。これはどんなふうに議論もされ、今後これが政策として成り立っていくのかというのをちょっとお聞きしたいのですけど。

○日高企業局長 今の御質問の件については、これは林業政策の話になるんじゃないかなと思っておりますが、林業が順調で、林業で十分生計等成り立っているような状況にしていくということが一番の問題だろうと思っておりますが、現状からいいますと、今の木材価格だとか、林業全体に従事する人たちの考え方として、なかなか後継者が育たないと、そういった状況の中で山が非常に荒れて、そのことが災害だとか、あるいは濁水問題だとか環境問題等々に非常に大きな影響を及ぼしていると、そういう現状のもとにおいては、どこかがそこを植林してやらなきゃいけないという現状にあると思っておりますので、基本的には別に企業局が買わなくて、自分で植栽をして林業を続けていくということが理想だとは思っておりますが、そういうことができないところについて、企業局として取り組んでいきたいと思いますということでは、

それから、もう一つは山村地域の活性化という観点では、私どもの事業に取り組むことによりまして、地ごしらえが必要であり、そして植栽が出てまいります。それから下刈りだとかいろいろ出てくるわけですが、そういった経費も含まれております。森林組合等をお願いして、また地元の人にそこでそういう仕事をやっていただくというようなことで、雇用の確

保というものにも貢献できているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。確かに委員おっしゃいますように、林業で飯が食えるというか、そういうことが基本ではあると思っております。そういうことができないところについて企業局として取り組んでいきたいということでは、

○野辺委員 お聞きしたいんですが、水源涵養なり電気事業は順調に推移していますので、新たな、さっきも出ましたように、クリーンエネルギーという面から太陽光もいいんですが、水力発電の新たな検討とか、そういうことはなされたことはないんでしょうかね。新規のやつ。

○郷田工務課長 水力発電につきましては、今マイクロ水力といいますか、小さい小水力の発電ということで、特に農業用水等について、それを利用できないかどうか、そういうことで調査を今までやってきております。その可能性のあるところについては、土地改良区ですとか、市町村のほうで取り組めないかどうか、それを投げかけをしまして、その取り組みをしていくということを考えておりますが、企業局自体としてどこかに起こすということじゃなくて、市町村が土地改良区等に取り組んでいただくというようなことで、そういう取り組みを進めておるところでございます。

○野辺委員 企業局としては、ダム建設は今やってないんですよね。何かの多目的ダムとかを活用してそれを発電しているのか。ダム本体もつくっているところが……。どうなんですか、その辺は。

○日高企業局長 12発電所がございまして、このうち、企業局が発電のためにダムをつくっているところが3つございまして、小金橋ダムというところと、それから寒川ダム、それから浜

砂ダムの3つございます。小金橋ダムというのは、綾北川のほうにあるわけでございますが、ここは農業用水も利水として含んでおりまして、発電、単独ではございませんが、企業局が取り組んでいるところでございます。それから、浜砂ダムは延岡でございます。ここは旭化成の工業用水とうちの発電ということで、これも企業局が取り組んでおるところでございます。基本的には昔のやつは全部総合開発ということで、治水ダムに発電を設けているということでございます。

それから、先ほどの新規開発の問題でございますが、大体発電で採算がとれるところについては、ほとんど開発しておりまして、今調査も一部しておるところではございますが、ほとんど奥地化しておりまして、普通の発電につきましては、採算面で非常に厳しいという状況でございます。小水力については、いろいろ調査しておるところでございます。

○野辺委員 小水を利用する発電じゃなくて、やっぱりダムをつくらるとなると莫大な事業費がかかると思うのですが、そういうのもこの余剰金を出しているわけでございますから、検討してみる必要があるんじゃないかなという気がしたから、ダム本体までつくって発電するとかいうことも、今後の検討課題として進めていただきたいなと思っております。

○太田委員長 その他、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 ありませんので、以上をもって企業局を終了いたします。御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時39分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでございました。

午前11時39分散会

平成19年6月22日（金曜日）

午後1時7分開会

出席委員（9人）

委員	長	太田	清海
副委員	長	河野	安幸
委員		米良	政美
委員		福田	作弥
委員		野辺	修光
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

企業局

副局長 （技術）	時庭	伸次
総務課長	岡田	英治
工務課長	郷田	五男

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中	浩輔
議事課主査	湯地	正仁

○太田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決ですが、議案第3号に対し、西村委員から修正案が提出されましたので、他の議案と分離し先決したいと存じます。修正案はお手元に配付してあります。

提出者の説明を求めます。

○西村委員 議案第3号「平成19年度宮崎公営

企業会計電気事業補正事業（第1号）」に対する修正案を別紙のとおり説明申し上げます。

平成19年度宮崎県公営企業会計補正予算第3号資本的収入及び支出の予定額を次のとおり修正いたします。

別紙のとおり、合計だけ申し上げます。

資本的収入、当初3,500万円のところをゼロ円、計3,538万3,000円、資本的支出のところも、3億7,700万円を3億円に修正いたします。合計17億9,688万8,000円とさせていただきます。以下のとおり、収支残はマイナス3億円、マイナスの14億4,650万5,000円となります。以上です。

○太田委員長 提出者の説明が終了しました。この後、質疑と討論ということになると思いますが、まず、質疑のほうは何かありませんか。この修正案に対する質疑であります。

○米良委員 ということは、きのうの企業局から出された委員会の資料の3ページにあります、新エネルギー導入啓発事業の太陽光発電システムの導入、これについてのみということの理解ですね……。全部ですな。わかりました。

○長友委員 地球温暖化防止対策というのが非常に注目されておるわけですね。こういう官公庁としても、その一つの提案と事業になればというような趣旨でやっているわけです。それを否定するような感じなんですけれども、そのことについての各会派としての考え方はどうですか。

○太田委員長 そうしたら、質疑等は一応終わって討論に入りましょうか。そういうお互いの考え方を聞かないかんことについては、討論の中ということになっておるようです。この修正案に対する事実確認等はいいいですね。米良委員も今のでいいですね。

それでは、引き続きまして討論を行います。

発言をお願いいたします。

○米良委員 このことにつきましては、きのうも相当時間をかけて、目的なりあるいは採算性の問題なり、あるいはこれからのこれに対する将来的な一つの県内におけるCO₂の発生の問題とか、きのうも私は申し上げたんですけれども、国もこの前先進国首脳会議——サミットがありました。その内容も、環境そのものの一つに絞っての主要国のサミットでありました。それだけ世界的に環境の問題については新エネルギーを導入することによって、世界的なそういうものを配慮していくという一つの大きな目的もありますから、いずれにしましても、採算性が合わないということでありましても、こういうはしりの段階でしょうから、特に県内におきましても、啓蒙普及という一つの大きな目的もあるわけですから、これが今はそうでありましても、将来的にそういうことを長い目で見たときに、いつかはこういう時代が来ると。来なきゃならんということを考えますと、これはやっぱり県は公共事業ですから、そういう公共的な一つの予算でもって将来にわたる新エネルギー導入啓発ということになってくると、今はそういうマイナスイメージがあるかもしれませんが、将来的に大きな効果が出てくるということからすれば、私は、この事業は否定すべきことじゃないんじゃないかと、こういう気がしてならんわけですけど。

○井上委員 私どももちょっと議論させていただいたんですが、太陽光発電は、まだ現段階ではどうしてもペイできる状況にはないんですよ。これはもう明らかで、私も議員になりまして、すぐからNEDOのデータとかも含めて何度も議会でも議論させていただきました。一方で、確かにペイできないものではあるけれども、公

共施設については、積極的な導入をすべしという議会で私どもも提案をしております。宮崎県としては、県の公的な施設のところに幾つもつけているわけですね。そのことについて、私どもは予算の執行のときにずっと認めてきているという経過ももちろんあります。確かに今回の企業局のを精査していくと、ペイできるのかという議論だけだと、ペイはできないんですよ。これはどなたがあれしても明らかなんですね。ただ私は、CO₂の削減がこれでどのぐらい図れるかという計算をしていくと、ペイできないものではないと。逆にどのぐらい削減ができるのかということを考えていくと、やっぱりそれなりの森林面積を確保するぐらいのCO₂の削減には寄与することができる、そういうふうを考えます。それで、私のところも党議の中で議論をさせていただいたんですけれども、今回の予算に関しては、やはりいろいろな面を考慮しつつ、このまま通したほうがいいのではないかとという意見が多数を占めました。

○福田委員 採算性につきましては、きのう随分論議しましたよね。問題は西村委員も指摘があったが、価格的に高いのではないかと、もっと安く上がるんじゃないかという意見等もたくさん出ました。それで、当委員会としての考えは、私は、ほぼ新エネルギーの実験プラントに対する方向性についてはいいと。しかし、もっと節約しなさいと、こういう方向だったですね。それで、うちの宮原委員のほうからちょっと質疑の中で出たんですが、当局としては、場合によっては、これは随契かあるいは特命かのようになちょっとニュアンスがありましたよね。これを後の執行部の答弁の中では、国内に10社あれのメーカーがあると。大手はシャープとかサンヨーとか京セラなんですけど、ほとんど性能的に

差異がなければ、ぐっと費用が下がるように、一般競争入札で競りをつける。やれば、私は当委員会の皆さんの意見がかなり反映された予算執行になるんじゃないかなと、こういうふうを考えるんですね。その辺はどうですか、西村委員は。

○長友委員 まず1つは、地球温暖化対策ということが非常に注目を浴びているというか、そういう状況の中で、こういう官公庁を中心としながら積極的な導入啓発を行うことによって、さらにそういう方向性を高めていこうと、こういう流れがあるんですけども、それを否定するという事になってくれば、愛みやざきさんとしてそういうものの考え方に、否定するようなことになるんだけど、それについての考え方を伺いたいというのが一つです。

それからもう一つは、クリーンエネルギーということになってくれば、原子力、これについてもいろいろあるんですが、ただ、これも資源の限界というのがあるでしょうから、プルサーマル方式みたいなやつが出てくるわけですけど、高知県の町をかけたの町長選が行われたように、高レベルの放射性廃棄物の問題というのは本当に永遠の課題であるわけです。それからまた、プルサーマルによってプルトニウムなんかという廃棄物になってきますと、これは半減期が永遠とっていいぐらい長くなるわけですね。だから、本当に原子力の導入についても異論がいろいろあると。

それともう一つ、宮崎あたりというのは、太陽と緑の国で売っているわけですけども、太陽光のパネルをつくる工場等が進出してきて、それこそ宮崎を売り出す絶好のものじゃないかという気がするわけですよ。そういうものが重なっている一つのデモンストレーションと

して、公費導入というのはやるべきである。ただ、先ほど福田委員のほうからもお話が出ましたように、この価格については、今入札制度改革等が叫ばれているように、非常に大変な改革の時期でありますから、競争性、透明性を高めて、できるだけ節約する中での導入としてもらいたい、こういうことで私どもはまとまった考え方を持って臨んでいるところです。

○西村委員 まとめて質問いただいたことに答弁させていただきたいと思います。

1つは、私どもの考えとしましては、この新エネルギー事業に対しまして反対という考えは全くありません。私自身も環境学の大学院を出たぐらいですから、非常に環境に対して前向きに思っておりますし、その熱意はほかの会派のメンバーにも伝えているところであります。その中でまず、井上委員のほうからあったCO₂の削減につきまして、私たちがきのうの話であれば、20年間で2,000万円の電気をつくれると。それに対して7,000万円の予算がかかっているわけですから、その差額の5,000万という差をどれだけCO₂の費用対効果、目に見えない部分、もしくはPR、デモンストレーションの効果というものにどれだけ反映していけるだろうということを考えました。その差が例えば1,000万か500万の、そのぐらい県が出しても仕方がないだろうという範囲であれば、非常に同意を得たと思うのですけれども、平成16年に佐土原の農業試験場、これは以前、視察に行かれたときの報告書なんかも参考にさせていただきました。この中では宮原委員が行かれたと思いますが、その中で3億8,600万の予算を投じまして、年間490万円の電力、329キロワットの発電容量を誇っておりますが、これもやはり20年なんですよ。これ20年で換算しますと、1億円弱の電気

しか使わない。それに対して4億円の予算を投じておるわけですね。これはまだ平成16年ですから、そんなに前の話じゃないんですよ。やはりそれは担当部局が農政水産部といえども、県民の共有財産でありますから、やはりそちらの有効活用ありきで考えるべき、それを有効活用して、さらに普及がまだまだだということであれば、県にも導入してもいいんじゃないかと思いますが。御存じのように、一般家庭にはぽつぽつではあります、大分屋根を見れば載っている家もふえるようになりました。これは県がつくったから広がっているじゃなくて、あくまで企業努力ということもあると思うのですよ。

きょう、いろんなレクチャーを受けた中で、家庭用のは1キロワット当たり80万円ぐらいの施工費用、70万、80万ぐらいの施工費用でできるということ、ただ県が投じるやつは、特注なこともあったりして140万円かかるそうです。これは全く性能は同じもの。約2倍です。こういうものを踏まえた説明がきのういただけなかったことは、私もきのうの段階で突っ込んだ質問をできなかったことは非常に残念に思うのですが、特にCO₂削減の問題で、これが多いか少ないかは別として、一般家庭の、例えば今度7,000万かけてつくる費用でCO₂を39.6トン削除できるらしいです。これは17軒の家庭と一緒にということ。その17軒の家庭もそんなにするのかとか、たったそれだけかという意見はありますけれども、これは特に置いときまして、きのうは細かい数字が出なかったものですから、けさちょっとレクチャーを受けた中でこういう数字も得ました。だから、逆にいえば、私たちは平成16年にやった試験場の有効活用、もしくはその再検証、再々検証というものがまだまだできてないうちに、また新しいものを導入する

ことに対する危機感であるとか、これは、今すぐ始めなきゃいけないことなのかというものを思いました。とても県民の理解が得られるものではないと思いましたので、今回、急ごしらえながら、このような手段に及ばざるを得なかったということは私たちも反省しておりますし、ぜひこの場でいろんな御意見を出していただくことは非常にありがたいことだと思っております。以上です。

○野辺委員 私も、ペイしないから修正しないとイケないということはどうかなという気がするんです。平成16年ですか、宮崎県の新エネルギービジョンの策定がなされているわけですね。その中で、公共施設の新エネルギー施設の導入や公用車におけるクリーンエネルギー、自動車の導入など率先的な取り組みを行うことにより、需要の喚起や普及啓発を図るとともに、これらを活用した環境教育などを推進することになっているわけでありまして、そういう面からしますと、いろいろ話が出たんでありますけれども、私は、逆に考えると、ペイしないからそれだけ環境に寄与しているんじゃないかということも考えるわけです。ペイしないがために環境に寄与している。ありましたけれども、大体今回の事業は、東京ドームの2.5倍ぐらいの森林の面積に匹敵するというようなこともありますし、先ほど出ましたが、宮崎県の田野のほうに新しいパネルメーカーやら誘致したという経緯もありますし、そしてまた議会でも井上委員から出ましたように、今まで一般質問の中でも新エネルギーとして環境に配慮するような形で導入を図るべきだということも出ておりますので、ペイしないからこれを修正するということには私もいかがなものかと、こういう考えを持っております。

○**太田委員長** 少し整理しますと、きのうの説明の中では最終的に一般競争入札ということを経験して最初に工務課長が言われたと思いましたが、一般競争入札とすると。福田委員が言われたような、私もそれを同じように感じたものですから、きょう説明に来られたときに、間違いないですねということでは確認はいたしました、そのように言ったということでした。一応そこは心配なところでした。

○**西村委員** それで私が思ったところは、日本に10社しかないということは、かなり特殊技術も入っているわけですよ。これが今の県の一般入札みたいに、落札率が70とか65とかに落ちるようなことというのはまずあり得ないと思うんですよ。やっぱり特殊事業ですから、恐らく定価みたいなものにほぼ近い業者の集まりだと思えるんですよ。恐らくこれ7,000万という上限がありきだったら、頑張っても6,800万とかそういうふうになることもありますし、逆に企業局側から、じゃ65%で落としてよ、75%で落としてということでは当然言えないわけですから、これは入札をさせると言ってもなかなか厳しい。値下がり分は厳しいんじゃないかなと私は個人的に思うんですが。

○**太田委員長** ちょっと数字の確認をします。今、西村委員が討議の中で言われたのは、佐土原の農業試験場が3億幾らという数字がありましたよね。

○**西村委員** 3億8,600万。

○**太田委員長** これは電気パネルをつける費用として3億という意味でいいですかね。その他の費用も含めた3億なのか。

○**西村委員** 総事業費になりますね。太陽光発電装置の導入に関して、総事業費が3億8,662万9,000円。これも半分は県の方に補助金が出て

おります。

○**太田委員長** 一般的にちょっと3億という数字はえらい高いな。平成16年のことですけど、そういうあれがあるんでしょうかね。

○**井上委員** 私が質問を取り上げたのは、1キロワットで家庭用でつけるパネルが200万ぐらいしていたんですよ、最初パネルができたころは。それで、3キロワットないといけないわけですよ、個人発電所で。でない、自宅のあれをして売電ぐらいまでいくぐらいにはならないんですよ。それで国からの補助金が出て、大体個人が持ち出しが400万ぐらいというのが相場だったんですよ。で、私、個人発電所会議というのに何回か行かせてもらって、その勉強会とかにも行かせてもらって、これが安くなるという話はずっと言ってきた。補助金がなくなってから、だんだんパネルが下がってきたんですよ。今は大体1キロワットが、家庭用が大体70万とか66万にいたりとかするわけです。でも、3枚つけないといけないので、大体200万以上かかるわけですよ。1世帯で3キロワット確保しようと思ったら、大体200万ぐらいはかかるという感じなんですよ。それで昨日も宮原委員のほうから、少し上乗せしたような金額でほかの人に広げてくれたら幾らというお金を出してみたいな、そういう話もありましたけど、1キロワットで大体NEDOの計算もあると思うんですよ。大体何キロで幾らぐらいというのがですね。こういう公共施設につけるパネルというのは、ちょっと少しあれがあるので、120~130万とか、それぐらい。140万なんですか。だから結局これぐらいはかかると思うんですよ。329キロワットなので。

○**福田委員** きょう、うちの宮原委員が高いということに対して、執行部のほうは、パネル価

格のほかに企業局のビルに取りつける架台、仮設する台のことだと思いますが、それにかなりの費用が食うんですよということですから、参考までにパネル分が幾らで、そういう取付架台分に附帯の工事がどれぐらいかかるのか、ちょっと聞いてみたらいいんじゃないですか。

○井上委員 総合農業試験場は新築のときに一緒に建てているから、値段は少しは低いと思うんですよね。

○福田委員 これは壁にかけてあるんですか。

○井上委員 これは壁と上ですね。

○福田委員 両方ですね。

○井上委員 両方です。だから一回建てたものに建てるというのは……。

○太田委員長 その辺も情報としてきちっとつかんでおかないかなら確認させます。

ほかにはありませんか。

○長友委員 だから、その辺ははっきりしておかないと、一般競争入札をしてもほとんど差がなかったということになると、またいろいろと大変なことになるわけですから、この積算の根拠あたりをもうちょっとしっかりさせておいた方がやっぱりいいですね。

○福田委員 架台は、そこにする場合は、亜鉛用メッキを使っていますよね。どぶ付けといいまして、鋼材に亜鉛用メッキをしてさびないようにしております。特に宮崎県は海岸線ですから、その辺からかなりかかるのかなと思っているのですが、その比率を知りたいんですね。パネルの価格と架台の価格と工事費ですね。

○太田委員長 ほかにありませんか。なければちょっと休憩をとりますが。

それでは暫時休憩いたします。

午後 1 時 35 分 休憩

午後 2 時 22 分 再開

○太田委員長 それでは委員会を再開いたします。

先ほど討論の中で、太陽光発電の設置工事費の内訳等について確認をしたほうがいいだろうということでしたので、企業局においでいただきました。それではどうぞ。

○時庭副局長 御説明する前でございますけれども、今お配りしました内訳書は、単位が万円でございますので、千円に訂正し、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○郷田工務課長 それでは、太陽光発電の7,000万円分の内訳はどうなっているかということでございます。まず、太陽光発電パネル台としまして、これは製品台でございますが、2,695万、それから、架台・その他の装置代ということで、これはパネルを載せます台になります。それと電気に変換する装置というような、そういう装置代ということになりますが、これが1,208万、それからそれらの取り付け、工事費になりますが、これが1,653万円、それに諸経費ですとか消費税、これを加えまして計7,000万という内訳になります。以上でございます。

○太田委員長 執行部のほうから説明がありましたが、皆さんのほうからはいいでしょうか。委員のほうから質問、質疑がありましたらどうぞ。

○野辺委員 これは例えば架台とパネルと分離発注ということはできないわけですか。

○郷田工務課長 これは一つの工事全体として見ておりますので、一体的にやっていくということでございます。

○宮原委員 諸経費がやっぱり1,000万かかっていますよね。これは具体的に言うと、あとは取付とかそういうのはわかりますが、諸経費とい

うのは。

○郷田工務課長 これは工事をやる場合に、現場を管理する経費ですとか、それから一般経費といたしまして、何といたしますか、会社で維持するための経費というもの、そういうものを一般的に見ることになっておりますので、そういう経費ということになっております。

○米良委員 これは工務部長、あれですか、最低制限価格いろいろありますよね。そのことを考慮しても7,000万というのはぎりぎりの線दैいってるのか、それともこれからいろいろそういうことを考慮して発注していくのか、そこ辺はどうなんですか。

○郷田工務課長 これは上限としまして、この予定額といたしますか、予算としてこれを計上したということになります。

○福田委員 そうしますと、昨日の委員会の御説明の中で、一般競争入札に付することになりますと、10社ぐらい国内に関係するパネルメーカーがあるとおっしゃいましたが、例えばその10社の一般競争入札に付した場合、かなり工事費が下がる可能性としてはあるわけですか。

○郷田工務課長 これは入札結果ですからどうなるかわかりませんが、その可能性は大いにあります。

○米良委員 せっかくおいでいただいたわけですが、きのうもいろいろありましたけど、やっぱり我々は今の時代に逆行するようなことでもいかならうという議論もさっきしたところでしたが、これを一つの基本とした啓蒙啓発にどうこれからPR活動に努めていくかという、ここにもありますように、水力発電のPRというのは200万ありますけれども、これはまた別な方の意味で出てくるでしょうけれども、やっぱり新エネルギーとしてのこれからの対応していく一

つの県民へのアピール、認識、これは企業局がここまできたら中心になってやらんといかんのじゃないかなという気が強くしてならんのですよね。だから、今度のこの太陽光の事業にしましても、県広報なり、あるいは何らかの媒体を通して、これだけ県は犠牲を払ってやるんだから、県民の皆さんたちもしっかり認識をして、これから環境問題に取り組んでいきたいと思いますというぐらいの、そういうPRをどンドンしていかなんと、このままいきますと、いろいろ委員からも出ましたけれども、やっぱり費用対効果、そういうものに対する一つの疑義を感じてならんものですから、そこ辺を課長、しっかりやってくださいよ。

○時庭副局長 現在我々企業局は、年2回なんでございますが、発電所親子体験ツアーというのを持っております。去年までは科学技術館のほうとタイアップしまして、向こうのほうで発電に対するPRをやってまいりました。今、米良委員が言われましたように、そういう親子体験ツアーなどを含めて、言われましたことにつきましてもやってまいりたいと思いますけれども、基本的には行政側でございますけれども、我々は少しでもそのことにつきましても支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○西村委員 これは、今回つくるに当たりまして、これまでの過去のいろんところにつくってますよね、県のほかの部署がつくられたと思うんですけども、そのあたりの問題点なり、例えば修正しなけりゃいけないポイントは、施工のいい点、悪い点等を含めて検討されたんでしょうか。

○時庭副局長 過去に県の農業試験場等でやっておりますけれども、今回我々が導入するに当

たりましては、我々がつくっております企業局経営ビジョンとか、そういう中でもあったところでございますけれども、今回は新たに現在汎用していないような新しい型の機器かパネルを入れようということで研究をしたことがございます。以上でございます。

○西村委員 新しい型とか新しいモデルの導入ということは、それはそれで新しい時代ということか、1年たてば新しいものができるのでしょうか、それはそうなんですけれども、既に3億8,600万もかけて同じNEDOの補助金ももらった上でつくっているわけですよ。やはりその有効活用ありきをまず考えて、先ほど米良委員がおっしゃったように、まず県民に対して先につくったもののPR効果がどの程度あったのかということも含めて、企業局がこれから新しい計画を立てるのであれば、反省ないしまたPR効果というものを図っていく必要があるんじゃないでしょうか。

○郷田工務課長 おっしゃるとおりだと思います。やはり我々も知事部局とは違いますけれども、知事部局と一緒にあって連携をとりながら、県民に対してどういうふうに啓発を図っていくか、そして、新しいNEに向かって、取り組んでいくかというのを知事部局のほうとも連携をとりながらやっていきたいと思っております。

○西村委員 今回も、7,000万の事業に対しまして、実際できる電力量というのは20年で2,000万程度と。この5,000万という部分を行政が先んじてやらなければいけない部分とかPR効果とかCO₂に換算するとか、そういうものが5,000万に盛り込まれるということですね。その分、赤字差額はひっくり返して考えてくださいということだと思っております。私たちも新エネルギーに関しましては、非常に前向きな意見を持ってい

るんですけれども、じゃ、平成16年の実際3億8,600万、その20年間でつくられる電力量が1億円弱と。じゃそのときに、多分同じような議論があって、その間の3億円は県が先んじてやることだから、またPR効果になるからといって、3年前からやって、じゃその3億分の効果が今あったんですか。それを県民に、皆表に出て納得できているんですか。これは部局が全く違うことですから、私たちはわからない、そういうことは反省しますじゃなくて、企業局としての取り組み、また計画があるなら教えてください。

○郷田工務課長 企業局としては企業局でできる取り組みを一生懸命やっていきたいと思っております。

○時庭副局長 私どもは平成8年以前から、今現在は水力、それから工業用水、あるいは一ツ瀬川、やっておりますけれども、平成8年以前から何か新しいエネルギーに取り組むことが必要だなということがございましたので、中小水力とかあるいは風力とか等々につきましている調査研究をして、その中で太陽光もやってみりました。その中でエネルギーを電気事業者という観点から、どうしてもクリーンなエネルギーを入れたいということでございましたので、取り組んでまいって、今後ともそういうエネルギーについても研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○福田委員 啓蒙宣伝ということでございますから、普通こういう太陽光発電がついているところでは、玄関口等に普通は、民間の企業等では、「ただいま当ビルの使用電力の2分の1を賄っています」とか、そういう表示がディスプレイされますが、これは当然県民啓発事業でありますから、外部にそういうディスプレイが必

要かなという気がするんですが、これは恐らく玄関ですかね、ついているのは。

○時庭副局長 現在、私どものビルの1階にございますけれども、県電ホールの隣に一応PR用の写真等を掲げてございます。今回お願いしておりますこの予算の3番目でございますけれども、水力発電のPRということでございますけれども、このときに県内で現在の水力発電の発電量は幾らかとか、あるいは今回導入します太陽光につきましても、啓発用のパネルをつけて、その中でどのぐらいのエネルギーが発生しているか等々についても十分PRをしてみたいというふうに考えております。

○福田委員 わかりやすく、「ただいま企業局のビルの所要電力の2分の1を賄っています」とか、そういう表示がされると、非常に啓発事業として効果たらしめるんじゃないかなというふうに考えました。

○時庭副局長 大変貴重な御意見でございますので、この導入に向けて十分研究してみたいというふうに考えております。

○長友委員 資料の写真といえますか説明を見ますと、屋根の部分だけではなくて、外壁といえますか、そこらあたりもつくようになっているんでしょうか。

○郷田工務課長 今考えておりますのは、屋上の部分と壁面の部分、それから地上の部分、その3カ所を考えておるところです。

○長友委員 PR効果ということからいきますと、屋上ではなかなか見えにくい部分がありますので、壁面等のやつがしっかり見えるようにということと、新宿で看板等の落下事故等があった大変な事件が起こっておりますので、取りつけるからには、安全性がしっかりしたもの、そういう面もよろしくお願いをしたいと思っております。

○時庭副局長 今回の導入の工事につきましても、現場管理と検査等を含めまして厳正に対処してまいりたいと考えております。

○太田委員長 質疑はそのほかいいですか。

ないようでしたら、以上をもって質疑を終わりたいと思います。執行部の皆さん、どうも御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時38分再開

○太田委員長 それでは委員会を再開いたします。討論の継続であります、ありましたら……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 ほかに討論はなしということで討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

引き続き採決をいたします。西村委員から提出のありました議案第3号の修正案につきまして、可決することに賛成の方の挙手を求めます

〔賛成者挙手〕

○太田委員長 挙手少数。よって議案第3号の修正案については否決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

採決につきましても、議案ごとがよろしいで

しょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごと」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** それでは議案ごとにそれぞれ採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**太田委員長** 挙手多数。よって議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**太田委員長** 挙手多数。よって、議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**太田委員長** 挙手多数。よって、議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、報告第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**太田委員長** 挙手多数。よって、報告第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会

中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

○**福田委員** 先ほどの太陽光発電、一般競争入札にすることが言われてますが、念のために、やっぱり委員長報告の中にくれぐれも一般競争入札にすることを盛り込んでほしい、このように思います。

○**西村委員** 先ほどの件で、これまでの太陽光エネルギー、それを含めた新エネルギーに対しまして、今後、企業局が中心となっていくという先ほど意気込みを伺いましたので、これまで部局を超えて協力されてない部分も多々見えました。そのあたりも、今後、一致して協力して、企業局が中心となっていくということを盛り込んでいただきたいと思っております。

○**米良委員** さっきもいろいろありましたように、これは採算性に合わない一つの大事業でありますだけに、県民から誤解を招かないような、これによって将来、大きな効果をもたらしていくというPRといたしますか、普及啓蒙活動でしょうか、そこらあたりを委員長報告のほうで盛り込んでいただいて、県民に対するPRということをやれということをお願いいたします。

○**井上委員** それに関して言えば、企業局が中心というのは、県の組織からしても無理がありますので、知事部局、そのところをきちんとした認識、今まで公的な機関に対してちゃんと設置しているわけですから、先ほど西村委員からも出ましたけれども、その効果というのを

どんなふうにも県民に対してもアピールをするのかということが大事なので、やっぱり知事部局のそういう部局を超えた分野別、前から議論になっていますが、そういう部局を超えたつながりというか、そういう政策的な効果がどうあらわれているかということについての検証というのをしっかりやってもらう。そして県民にアピールしてもらうというふうにしていただけないかと思えます。

○太田委員長 承っておきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それではお諮りいたします。委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それではそのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分休憩

午後 2 時 50 分再開

○太田委員長 それでは委員会を再開いたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、御協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それではそのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月21日から24日にかけてこれまでの協議内容などについて実施することとし、詳細については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それではそのようにいたします。なお具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様には大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 51 分閉会